

第十二回国会法律集

法務府

昭和二十六年十二月

CZ
4
5



81W36711



CZ
4
5



編集について

- 一、第十二回臨時国会の会期は、昭和二十六年十月十日より同年十一月三十日までの五十二日間であつたが、この間にこの国会で制定された法律は、昭和二十六年法律第二五四号から第三一三号まで及び第三一八号の六十一件である。本書はこれらの法律を公布番号順に収録したものである。なお、条約のうち平和条約及び安全保障条約の二件を参考として掲載した。
- 一、事項別の目次を掲げ、罰則のあるものには●印を附し、各頁の柱には法律名と法律番号を入れた。
- 一、巻末に審議経過及び改廃法令索引を収録した。
- 一、第十一回臨時国会は、会期三日間(昭和二十六年八月十六日から同年八月十八日まで)にて、法律は成立しなかつたので(提出法案一件)、特に第十一回国会法律集としての刊行はない。

昭和二十六年十二月

法務府法制意見第四局法規課

81W36711

第十二回国会法律集事項別 目次

国会

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一、三〇法二七六)……………一八三

行政組織

○日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・一三法二六〇)……………五三

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・二四法二六一)……………五六

●公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律……………(昭和二六・一一・二九法二六八)……………九六

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・三〇法二七七)……………一八四

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・三〇法二七八)……………一九一

○外務省設置法……………(昭和二六・一一・一法二八三)……………二九三

○昭和二十六年における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律……………(昭和二六・一二・一法二八四)……………三〇七

●未復員者給与法等の一部を改正する法律……………(昭和二六・一二・三法二八六)……………三二二

○行政機関職員定員法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一二・六法二九七)……………三四五

○国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二六・一二・六法三〇〇)……………三五六

○恩給法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一二・一五法三〇六)……………三八七

○旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律……………(昭和二六・一二・一五法三〇七)……………三九九

○昭和二十六年における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改訂に関する法律……………(昭和二六・一二・一五法三〇八)……………四〇二

地方自治

○地方税法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・二九法二六九)……………一〇〇

○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・二九法二七〇)……………一〇七

司法

○会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律……………(昭和二六・一一・二四法二六二)……………五七

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・三〇法二七九)……………二七九

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改

正する法律……………(昭和二六・一一・三〇法二八〇)……………二八五

○裁判所職員定員法等の一部を改正する法律……………(昭和二六・一二・六法二九八)……………三五三

○裁判所職員臨時措置法……………(昭和二六・一二・六法二九九)……………三五四

財務

○郵便為替法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一〇・三一法二五五)……………八

○財産税法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・二六法二六三)……………五八

○租税特別措置法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・二七法二六五)……………七四

○外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・二八法二六六)……………七八

○関税法等の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・二九法二七一)……………一〇九

○所得税法の臨時特例に関する法律……………(昭和二六・一一・三〇法二七三)……………一一六

○法人税法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・三〇法二七四)……………一七三

○郵便振替貯金法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・三〇法二八二)……………二九〇

○物品税法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一二・三法二八七)……………三二六

○日本専売公社法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一二・三法二八八)……………三二七

○一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする繰入金に関する法律……………(昭和二六・一二・五法二九三)……………三四二

○食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため一般会計からする繰入金に関する法律……………(昭和二六・一二・五法二九四)……………三四三

○農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支払財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律……………(昭和二六・一二・五法二九五)……………三四四

○米国対日援助物資等処理特別会計の一部を改正する法律……………(昭和二六・一二・五法二九六)……………三四四

○学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲与並びにこれに伴う財政措置に関する法律……………(昭和二六・一二・六法三〇一)……………三六〇

○租税特別措置法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・八法三〇三)……………三六五
○糸価安定特別会計法……………(昭和二六・一一・一七法三一)……………四二〇

教育・文化

○博物館法……………(昭和二六・一一・一法二八五)……………三〇八
○文化財保護法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・二四法三一八)……………四四七

産 業

○農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・二九法二七二)……………一一二

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・三〇法二七五)……………一七九

○輸出信用保険法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・三〇法二八一)……………二八七

○日本輸出銀行法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・三三法二九〇)……………三四〇
○国民金融公庫法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・三三法二九一)……………三四〇

●商工組合中央金庫法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・七法三〇二)……………三六三

○保険業法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・一〇法三〇四)……………三七五

●損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・一〇法三〇五)……………三七八

○漁業法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・一五法三〇九)……………四〇九

●繭糸価格安定法……………(昭和二六・一一・一七法三一〇)……………四一二
○漁港法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・一七法三一)……………四二四

●水産資源保護法……………(昭和二六・一一・一七法三一三)……………四二七

運 輸

○国有鉄道運賃法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一〇・三一法二五七)……………四五
○日本国有鉄道法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・三三法二九二)……………三四一

通 信

○郵便法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一〇・三一法二五四)……………一
○電信電話料金法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一〇・三一法二五六)……………一三

厚 生

○厚生法の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・一七法三一)……………四二四

○保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律……………(昭和二六・一一・六法・二五八)……………五〇

○診療所における同一患者の收容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律……………(昭和二六・一一・一二法・二五九)……………五二

渉外

○連合国財産補償法……………(昭和二六・一一・二六法・二六四)……………六〇

●旅券法……………(昭和二六・一一・二八法・二六七)……………七九

○旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律……………(昭和二六・一一・三三法・二八九)……………三二九

条約

○日本国との平和条約……………(昭和二六・一一・二六法・二六四)……………六〇

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約……………(昭和二六・一一・二八法・二六七)……………七九

郵便法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十月三十一日 法律第二百五十四号)

郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号中「第四種のうち」〔商品の見本及びびび形 三百グラム〕を「第四種のうち盲人用点字のみを掲げたもの 三キログラム」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十条第一項中「電気通信省」の下に「又は日本放送協会」を、「左のものは、」の下に「省令の定めるところにより、」を加え、同条第二項中「他の法律に規定のあるもの及び」を削る。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条(第一種郵便物) 左の郵便物は、第一種郵便物とする。

- 一 筆書した書状(特定の人にあてた通信文を筆書(印章又はタイプライターによる場合を含む。)したもので、郵便葉書でないものをいう。以下同じ。)を内容とするもの
 - 二 開封としないもの(第二十六条第一項後段の規定により密閉したものを除く。)
- 第一種郵便物の料金は、重量二十グラム又はその端数ごとに十円とする。
- 第二十二条第二項を次のように改める。
- 第二種郵便物の料金は、通常葉書にあつては五円、往復葉書にあつては十円、小包葉書にあつては十円、小包葉書にあつては五円、往復葉書にあつては十円、小包葉書にあつては十円とする。

郵便法の一部を改正する法律 (二五四)

は六円とする。但し、十二月十五日から翌年一月十日までの間に省令の定めるところにより年賀状として差し出された通常葉書の料金は、四円とする。

第二十三条第四項中「三円」を「四円」に、「八十銭」を「二円」に、同条第五項中「千二百円」を「二千円」に改める。

第二十五条第二項中「六百円」を「千円」に、「九百円」を「千五百円」に改める。

第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

第二十六条(第四種郵便物) 左の郵便物で開封とするものは、第四種郵便物とする。蚕種を内容とする郵便物で差出郵便局の承認のもとに密閉したのも、同様とする。

一 法令に基き監督庁の認可又は認定を受け通信による教育を行う学校又は法人とその受講者との間に当該通信教育を行うために発受する郵便物(筆書した書状を内容とするものを除く。)で省令の定めるところにより差し出されるもの

二 盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの

三 植物種子、苗、苗木、茎、根、樹皮及びきこので栽植又は培養の用に供するものを内容とするもの

四 蚕種、家きんの卵、はち及び食用がえるで繁殖又は飼養の用に供するものを内容とするもの

五 法令の規定に基いて行う食糧の検査のため官公署相互間に発受する食糧の標本を内容とするもの

第四種郵便物の料金は、左の通りとする。

一 前項第一号に掲げるもの

重量百グラム又はその端数ごとに

四円

二 前項第二号に掲げるもの

重量一キログラム又はその端数ごとに

一円

三 前項第三号から第五号までに掲げるもの

重量百グラム又はその端数ごとに

二円

第二十七条(第五種郵便物) 第一種から第四種までの郵便物に該当しない郵便物は、第五種郵便物とする。

第五種郵便物の料金は、重量百グラム又はその端数ごとに八円とする。

第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二(市内特別郵便物の料金) 左の条件を具備する第五種郵便物の料金は、前条第二項の規定にかかわらず、五円とする。

一 同一の郵便区(郵便局について定められる郵便物の配達区域をいう。以下同じ。)内、都の同一区内又は同一市町村内(京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市内にあつては同一区内)のみにおいて発着するものであること。

二 重量が百グラムをこえないものであること。

郵便法の一部を改正する法律 (二五四)

郵便法の一部を改正する法律 (二五四)

四

三 同一差出人から同一内容のものを同時に百通以上省令の定めるところにより差し出されたものであること。

第三十一条中「二十五円」を「三十円」に、「三十五円」を「五十円」に、「四十五円」を「六十五円」に、「五十五円」を「八十五円」に改め、同条に次の一項を加える。

長さ、幅及び厚さの合計が一メートルをこえる小包郵便物で重量四キログラム以下のものは、前項の料金算定に当つては、重量四キログラムをこえ六キログラム以下のものとみなす。

第三十二条第四項中「並びに日本銀行」を「日本銀行並びに社会保険診療報酬支払基金」に改める。

第三十二条の二第二項中「一円」を「二円」に改める。

第三十四条第三項中「六百円」を「千円」に改める。

第四十三条第二項中「十五円」を「二十円」に、「三十円」を「四十円」に、「二十円」を「三十円」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条(転送) 第二十七条の二に規定する市内特別郵便物以外の郵便物は、その受取人がその住所又は居所を変更した場合においてあらたな住所又は居所が判明しているときは、これをそのあらたな住所又は居所に転送する。この場合には、当該郵便物が速達又は航空郵便としたものでも、速達又は航空郵便の取扱をしない。

小包郵便物又は書留とした通常郵便物を転送したときは、郵政省は、配達の際あらたに受取人に

左の料金を納付させる。受取人が納付しないときは、差出人がこれを納付しなければならない。

一 小包郵便物

当該郵便物があらたな住所又は居所にあてて転送する郵便局に差し出された場合と同一の料金(書留料以外の特殊取扱の料金を除く)。

二 書留とした通常郵便物

当該郵便物の書留料

第四十八条第一項中「二千六百四十円」を「三千円」に、「千八百円」を「二千四百円」に、「千四百四十円」を「千八百円」に、「百三十五円」を「百八十円」に改める。

第五十条第二項の表中「三百六十円」を「五百円」に、「二百四十円」を「三百二十円」に、「百五十円」を「二百円」に、「六百三十円」を「九百円」に、「四百二十円」を「五百六十円」に、「二百六十円」を「三百五十円」に、「千八十円」を「千五百円」に、「七百二十円」を「九百六十円」に、「四百五十円」を「六百円」に改め、同条第三項中「百八十円」を「百八十円」に改める。

第五十二条第一項に後段として次のように加える。

この場合には、当該郵便物が速達又は航空郵便としたものでも、速達又は航空郵便の取扱をしない。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 (郵便物の還付の際の料金) 小包郵便物又は書留とした通常郵便物を差出人に還付すべ

郵便法の一部を改正する法律 (二五四)

五

郵便法の一部を改正する法律(二五四)

きときは、差出人は、あらたに左の料金を納付しなければならない。

一 小包郵便物

当該郵便物がそのあて先への郵便物配達を受け持つ郵便局に差出人の住所又は居所にあてて差し出された場合と同一の料金(書留料以外の特殊取扱の料金を除く。)

二 書留とした通常郵便物

当該郵便物の書留料

前条の規定により郵便物を差出人に還付すべきときは、料金が未納又は不足であるものについては、差出人は、その不納金額の二倍に相当する額の料金を納付しなければならない。

第五十八条第二項中「その現金の額と同額」を「その現金の額をこえない額」に改め、同条第五項を次のように改める。

書留料は、左の通りとする。

一 損害要償額が千円以下であるもの

三十五円

二 損害要償額が千円をこえるもの

千円をこえる二千円又はその端数ごとに現金を内容とするものにあつては五円、現金以外の物を内容とするものにあつては一円の割合で算出した金額を三十五円に加えた金額

第六十条第三項中「二十円」を「二十五円」に、「三十円」を「四十円」に改め、同項の次に次の一項を加

える。

速達とする通常郵便物で他の特殊取扱としないものうち、その納付料金額が当該郵便物の料金及び速達料の合計額には達しないけれども前項の速達料相当額以上であるものについては、第五十一条の規定を準用する。

第六十条の二第四項第一号中「二十円」を「二十五円」に、同項第二号中「十四円」を「十五円」に、「二十円」を「三十円」に、同項第三号中「十五円」を「二十円」に改める。

第六十一条第三項中「四十五円」を「五十円」に改める。

第六十二条第四項及び第六十三条第三項中「四十五円」を「五十円」に、「二十三円」を「二十五円」に改める。

第六十四条第四項及び第六十六条第三項中「四十五円」を「五十円」に改める。

第六十九条中「受取人の過失、当該郵便物の性質若しくは欠陥又は不可抗力」を「受取人の過失又は当該郵便物の性質若しくは欠陥」に改める。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十六年十一月一日から施行する。
- 2 昭和二十六年十二月十五日から昭和二十七年一月十日までの間に第二十三条第二項但書の規定により年賀状として差し出された通常葉書の料金は、同項但書の規定にかかわらず、二円とする。
- 3 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

郵便法の一部を改正する法律(二五四)

郵便為替法の一部を改正する法律(二五五)

八

4 この法律の施行の際現に私設されている郵便差出箱又は使用されている郵便私書箱のその期における取集料又は使用料は、月割額による。

郵便為替法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十月三十一日
法律第二百五十五号)

郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七条中「通常為替、電信為替及び小為替」を「普通為替及び電信為替」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条(普通為替) 普通為替においては、差出人が現金を郵便局に差し出したときに、その郵便局において、差し出された現金の額を表示する普通為替証書を発行してこれを差出人に交付し、差出人が指定する払渡郵便局(その指定がないときは、受取人が選択する払渡郵便局)において、差出人が指定する受取人(その指定がないときは、普通為替証書の持参人)に普通為替証書と引き換えに為替金を払い渡す。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条中「前三条」を「第八条及び第九条」に改める。

第十二条第一項を次のように改める。

為替金に関する受取人の権利は、差出人が受取人を指定しない普通為替に関するものを除いては、銀行以外の者に譲り渡すことができない。

第十六条第一項本文を次のように改め、同項但書中「通常為替」を「普通為替」に、「通常為替証書」を「普通為替証書」に改める。

普通為替証書及び電信為替証書(以下郵便為替証書と総称する。)の金額は、一枚につき、五万円以下とする。

第十七条を次のように改める。

第十七条(郵便為替の料金) 郵便為替の料金は、郵便為替証書一枚につき左の通りとする。

一 普通為替

為替金額千円以下の場合	三十円
同 千円をこえ、三千円以下の場合	四十円
同 三千円をこえ、五千円以下の場合	五十円
同 五千円をこえ、一万円以下の場合	六十五円
同 一万円をこえ、二万円以下の場合	八十五円
同 二万円をこえ、三万円以下の場合	百五円
同 三万円をこえ、四万円以下の場合	百二十五円

郵便為替法の一部を改正する法律(二五五)

九

郵便為替法の一部を改正する法律(二五五)

一〇

同 四万円をこえ、五万円以下の場合

百四十五円

二 電信為替

普通為替の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額

前条第一項但書の規定により制限額を引き上げた場合における郵便為替については、五万円又はその端数ごとに各別に郵便為替証書を発行したものとみなして、前項の例による。

郵便為替の料金は、差出人が第八条又は第九条の規定により現金を郵便局に差し出す際、これを納付しなければならない。

第十九条第一項第二号中「通常為替証書」を「普通為替証書」に、同項第三号中「通常為替」を「普通為替」に改める。

第二十一条第一項第一号を次のように改め、同条第二項中「十円」を「二十円」に改める。

一 電信為替証書を亡失したとき。

「第二章 通常為替」を「第二章 普通為替」に改める。

第二十五条第一項中「通常為替証書」を「普通為替証書」に改める。

第二十六条第一項中「通常為替」を「普通為替」に、「第十七条第四項」を「第十七条第三項」に改め、同条第二項を削る。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条(普通為替証書の記載事項の訂正等) 普通為替証書の記載事項の訂正又は払渡郵便局の指

定のまつ消は、郵便局が、差出人の請求によつてする。

第二十八条第三項を削る。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

第三十条第二項を次のように改める。

前項の規定による取扱については、差出人は、郵便又は電信に関する料金を基準として省令で定める料金を納付しなければならない。

第三十一条第一項中「通常為替」を「普通為替」に改め、同条第三項中「第二十七条第三項」を「前条第二項」に改める。

第三十二条第二項中「亡失され、若しくは」を削り、同条第三項中「十円」を「二十円」に改める。

第三十三条第一項中「通常為替」を「普通為替」に改め、同条第二項を削る。

第三十四条第二項中「第二十七条第三項」を「第三十条第二項」に改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条(振出請求書の記載事項の訂正) 第九条の規定により差出人が現金を差し出した郵便局は、差出人の訂正の請求があるときは、振出請求書の記載事項を訂正し、又は払渡郵便局に訂正の請求があつた旨を差出人の指定に従い郵便若しくは電信で通知する。

前項の通知があつたときは、払渡郵便局は、振出請求書の記載事項を訂正する。但し、既に為替

郵便為替法の一部を改正する法律(二五五)

一一

郵便為替法の一部を改正する法律(二五五)

一一

金を払い渡した後であるときは、その旨を差出人に通知するに止める。

第一項に規定する通知の取扱については、第三十条第二項の規定を準用する。

「第四章 小為替」を削る。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条(払渡の停止) 電信為替の差出人が為替金の払渡の停止を請求したときは、郵便局は、為替金を払い渡さず、又は払渡郵便局に払渡の停止の請求があつた旨を差出人の指定に従い郵便若しくは電信で通知する。

前項の通知があつたときは、払渡郵便局は、為替金を払い渡さない。但し、既に為替金を払い渡した後であるときは、その旨を差出人に通知するに止める。

為替金の払渡の停止の解除の請求があつた場合において、その請求を受けた郵便局が払渡郵便局でないときは、差出人の指定に従い郵便又は電信で払渡郵便局に解除の請求があつた旨を通知する。

第一項及び前項に規定する通知の取扱については、第三十条第二項の規定を準用する。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条(準用規定) 電信為替については、第二十八条及び第三十条から第三十三条までの規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項、第三十条第一項及び第三十二条第一項中「第八條」とあるのは、「第九條」と読み替えるものとする。

前項において準用する第三十二条第二項の規定による払もどしは、電信為替証書を亡失した場合においても、これをする。

第一項において準用する第三十三条の規定による払渡郵便局及び払もどし郵便局の変更については、差出人又は受取人は、その料金として十円を納付しなければならない。

附則

1 この法律は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

2 この法律の施行の際まだ為替金が払い渡されていない通常為替及び小為替は、この法律の規定による普通為替とみなす。

電信電話料金法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十月三十一日
法律第二百五十六号)

電信電話料金法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。
別表一中第一類及び第二類を次のように改める。

第一類	料 金 種 別	単 位	料 金 額
第一	電報料		

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

一三

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

一 普通電報料

(一) 市内電報料

基本料

和文十字
欧文五語 まで

三十円

累加料

和文五字まで
欧文一語 ごとに
追加一名あてごとに

七円

名あて料

追加一名あてごとに

七円

(二) 市外電報料

基本料

和文十字
欧文五語 まで

五十円

累加料

和文五字まで
欧文一語 ごとに
追加一名あてごとに

十円

名あて料

追加一名あてごとに

十円

二 翌日配達電報料

基本料

和文十字
欧文五語 まで

三十円

累加料

和文五字まで
欧文一語 ごとに
追加一名あてごとに

七円

名あて料

追加一名あてごとに

七円

三 無線電報料

基本料

和文十字
欧文五語 まで

百円

累加料

和文五字まで
欧文一語 ごとに
追加一名あてごとに

二十円

名あて料

追加一名あてごとに

二十円

四 医療無線電報料

基本料

和文十字
欧文五語 まで

五十円

累加料

和文五字まで
欧文一語 ごとに

十円

五 新聞電報料

基本料

和文五十字
欧文十語 まで

十五円

累加料

和文五十字
欧文十語 までごとに

十円

六 新聞無線電報料

基本料

和文五十字
欧文十語 まで

三十円

累加料

和文五十字
欧文十語 までごとに

二十五円
(月額)

七 放送無線電報料

一日放送
字語数 和文五百字
欧文百語 までごとに

三千二百円

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

八 同報無線電報料

(一) 模写方式による場合

(1) 予約時間
に対する 送信料
一日予約時間三十分までごとに
一受信人につき一日予約時間三十
分までごとに (月額)
一万円
三百十円 (月額)

(2) 超過時間
に対する 送信料
一日超過時間三十分までごとに
一受信人につき一日超過時間三十
分までごとに (月額)
六百三十円
十五円 (月額)

(二) その他の方式による場合

(1) 予約字数
に対する 送信料
一日予約総字数五百字までごとに
一受信人につき一日予約総字数五
百字までごとに (月額)
三千二百円
百円 (月額)

(2) 超過字数
に対する 送信料
一日超過字数五百字までごとに
一受信人につき一日超過字数五百
字までごとに (日額)
二百円
五円 (日額)

九 気象通知電報料

(一) 気象特報(符号
訳文)

(月額)
百円
百十円

(二) 気象警報

十 写真電報料

一通ごとに

七十円

甲号

千百円

乙号

七百円

丙号

五百五十円

十一 模写電報料

一通ごとに

二百八十円

十二 慶弔電報料

一通ごとに

普通電報料、翌日配達
電報料又は無線電報料
と同額

十三 船舶通報料

(一) 通過報料

一通ごとに

(1) 登記料を納付した
場合

三十円

(2) 臨時請求の場合

四十円

(二) 信号報料

信号料

一通ごとに

百円

電報料又は郵便料

一通ごとに

実費
普通電報料と同額

(三) 海難報料

一通ごとに

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

第二 特殊取扱の料金

一 至急料

電報料(同文電報に
いては)電報料及び同
無線電報及び新開無線
電報に於いては、二分

二 照校料

電報料(同文電報に
いては)電報料及び同
文料)の二分の一

三 電報受信報知料

普通電報の基本料に五
円を加えた額

四 郵便受信報知料

第二種郵便物の料金の
二倍に五円を加えた額

五 追尾電報の追送に関する料金

追送一回ごとに

新たに電報を差し出し
た場合の料金に五円を
加えた額

六 再送電報の再送に関する料金

再送一回ごとに

新たに電報を差し出し
た場合の料金に五円を
加えた額

七 同文料

原信を除き一通ごとに

電報の基本料の十分の
八(市内電報については
二十五円)

八 別使配達料

(一) 島しょあて以外の場合

一通ごとに

十六キロメートルまで

十六キロメートルをこえるときは
四キロメートルまでごとに

百二十円

三十円

(二) 島しょあての場合

百二十円。但し、配達
実費がこれをこえると
きは、その実費

九 はしけ配達料

一通ごとに

百二十円。但し、配達
実費がこれをこえると
きは、その実費

十 特使配達料

一通ごとに

百二十円

十一 返信料前納取扱料

一通ごとに

十円

十二 諾否報知料

一通ごとに

四十円

十三 配達日時指定料

一通ごとに

十円

十四 翌朝配達指定料

一通ごとに

五円

十五 別使配達料受信人払料

一通ごとに

五円

十六 はしけ配達料受信人払料

一通ごとに

五円

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

二〇

十七 親展料	一通ごとに	五円
十八 留置料	一通ごとに	五円
十九 局待料	一通ごとに	五円
第三 その他の料金		
一 電線託送料	一通ごとに	五円
二 略号登記料	一の略号ごとに	(年額) 百円
三 配達先登記料	一の配達場所又は受取人一人ごとに	(年額) 千四百円
四 正写料	和文百字 欧文二十五語 までごとに	十円
五 尋問料	一回ごとに	十円
六 船舶通報の登記に関する料金	各種別につき一の指定ごとに	(年額) 百四十円
(一) 登記料		実費
(二) 通過報登記通知料		実費

尋問とその回答に要する電報を普通電報又は無線電報として差し出した場合の電報料と同額

第二類 電信回線専用に関する料金

料 金 種 別	単 位	料 金	額
第一 電信回線専用料			
一 長期専用の場合			下記以外の場合 新聞社又は通信社の専用する場合
(一) 線路専用料		(年額)	(年額)
陸上線路	一キロメートルまでごとに	千八百三十円	千二百円
海底線路	一キロメートルまでごとに	一万二千九百六十円	八千四百円
(二) 機械専用料		(年額)	(年額)
音響単信機	一座ごとに	一万六千三百二十円	八千六百六十円
音響二重機	一座ごとに	三万七千二百四十円	一万五千三百六十円
印刷単信機	一座ごとに	十一万二千八百四十円	五万六千四百円
印刷二重機	一座ごとに	二十二万五千六百四十円	十一万二千八百円
(三) 移転料		実費	実費

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

二一

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

二 設備費負担長期専用の場合

(一) 線路専用料

陸上線路

一キロメートルまでごとに

(年額)
七百七十円

(二) 機械専用料

調音単信機

一座ごとに

(年額)
一万四千四百円

調音集信機

一座ごとに

二万六千四百円

印刷単信機

一座ごとに

六万七千二百円

印刷二重機

一座ごとに

十三万四千四百円

電話機

一座ごとに

六千二百四十円

(三) 移転料

(実費)

三 短期専用の場合

(一) 線路専用料

陸上線路

一キロメートルまでごとに

(日額)
六円

海底線路

一キロメートルまでごとに

四十三円

(二) 機械専用料

音響単信機

一座ごとに

(日額)
五十円

音響二重機

一座ごとに

百円

印刷単信機
印刷二重機

一座ごとに
一座ごとに

三百七十五円
七百五十円

第二 機械設備料及び移転料

写真電信回線専用料及び模

一 長期専用又は短期専用の場合

(一) 線路専用料

市外線専用料

一回線ごとに

市内線専用料

市外専用電話の市外線専用料及び
分岐引込料と同額
市内専用電話の回線設備料及び回
線維持料と同額
実費

(二) 機械専用料、機械設備料

(短期専用に限る。)及び移転料

二 臨時専用の場合

市外線専用料

一回線ごとに

市内線専用料

一回線ごとに

常時使用する場合

専用の都度作成する場合

専用区間及び専用時間に相当する
待時通話区間の普通通話料の三倍
市内専用電話の回線設備料及び回
線維持料と同額
(日額)
三百円

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

電信電話料金法の一部を改正する法律（二五六）

三 写真電信又は模写電信以外の用途に共用する場合の加算額
一回線ごとに

電話と共用する場合

電信及び電話と共用する場合

第三 無線電信設備専用料及び特殊装置専用料

共用区間に相当する電信回線専用料の十分の一
共用区間に相当する市外専用電話の市外線専用料の十分の一
共用区間に相当する電信回線専用料の十分の一に市外専用電話の市外線専用料の十分の一を加えた額
実費

第四

電信回線、写真電信回線、模写電信回線又は無線電信設備を二人以上の者が共同して専用する場合の附加料金

- 一 二人の場合
- 二 三人の場合
- 三 三人をこえる場合

線路専用料又は無線電信設備専用料の十分の三
線路専用料又は無線電信設備専用料の十分の五
線路専用料又は無線電信設備専用料の十分の五に三人をこえ一人を増すごとに十分の一を加えた額

別表二中第一類から第四類までを次のように改める。
第一類 加入電話に関する料金

料 金 種 別	単 位	料 金 額
第一 加入料	一 加入ごとに	三百円
第二 電話使用料	一 加入ごとに	住宅用 (月額)
一 一度数料金制による場合	一 加入ごとに	事務用 (月額)
(一) 基本料		
単独加入		
一級局		三百八十円
二級局		三百四十円
三級局		三百円
四級局		二百六十円
五級局		二百二十円
二の共同（自動接続市外通話方式を施行する自動式局に属する加入に限る。）		
一級局		二百五十円
二級局		二百二十円
三級局		百九十円
四級局		百六十円
五級局		百四十円

電信電話料金法の一部を改正する法律（二五六）

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

(一) 一度数料

二 均一料金制による場合

市内通話一度数ごとに
一 加入ごとに

五円 (住宅用) (月額)
千四百円 (業務用) (月額)

単独加入

- 三級局
- 四級局
- 五級局
- 六級局
- 七級局
- 八級局
- 九級局
- 十級局
- 基本額
- 加算額

普通加入区域とみなされる
区域内の關係電話線路百メ
ートルまでごとに

八百四十四
七百二十四
六百円
五百四十四
四百八十四
四百三十四
三百六十四
七十円
二十四円
百十四
四十円

共同加入

二の共同

別に信号装置を要しないもの

- 一級局
- 二級局
- 三級局
- 四級局
- 五級局
- 六級局
- 七級局
- 八級局
- 九級局
- 十級局
- 基本額
- 加算額

普通加入区域とみなされる
区域内の關係電話線路百メ
ートルまでごとに

六百十四
五百五十四
四百九十四
四百四十四
三百九十四
三百五十四
三百十四
二百七十四
二百三十四
七十円
二十四円
千二十四
九百二十四
八百二十四
七百三十四
六百五十四
五百八十四
五百十四
四百五十四
三百九十四
百十四
四十円

別に信号装置を要するもの

- 一級局
- 二級局
- 三級局

五百六十四
五百円
四百五十四
九百三十四
八百四十四
七百五十四

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

二八

四級局	四百円	六百七十円
五級局	三百六十円	五百九十円
六級局	三百二十円	五百三十円
七級局	二百八十円	四百七十円
八級局	二百四十円	四百十円
九級局	二百円	三百五十円
三又は四の共同		
一級局	四百六十円	七百六十円
二級局	四百十円	六百八十円
三級局	三百七十円	六百十円
四級局	三百三十円	五百五十円
五級局	二百九十円	四百九十円
六級局	二百六十円	四百四十円
七級局	二百三十円	三百九十円
八級局	二百円	三百四十円
九級局	百七十円	二百九十円
五以上の共同		

第三

- 一 普通加入区域外加入
- (一) 特別加入区域内

一加入ごとに
関係電話線路百メートルま
でごとに

住宅用 (月額)
事務用 (月額)

単独加入	二十四円	四十円
共同加入		
二の共同	十四円	二十四円

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

二九

三

甲種増設電話機を接続する加入電話又は交換機による接続電話機を接続する加入電話に對する加算額

一加入ごとに

(月額)
電話使用料(度数料を除く。)の二分の一

三級局	二百八十円	四百七十円
四級局	二百五十円	四百三十円
五級局	二百三十円	三百九十円
六級局	二百十円	三百五十円
七級局	百九十円	三百十円
八級局	百七十円	二百七十円
九級局	百五十円	二百三十円

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

三〇

- 三又は四の共同
- 五以上の共同
- (一) 加入区域外

十一円 十八円
七円 十二円

- 単独加入
- 共同加入

関係電話線路百メートルまでごとに
関係電話線路百メートルまでごとに

三十三円 五十五円

- 二の共同
- 三又は四の共同
- 五以上の共同
- 他局の加入区域内にあるもの
に対する加算額

二十円 三十三円
十五円 二十五円
十円 十七円

二 増設機械

一箇ごとに

- (一) 電話機

(月額) 住宅用 二百円
事務用 (月額)

- 局維持
- 加入者維持

百二十円 二百円
六十円 百円

- (二) 受話器

局維持

三十六円 六十円

- (三) 電鈴

局維持

三十四円 四十円

- (四) 附属交換機

加入者維持

三十四円 六十円
実費 四十円

- (五) 加入者以外の者の使用する
増設電話機に対する加算額

二箇以上の加入回線又は甲種増設電話機の回線に共通に接続する電話機に対する加算額

七十二円 百二十円
実費 百四十円

- (六) 二回線に共通に接続する場合
- 三回線に共通に接続する場合
- 四回線に共通に接続する場合

六十円 百円
七十二円 百二十円
八十四円 百四十円
実費 百四十円

三 接続電話機

一箇ごとに

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

三一

(月額) 住宅用 六十円
(月額) 事務用 百円

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

四 甲種増設電話機又は接続電話機を市外専用電話の回線に接続する場合の附加使用料
市外専用電話の回線一回線につき接続一箇所ごとに
(月額) 千五百円
住宅用
(月額) 用
(事務) 用
(月額) 用

五 移動電話機装置

電話機に対する加算額
一箇ごとに 三十円
電話機を接続するための装置
一箇所ごとに 三十六円
実費
五十円
六十円

第四 電話線設備料

第五 装置料

一 加入申込受理の場合
一加入ごとに 四千円
実費

二 増設機械装置の場合
実費

三 移動電話機装置請求の場合
電話機を接続するための装置一箇所ごとに 五百円

四 構内移転又は一時撤去の場合

(一) 電話機
一箇ごとに 千五百円

(二) 増設電鈴
一箇ごとに 五百円

(三) 移動電話機装置
電話機を接続するための装置一箇所ごとに 五百円

(四) 附属物品(電話機、電鈴、移動電話機装置又は附属交換機の移転又は一時撤去の場合を除く)
一箇ごとに 五百円

(五) 附属交換機及びその附属物品
実費

五 構外移転の場合
(一) 電話機
一箇ごとに 四千円

同一建造物内の移転で加入者が電話線を建設供給する場合
千五百円

(二) 増設機械又は移動電話機装置
四と同額

六 災害電話の復旧の場合
一箇ごとに 五と同額

第六 名義変更料
一加入ごとに 三百円

第七 電話番号簿掲載料
一掲載ごとに 三百円

第八 臨時電話に関する料金

一 装置料
一加入ごとに 三千二百円

(一) 加入申込受理の場合
一箇ごとに 第五の四又は五と同額

(二) 電話機械移転の場合
一箇ごとに 第五の四又は五と同額

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

三四

二 電話使用料

(一) 度数料金制による場合 一加入ごとに

基本料

(月額)
百六十円

度数料

市内通話一度数ごとに

五円

(二) 均一料金制による場合 一加入ごとに

(月額)
二百四十円

(三) 甲種増設電話機を接続する

臨時電話又は交換機による
接続電話機を接続する臨時
電話に対する加算額

(月額)
電話使用料(度数料を除く。)の二分
の一

第九 臨時増設機械に関する料金

一 装置料

実費

二 附加使用料

一箇ごとに

(一の使用期間ごとに)
六百円
実費

(二) 附属交換機

第二類 通話に関する料金

料 金 種 別

単 位

料 金 額

第一 公衆電話料

五円

第二 市外通話料

一度数ごとに

一 普通通話料

一通話時ごとに

通話区間

待時通話区間

即時又は準即時
通話区間

- 十キロメートルまで
- 二十キロメートルまで
- 三十キロメートルまで
- 四十キロメートルまで
- 六十キロメートルまで
- 八十キロメートルまで
- 百キロメートルまで
- 百二十キロメートルまで
- 百六十キロメートルまで
- 二百キロメートルまで
- 二百四十キロメートルまで
- 二百八十キロメートルまで
- 三百二十キロメートルまで

- 七円
- 十四
- 十五円
- 二十円
- 二十五円
- 三十円
- 三十五円
- 四十円
- 五十円
- 六十円
- 七十円
- 八十円
- 九十円

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

三五

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

三百八十キロメートルまで	百四	百六十円
四百七十キロメートルまで	百二十円	百九十円
五百九十キロメートルまで	百四十円	二百二十円
七百十キロメートルまで	百六十円	二百五十円
八百三十キロメートルまで	百八十円	二百八十円
九百五十キロメートルまで	二百十円	三百二十円
千百キロメートルまで	二百四十円	三百六十円
千二百五十キロメートルまで	二百七十円	四百円
千五百キロメートルまで	三百円	四百四十円
千八百キロメートルまで	三百三十円	四百八十円
二千百キロメートルまで	三百六十円	五百二十円
二千四百キロメートルまで	三百九十円	五百六十円
二千四百キロメートルをこえるもの	四百二十円	六百円
二 至急通話料	普通通話料の二倍	
三 特別至急通話料	普通通話料の三倍	
四 定時通話料	普通通話料の四倍	
第三 通話取消料	一回ごとに	

三六

一定時通話以外の通話

通話区間		
十キロメートルまで	三四	
八十キロメートルまで	五四	
二百四十キロメートルまで	十五円	
五百九十キロメートルまで	二十五円	
千五百キロメートルまで	三十五円	
千五百キロメートルをこえるもの	四十五円	
二 定時通話	一の三倍	
第四 予約通話料	(月額)	普通通話料の九十倍
第五 予約新聞電話料	(月額)	普通通話料の十五倍
第三類 岸壁電話	料	金
一 使用料	種	別
	単	位
	一回線ごと	
	(日額)	三百円
		九十四

局維持の場合の加算額

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

三七

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

三八

- 二 市外通話料
- 三 通話取消料

第二類第二と同額
第二類第三と同額

第四類 専用電話に関する料金

第一 市内専用電話料

料 金 種 別 単 位

料 金 額

一 設備料

(一) 電話機

一箇ごとに

九千円

構外からの引込線不要のもの
に対する料金減額

一箇ごとに

千五百円

(二) 増設受話器

一箇ごとに

千円

(三) 増設電鈴

一箇ごとに

二千五百円

(四) 交換機又は転換器

一箇ごとに

実費

(五) 回線

一箇ごとに

実費

二 維持料

(一) 長期専用の場合

(1) 電話機

一箇ごとに

(月額)
百円

(2) 増設受話器

一箇ごとに

(月額)
五十円

(3) 増設電鈴

一箇ごとに

(月額)
五十円

(4) 交換機又は転換器

一箇ごとに

実費

(5) 回線

関係電話線路百メートルま
でごとに

(月額)

普通加入区域内

二十五円

特別加入区域内

四十円

加入区域外

五十五円

(二) 短期専用の場合

一回線ごとに

(月額)
六百円

三 二人以上の者が共同して専用
する場合の附加料金

一回線ごとに

(月額)

二人の場合

維持料の十分の三

三人の場合

維持料の十分の五

三人をこえる場合

維持料の十分の五に三人をこえ一人を増すごとに十分の一を加えた額

四 移転料

(一) 電話機

一箇ごとに

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

三九

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

四〇

構内移転の場合

千五百円

構外移転の場合

四千元

構外からの引込線不要のものに対する料金減額

二千五百円

(一) 増設電鈴

一箇ごとに

五百円

(二) 交換機又は転換器

一箇ごとに

五百円

(四) 附属物品(電話機、交換機又は転換器の移転又は一時撤去の場合を除く)

一箇ごとに

五百円

(五) 回線

実費

五 機械種類変更料

交換機又は転換器

実費

六 特殊装置の専用電話料

実費

第二 市外専用電話料

一 市外線専用料

一回線ごとに

(一) 長期専用の場合

(月額)

(1) 一般専用

専用区間に相当する待時通話区間の一通話時の普通通話料の六千倍

(2) 官庁等専用(警察事務、消防事務、刑事訴訟事務及び日本国有鉄道の鉄道事業の用に供するものに限る)

専用区間に相当する待時通話区間の一通話時の普通通話料の千五百九十倍

(3) 新聞社、通信社及び放送事業者の専用

専用区間に相当する待時通話区間の一通話時の普通通話料の千八百倍

音声回線又は専用周波数帯域二千四百サイクルまでの搬送回線

専用周波数帯域五千サイクルまでの搬送回線

専用区間に相当する待時通話区間の一通話時の普通通話料の三千六百倍

専用周波数帯域七千五百サイクルまでの搬送回線

専用区間に相当する待時通話区間の一通話時の普通通話料の五千四百倍

専用周波数帯域一万五千サイクルまでの搬送回線

専用区間に相当する待時通話区間の一通話時の普通通話料の一万八百倍

その他の搬送回線

実費

(二) 短期専用の場合

(日額)

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

四一

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

四二

(1) 一般専用

専用区間に相当する待時通話区間の一通話時の普通通話料の二百四十倍

(2)

官庁等専用(警察事務、消防事務、刑務事務、及日本国、有線鉄道、事業の用に供するもの、社、及び放送事業者の専用)

専用区間に相当する待時通話区間の一通話時の普通通話料の百六十倍

(3) 時間専用

専用区間及び専用時間に相当する待時通話区間の普通通話料の三倍

(三) 電話以外の用途に共用する場合の加算額

電信と共用する場合

共用区間に相当する電信回線専用料の十分の一

写真電信又は模写電信と共用する場合

共用区間に相当する市外専用電話の市外線専用料の十分の一

電信、写真電信及び模写電信と共用する場合

共用区間に相当する電信回線専用料の十分の一に市外専用電話の市外線専用料の十分の一を加えた額

二分岐引込料(搬送回線から分岐する場合に限る)

(月額) 三千五百円

三 端末設備料(時間専用の場合を除く)

市内専用電話の設備料と同額

四 端末維持料

(一) 時間専用の場合

端末一回線ごとに

(日額) 三百円

(二) (一)以外の場合

市内専用電話の維持料と同額

五 市外専用電話の回線に転換器により市内専用電話の電話機を随時接続するものに対する接続料

(月額) 七百円

六 移転料

市内専用電話の移転料と同額

七 特殊装置の専用電話料

実費

第三 無線電話設備専用料及び特殊装置専用料

実費

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

四三

電信電話料金法の一部を改正する法律(二五六)

四四

第四

市外専用電話の回線又は無線電話設備を二人以上の者が共同して専用する場合の附加料金

- 一 二人の場合
- 二 三人の場合
- 三 三人をこえる場合

市外線専用料又は無線電話設備専用料の十分の三
市外線専用料又は無線電話設備専用料の十分の五
市外線専用料又は無線電話設備専用料の十分の五に三人をこえ一人を増すごとに十分の一を加えた額

附則

この法律は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十月三十一日法律第二百五十七号)

国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律第一百十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「一四四十五銭」を「一四八十五銭」に、「一四五銭」を「一四三十銭」に、「六十銭」を「七十銭」に、「四十銭」を「四十五銭」に改める。

第五条中「定期旅客運賃は、左の各号の規定に従い、日本国有鉄道がこれを定める。」を「日本国有鉄道は、三等の定期旅客運賃を定める場合には、左の各号の規定に従つてこれをしなければならない。」に改め、同条を同条第二項とし、同条第一項として次のように加える。

定期旅客運賃は、日本国有鉄道がこれを定める。

第六条の見出しを「(急行料金、寝台料金及びその他の料金)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 日本国有鉄道は、客車に寝台その他特別の設備をした場合には、これらの設備の利用について、寝台料金その他の特別の料金を定めることができる。

第九条の二中「第五条、」の下に「第六条第二項、」を加え、同条第五号を次のように改める。

五 第六条第二項の寝台料金その他の特別の料金
別表第一、別表第二及び別表第三を次のように改める。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律(二五七)

四五

(一グラフアトソにつき)

等 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
キロ程	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	120
キロメートル	237	312	387	462	536	611	686	761	835	910	998
キロメートル	180	237	294	351	408	464	521	578	635	692	758
キロメートル	138	181	224	268	311	354	398	441	484	528	579
キロメートル	109	144	178	212	247	281	315	350	384	419	459
キロメートル	95	125	155	185	215	244	274	304	334	364	399
キロメートル	90	119	147	175	204	232	261	289	317	346	379
キロメートル	81	106	131	157	182	208	233	259	284	309	339
キロメートル	71	94	116	138	161	183	206	228	251	273	299
キロメートル	65	85	105	126	146	166	187	207	227	248	271
キロメートル	57	75	93	111	129	147	165	183	200	218	240
キロメートル	50	66	82	98	114	130	145	161	177	193	212
キロメートル	450	429	408	387	366	345	324	303	282	261	240
キロメートル	429	408	387	366	345	324	303	282	261	240	230
キロメートル	408	387	366	345	324	303	282	261	240	230	220
キロメートル	387	366	345	324	303	282	261	240	230	220	210
キロメートル	366	345	324	303	282	261	240	230	220	210	200
キロメートル	345	324	303	282	261	240	230	220	210	200	190
キロメートル	324	303	282	261	240	230	220	210	200	190	180
キロメートル	303	282	261	240	230	220	210	200	190	180	170
キロメートル	282	261	240	230	220	210	200	190	180	170	160
キロメートル	261	240	230	220	210	200	190	180	170	160	150
キロメートル	240	230	220	210	200	190	180	170	160	150	140
キロメートル	230	220	210	200	190	180	170	160	150	140	130
キロメートル	220	210	200	190	180	170	160	150	140	130	120
キロメートル	210	200	190	180	170	160	150	140	130	120	110
キロメートル	200	190	180	170	160	150	140	130	120	110	100
キロメートル	190	180	170	160	150	140	130	120	110	100	90
キロメートル	180	170	160	150	140	130	120	110	100	90	80
キロメートル	170	160	150	140	130	120	110	100	90	80	70
キロメートル	160	150	140	130	120	110	100	90	80	70	60
キロメートル	150	140	130	120	110	100	90	80	70	60	50
キロメートル	140	130	120	110	100	90	80	70	60	50	40
キロメートル	130	120	110	100	90	80	70	60	50	40	30
キロメートル	120	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20
キロメートル	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10
キロメートル	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10	0
キロメートル	90	80	70	60	50	40	30	20	10	0	0
キロメートル	80	70	60	50	40	30	20	10	0	0	0
キロメートル	70	60	50	40	30	20	10	0	0	0	0
キロメートル	60	50	40	30	20	10	0	0	0	0	0
キロメートル	50	40	30	20	10	0	0	0	0	0	0
キロメートル	40	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0
キロメートル	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
キロメートル	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
キロメートル	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
キロメートル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

340	1,963	1,492	1,138	903	785	746	667	589	534	471	416
360	2,050	1,558	1,189	943	820	779	697	615	558	492	435
380	2,138	1,625	1,240	983	855	812	727	641	581	513	453
400	2,225	1,691	1,291	1,024	890	846	757	668	605	534	472
420	2,308	1,754	1,338	1,061	923	877	785	692	628	554	489
440	2,390	1,816	1,386	1,099	956	908	813	717	650	574	507
460	2,473	1,879	1,434	1,137	989	940	841	742	673	593	524
480	2,555	1,942	1,482	1,175	1,022	971	869	767	695	613	542
500	2,638	2,005	1,530	1,213	1,055	1,002	897	791	717	633	559
550	2,844	2,161	1,649	1,308	1,138	1,081	967	853	774	683	603
600	3,050	2,318	1,769	1,403	1,220	1,159	1,037	915	830	732	647
650	3,245	2,466	1,882	1,493	1,298	1,233	1,103	974	883	779	688
700	3,440	2,614	1,995	1,582	1,376	1,307	1,170	1,032	936	826	729
750	3,635	2,763	2,108	1,672	1,454	1,381	1,236	1,091	989	872	771
800	3,830	2,911	2,221	1,762	1,532	1,455	1,302	1,149	1,042	919	812
850	4,018	3,053	2,330	1,848	1,607	1,527	1,366	1,205	1,093	964	852
900	4,205	3,196	2,439	1,934	1,682	1,598	1,430	1,262	1,144	1,009	891
950	4,393	3,338	2,548	2,021	1,757	1,669	1,493	1,318	1,195	1,054	931
1,000	4,580	3,481	2,656	2,107	1,832	1,740	1,557	1,374	1,246	1,099	971
1,100	4,955	3,766	2,874	2,279	1,982	1,883	1,685	1,487	1,348	1,189	1,050
1,200	5,330	4,051	3,091	2,452	2,132	2,025	1,812	1,599	1,450	1,279	1,130
1,300	5,705	4,336	3,309	2,624	2,282	2,168	1,940	1,712	1,552	1,369	1,209
1,400	6,080	4,621	3,526	2,797	2,432	2,310	2,067	1,824	1,654	1,459	1,289
1,500	6,455	4,906	3,744	2,969	2,582	2,453	2,195	1,937	1,756	1,549	1,368
1,600	6,830	5,191	3,961	3,142	2,732	2,595	2,322	2,049	1,858	1,639	1,448
1,700	7,205	5,476	4,179	3,314	2,882	2,738	2,450	2,162	1,960	1,729	1,527
1,800	7,580	5,761	4,396	3,487	3,032	2,880	2,577	2,274	2,062	1,819	1,607

以上100キロメートルまでを増すごとに	375	285	217	173	150	142	127	112	102	90	80
1,900	7,955	6,046	4,614	3,659	3,182	3,023	2,705	2,387	2,164	1,909	1,686
2,000	8,330	6,331	4,831	3,832	3,332	3,165	2,832	2,499	2,266	1,999	1,766
2,100	8,705	6,616	5,049	4,004	3,482	3,308	2,960	2,612	2,368	2,089	1,845
2,200	9,080	6,901	5,266	4,177	3,632	3,450	3,087	2,724	2,470	2,179	1,925
2,300	9,455	7,186	5,484	4,349	3,782	3,593	3,215	2,837	2,572	2,269	2,004
2,400	9,830	7,471	5,701	4,522	3,932	3,735	3,342	2,949	2,674	2,359	2,084
2,500	10,205	7,756	5,919	4,694	4,082	3,878	3,470	3,062	2,776	2,449	2,163
2,600	10,580	8,041	6,136	4,867	4,232	4,020	3,597	3,174	2,878	2,539	2,243
2,700	10,955	8,326	6,354	5,039	4,382	4,163	3,725	3,287	2,980	2,629	2,322
2,800	11,330	8,611	6,571	5,212	4,532	4,305	3,852	3,399	3,082	2,719	2,402
2,900	11,705	8,896	6,789	5,384	4,682	4,448	3,980	3,512	3,184	2,809	2,481
3,000	12,080	9,181	7,006	5,557	4,832	4,590	4,107	3,624	3,286	2,899	2,561

附則

この法律は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律

(昭和二十六年十一月六日
法律第二百五十八号)

第一条 保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「その他試験に關して必要な事項」の下に「及び第十九条から第二十二條までの規定による学校の指定又は養成所に關して必要な事項」を加える。

第五十一条第三項を次のように改める。

3 第一項の者は、第七條の規定にかかわらず、厚生大臣の免許を受けることができる。

第五十二条第三項を次のように改める。

3 第一項の者は、第七條の規定にかかわらず、厚生大臣の免許を受けることができる。

4 前項の規定により免許を受けた者に対しては、第三十一条第二項の規定を適用しない。

第五十三条第三項を次のように改める。

3 第一項の者は、第七條の規定にかかわらず、厚生大臣の免許を受けることができる。

第五十六条の次に次の一條を加える。

第五十六条の二 内地以外の地において、昭和二十六年八月三十一日以前に保健婦養成所若しくは助産婦講習所を卒業し、若しくは助産婦免許を得、又は昭和二十五年八月三十一日以前に看護婦免許を得た者で、旧保健婦規則、旧助産婦規則又は旧看護婦規則により保健婦、助産婦又は看護婦となることのできた者と同等以上の実力があると都道府県知事が認めたものは、第四十九条第二項及び第五十条第二項に定める期限後においても当分のうち、旧保健婦規則、旧看護婦規則又は旧助産婦規則により、都道府県知事の免許又は登録を受けることができる。

第二条 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第四百十七号）の一部を次

保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律（二五八）

診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律（二五九）

のように改正する。

附則第十二項及び第十三項を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律

（昭和二十六年十一月十二日法律第二百五十九号）

診療所の管理者は、この法律施行の日から三年間は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三条の規定によらないことができる。但し、診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を四十八時間をこえて収容しないようにつとめなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 医療法の一部を次のように改正する。

第七十九条第四項を削る

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律

（昭和二十六年十一月十三日法律第二百六十号）

日本政府在外事務所設置法（昭和二十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。第二条第一項の表を次のように改める。

名	称	位	置
在ワシントン日本政府在外事務所		アメリカ合衆国	ワシントン
在ニューヨーク日本政府在外事務所		アメリカ合衆国	ニューヨーク
在サンフランシスコ日本政府在外事務所		アメリカ合衆国	サンフランシスコ
在ホノルル日本政府在外事務所		アメリカ合衆国	ホノルル
在ロスアンゼルス日本政府在外事務所		アメリカ合衆国	ロスアンゼルス
在シアトル日本政府在外事務所		アメリカ合衆国	シアトル
在オタワ日本政府在外事務所		カナダ	オタワ

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律（二六〇）

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律(二六〇)

在メキシコ日本政府在外事務所	メキシコ	メキシコ
在リオデジャネイロ日本政府在外事務所	ブラジル	リオデジャネイロ
在サンパウロ日本政府在外事務所	ブラジル	サンパウロ
在モンテヴィデオ日本政府在外事務所	ウルグアイ	モンテヴィデオ
在リマ日本政府在外事務所	ペルト	リマ
在台北日本政府在外事務所	台湾	台北
在ニューデリー日本政府在外事務所	インド	ニューデリー
在カルカタ日本政府在外事務所	インド	カルカタ
在ボンベイ日本政府在外事務所	インド	ボンベイ
在カラチ日本政府在外事務所	パキスタン	カラチ
在バンコック日本政府在外事務所	タイ	バンコック
在ラングーン日本政府在外事務所	ビルマ	ラングーン
在ジャカルタ日本政府在外事務所	インドネシア	ジャカルタ

在スラバヤ日本政府在外事務所	インドネシア	スラバヤ
在ロンドン日本政府在外事務所	連合王国	ロンドン
在パリ日本政府在外事務所	フランス	パリ
在ボン日本政府在外事務所	ドイツ	ボン
在ローマ日本政府在外事務所	イタリア	ローマ
在ブラッセル日本政府在外事務所	ベルギー	ブラッセル
在ヘーグ日本政府在外事務所	オランダ	ヘーグ
在ストックホルム日本政府在外事務所	スウェーデン	ストックホルム
在ジュネーヴ日本政府在外事務所	スイス	ジュネーヴ
在マドリッド日本政府在外事務所	スペイン	マドリッド

同条に次の一項を加える。

3 大使館、公使館、総領事館又は領事館が設置されることによりその管轄区域内にある在外事務所を廃止する必要がある場合において、特別の事情があるときは、政令の定めるところにより、当該在

日本政府財外事務所設置法の一部を改正する法律(二六〇)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（二六一）

五六

外事務所を廃止することができる。

第三条第一項第十五号を次のように改める。

十五 前各号に掲げるものの外、所在国において外務省の所掌事務を行うこと。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 日本政府在外事務所増置令（昭和二十六年政令第三百九号）は、廃止する。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を
改正する法律（昭和二十六年十一月二十四日
法律第二百六十一号）

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

- 附則第十一項を次のように改める。
- 11 全権委員、全権委員代理及びその随員（随員にあつては、その出席すべき会議ごとに内閣総理大臣の指定する一人に限る。）に対して支給する日当、宿泊料、食卓料及び支度料の額は、当分の間、第三十五条、第三十九条及び附則第四項の規定にかかわらず、左の表に掲げる定額の範囲内で大臣が定める額とすることができる。

旅費の区分	全権委員	全権委員代理	随員
日当（一日につき）	三、九六〇円	二、一六〇円	一、七一〇円
宿泊料（一夜につき）	一一、五二〇円	六、一二〇円	四、七七〇円
食卓料（一夜につき）	三、六〇〇円	三、一五〇円	二、七〇〇円
支度料	二〇〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 全権委員等についての旅費の定額を改訂する政令（昭和二十六年政令第二百八十九号）は、廃止する。

会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律

（昭和二十六年十一月二十四日
法律第二百六十二号）

会社利益配当等臨時措置法（昭和二十二年法律第九十号）は、廃止する。

附則

会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律（二六二）

五七

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財産税法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十一月二十六日
法律第二百六十三号)

財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「民法第五十一条」を「民法第九百五十一条」に改める。

第二十五条第一項中「地租法第八条又は家屋税法第六条」を「旧地租法第八条又は旧家屋税法第六条」に改める。

第四十六条第五項中「五年間」の下に「第三十八条第一項第一号又は第三十九条第一項の規定により提出すべき申告書に係る課税価格の更正又は決定については、第三十四条に規定する財産の価額又は債務の金額を算定することができることとなつた日後三年間」を加える。

第五十一条から第五十四条までを次のように改める。

第五十一条乃至第五十四条 削除

第六十三条を次のように改める。

第六十三条 削除

第七十四条第二項中「法人税法」を「旧法人税法(昭和十五年法律第二十五号)」に改める。
附則第三項及び第四項を削る。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 臨時財産調査令(昭和二十一年勅令第八十五号)は、廃止する。
- 3 財産税について納税義務のあつた者(財産税法第三十四条に規定する財産の価額又は債務の金額を課税価格の計算の基礎に算入することに因り納税義務のあることとなる者を含む。)の有する旧臨時財産調査令第二条から第四条までの規定により申告しなければならない財産又は契約でこの法律施行の際申告していないものについては、この法律施行後においても、なお同令第二条から第四条までの例により申告することができる。
- 4 前項に規定する財産又は契約については、旧臨時財産調査令第九条及び第十条の規定は、なおその効力を有する。但し、前項の規定による申告をしたものについては、この限りでない。
- 5 第三項に規定する者以外の者は、その有する旧臨時財産調査令第二条から第四条までに規定する財産又は契約でこの法律施行の際申告していないものについて権利を行使しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、財産税について納税義務のない旨を証する書面を呈示しなければならない。
- 6 第三項の規定による申告があつた場合においては、税務署長は、当該申告に係る財産又は契約に

財産税法の一部を改正する法律(二六三)

関する権利（既に第三項の規定により申告された財産又は契約に関する権利がある場合にはこれを含み、財産税法第三十四条に規定する財産を除く。）について財産税法第三章の規定により評価した価額を同法第二十三条に規定する課税価格の計算の基礎に算入して同条及び同法第二十四条の規定により算出した税額と同法により賦課された又は賦課されるべき税額（既にこの項の規定により徴収されることとなつた税額があるときは当該税額を加算した税額）との差額に相当する額の財産税を徴収する。

連合国内財産補償法

（昭和二十六年十一月二十六日
法律第一百六十四号）

目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	損害額の算定（第五条—第十三条）
第三章	補償金の支払（第十四条—第十九条）
第四章	連合国内財産補償審査会（第二十条）
第五章	雑則（第二十一条—第二十五条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、連合国内との間の平和の回復に伴い、連合国内又は連合国内人が本邦内に有していた財産について戦争の結果生じた損害に対し、補償を行うことを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「連合国内」とは、日本国との平和条約（以下「平和条約」という。）第二十五条に規定する連合国内をいう。

2 この法律において「連合国内人」とは、左の各号に掲げるものをいう。

- 一 連合国内の国籍を有する者
- 二 連合国内の法令に基いて設立された法人その他の団体
- 三 前号に掲げるものを除く外、営利を目的とする法人その他の団体で、前二号又は本号に掲げるものがその株式又は持分（当該法人その他の団体の役員が有する株式又は持分を除く。）の全部を有するもの
- 四 第二号に掲げるものを除く外、前三号又は本号に掲げるものが支配する宗教法人その他の営利を目的としない法人その他の団体
- 3 この法律において「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州その他平和条約により日本国の主権が回復される地域をいう。
- 4 この法律において「戦時特別措置」とは、旧敵産管理法（昭和十六年法律第九十九号）による措置

その他の対敵措置であつて、連合國の国籍を有する者の逮捕、抑留若しくは拘禁又は連合國人の財産の処分若しくは売却その他の日本政府又はその代理機関による公権力の行使として執られた措置をいう。

5 この法律において「財産」とは、動産、不動産、これらのものの上に存する権利、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、債権、株式、出資に基く権利その他これらに準ずる財産権をいう。

（補償の原則）

第三条 連合國又は連合國人が昭和十六年十二月八日（以下「開戦時」という。）において本邦内に有していた財産について戦争の結果損害が生じたときは、日本政府は、その損害を補償するものとする。但し、連合國人が有していた財産については、当該連合國人が旧敵産管理法により敵國として告示された國に所属する場合又は当該連合國人が戦時特別措置により逮捕され、抑留され、若しくは拘禁され、若しくはその有していた財産を押収され、処分され、若しくは売却された場合に限る。

2 前項に規定する場合を除く外、戦時中本邦内に居住していなかつた個人又は本邦内において業務を行つていなかつた法人である連合國人が開戦時において本邦内に有していた財産について第四条第一項第一号又は第五号に掲げる損害が生じたときは、日本政府は、その損害を補償するものとする。

3 返還できる状態にある財産について平和条約に規定される期限までに返還の請求がされなかつたときは、その財産について生じた損害は、補償されないものとする。但し、その期限までに返還の

請求がされなかつたことにつき日本政府がやむを得ない事由があると認めたとときは、この限りではない。

4 第一項又は第二項の規定による損害の補償の請求をすることができる者は、連合國である場合を除く外、開戦時及び平和条約の効力発生時において連合國人であるものでなければならぬ。

5 連合國人の財産の承継人が平和条約の効力発生時において連合國人であるときは、その承継人は、第一項又は第二項の規定による損害の補償の請求をすることができる。但し、承継人が損害の生じていた財産を承継した場合においては、その損害についての補償の請求権を当該財産とともに承継したときに限る。

6 前五項の規定は、旧外債處理法（昭和十八年法律第六十号）の規定の適用を受けた公債及び社債並びにこれらに係る利子債権については、適用しない。

（損害の範囲及び財産の所在）

第四条 前条第一項に規定する戦争の結果財産について生じた損害は、左の各号に掲げる損害とする。

- 一 日本國又は日本國と戦争し、若しくは交戦状態にあつた國の戦闘行為に基因する損害
- 二 戦時特別措置その他日本政府又はその代理機関の措置に基因する損害
- 三 当該財産の管理者又は所持人が相當の注意を怠つたことに基因する損害
- 四 連合國人が戦争のため当該財産を本邦内において保険に付することができなかつたことに基因

する損害

- 五 連合国防領軍が当該財産を使用した期間中に生じた損害で、連合国防領軍が相当の注意を怠つたこと又は連合国人が当該財産を保険に付することができなかつたことに起因する損害
- 2 開戦時公海を航行中の日本船舶に船積されていた運送品又は手荷物であつて本邦内に陸揚されたものは、開戦時において本邦内にあつたものとみなす。

第二章 損害額の算定

（有体物の損害）

- 第五条 有体物で返還されたものについて生じた損害額は、その財産の返還時の状態を開戦時の状態まで回復するため補償時（第十六条第一項又は第四項の規定により日本政府が補償金を支払う時をいう。以下同じ。）において必要な金額のうち前条第一項に規定する損害に係る金額とする。この場合において、その財産がその返還後日本政府の負担によつて補修されたものであるときは、当該財産については、その補修された時の状態を返還時の状態とみなす。
- 2 有体物で滅失し、若しくは著しい損が生じたため又は所在不明のため返還されなかつたものについて生じた損害額は、開戦時の状態のその財産と同様の財産を本邦内において買い入れるため補償時において必要な金額のうち前条第一項に規定する損害に係る金額とする。
- 3 前二項に規定する有体物以外の有体物について生じた損害額は、その財産の平和条約の効力発生の時の状態を開戦時の状態まで回復するため補償時において必要な金額のうち前条第一項に規定する損害に係る金額とする。

（用役物権及び不動産の賃借権の損害）

第六条 地上権、永小作権、地役権又は不動産の賃借権で、これらの権利の目的物の滅失又は著しい変更のため返還されなかつたものについて生じた損害額は、これらの権利と同様の権利を本邦内において取得するため補償時において必要な金額とする。

（金銭債権の損害）

- 第七条 金銭債権について生じた損害額は、戦時特別措置により譲渡され、又は消滅した債権額とする。
- 2 金銭債権を担保する抵当権、質権、留置権若しくは先取特権が戦時特別措置により消滅した場合又はこれらの権利の目的物が戦争の結果滅失又は著しく損じた場合における金銭債権について生じた損害額は、これらの権利の消滅又はその目的物の滅失若しくは著しく損により債権者が弁済を受けることができなくなつた額とする。

（公債等の損害）

- 第八条 戦時特別措置の適用を受けた公債、社債、特別の法律により法人の発行した債券又は外国若しくは外国法人の発行する公債若しくは社債（以下「公債等」という。）で返還されなかつたものうち補償時までに償還期限が到来しているものについて生じた損害額は、その公債等の元本の額とす

- 2 返還されなかつた公債等で補償時までに償還期限が到来していないものについて生じた損害額は、その公債等の補償時における時価と補償時までに支払期限の到来している利札の額との合計額とする。

（工業所有権の損害）

第九条 専用権（旧工業所有権戦時法（大正六年法律第二十一号）第五条の規定により専用することの免許を受けた者の権利をいう。以下同じ。）を設定された特許発明に係る特許権（連合國人工業所有権戦後措置令（昭和二十四年政令第三百九号）第五条の規定により同条に規定する期間中におけるその特許発明の実施又は特許権の消滅に対する報酬又は損害賠償の請求権が放棄されたものを除く。）について生じた損害額は、その専用権者がその特許権の存続期間中その特許発明を実施した場合において支払うべきであつた特許実施料に相当する金額からその特許権者が日本政府に対し納付すべきであつた特許料に相当する金額を差し引いた金額とする。

- 2 戦時特別措置によつて取り消され、又は特許権者である連合國人の自由な意思に基かないで讓渡された特許権（連合國人工業所有権戦後措置令第五条の規定により同条に規定する期間中におけるその特許発明の実施又は特許権の消滅に対する報酬又は損害賠償の請求権が放棄されたものを除く。）について生じた損害額は、その特許権が存続すべかりし期間中に、その特許発明を実施した者が支払うべきであつた特許実施料に相当する金額から同期間中にその特許権者が日本政府に対し納

付すべきであつた特許料に相当する金額を差し引いた金額とする。

- 3 特許料の不納又は存続期間の満了によつて消滅した特許権（連合國人工業所有権戦後措置令第五条の規定により同条に規定する期間中におけるその特許発明の実施又は特許権の消滅に対する報酬又は損害賠償の請求権が放棄されたものを除く。）について生じた損害額は、その特許料が納付され、又はその特許権の存続期間の延長が申請されていたならばその特許権が存続すべかりし期間中にその特許発明を実施した者が支払うべきであつた特許実施料に相当する金額から同期間中にその特許権者が日本政府に対し納付すべきであつた特許料に相当する金額を差し引いた金額とする。

- 4 前三項の規定において、特許発明を実施した者がその実施した特許発明につき支払うべきであつた特許実施料は、その特許権について開戦時において実施契約が存していたときは、その実施契約に定められていた特許実施料、開戦時において実施契約が存していなかつたときは、その特許権と類似の特許権について開戦時において存していた実施契約に定められていた特許実施料の計算方法に準じて算出する。

- 5 前項に規定する実施契約中に特許権者が実施権者に対し履行すべき義務又は実施権者が特許権者から受けることができる利益について定があるときは、第一項から第三項までに規定する期間中その義務が履行されず、又はその利益を受けることができなかつたことにより特許発明を実施した者が受けた不利益を参しやくして、その者が支払うべき特許実施料を計算することができる。
- 6 第二項から前項までの規定は、実用新案権及び意匠権について準用する。

（商標権の損害）

第十条 戦時特別措置による取消又は存続期間の満了によつて消滅した商標権について生じた損害額は、その商標を使用した者がその商標を使用したことによつて受けた利益に相当する金額とその商標の信用を開戦時の状態に回復するため補償時において必要な金額との合計額とする。

（株式の損害）

第十一条 第二条第二項第二号及び第三号に掲げるもの以外の会社の株式について生じた損害額は、当該株式の発行会社について第十二条の規定により計算した損害額に、開戦時における当該会社の払込済資本金の額に対し連合国人が開戦時において有していた当該会社の株式の払込済株金額が有する割合を乗じて得た金額とする。

2 返還前に残余財産の分配が行われた会社の株式について生じた損害額は、返還時前の分配額に相当する金額を前項の金額に加算した金額とする。

（会社の損害額の計算）

第十二条 会社の損害額は、開戦時において当該会社が本邦内に有していた財産について生じた第四条第一項に規定する損害額を第五条から前条までの規定に準じて算出した金額から左に掲げる金額を差し引いた金額とする。

一 会社が企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）又は金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）に規定する特別損失又は確定損を生じたものである場合において、当該特別損

失又は確定損が債務の切捨てによつて補てんされたときは、その切り捨てられた債務のうち会社が開戦時において有していたものの額

二 会社が戦争の結果受けた損害を補てんするため減資した場合において、連合国人以外の株主の払込によつてその資本を補充したときは、その補充した金額

三 会社が開戦時において有していなかつた財産で補償時において有しているものの時価がその取得価額をこえるときは、その超過額

（合併した会社等の株式の損害額）

第十三条 開戦時後株式の発行会社が合併し、又は分割した場合における株式の損害額は、前二条の規定の例に準じ計算するものとする。

第三章 補償金の支払

（補償金額）

第十四条 第三条第四項又は第五項の規定により日本政府に対し補償を請求することができる者（以下「請求権者」という。）に支払われる補償金額は、前章の規定により算出された損害額から左の各号に掲げる金額を差し引いた金額とする。

- 一 日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属していた資金のうち、請求権者又はその代理人によつて引き出された金額
- 二 請求権者が開戦時において有していた財産又はその果実によつて戦時特別措置として弁済され

た当該請求権者が開戦時に有していた債務の額

三 返還された財産が返還時において開戦時よりも価値が増加していた場合において、返還を受けた者がその価値増加分の除去を要求しなかつたときは、補償時におけるその価値増加分の価値に相当する金額

（補償請求の方法及び期限）

第十五条 請求権者は、その所属する国の政府を経てその国と日本国との間の平和条約の効力発生時から十八月以内に、日本政府に対し、補償金支払請求書を提出しなければならない。

2 前項に規定する補償金支払請求書には、請求権者が第三条第四項又は第五項の規定により補償の請求をすることができるものであること及び請求する補償の内容を明らかにした書類を添附しなければならない。

3 請求権者が第一項に規定する期間内に補償金支払請求書を提出しないときは、その請求権者は、補償金の支払請求権を放棄したものとみなす。

（補償金額の支払）

第十六条 日本政府は、前条第一項の規定により補償金支払請求書が請求権者から提出されたときは、これを審査し、その請求金額を支払うべきものであると認めるときは、遅滞なく、その金額を請求権者に支払わなければならない。

2 日本政府は、補償金支払請求書を審査した結果、その請求金額が請求権者に支払うべき金額と異

なると認めるときは、支払うべきであると認められた金額を請求権者に通知しなければならない。

3 請求権者は、前項の規定により通知された金額に異議がないときは、その金額の支払を日本政府に対し請求することができる。

4 日本政府は、前項の規定により同項の金額の支払を請求されたときは、遅滞なく、その金額を請求権者に支払わなければならない。

（補償金の円貨による支払）

第十七条 前条の規定により支払うべき補償金は、本邦内において円貨で支払われるものとし、その受領者による外国向送金については、外国為替に関する法令に従うものとする。

2 日本政府は、第七条から第九条までに規定する金銭債権、公債等又は特許実施料が円貨以外の通貨（以下本項において「外貨」という。）により表示され、外貨により支払われるべきものである場合又は円貨で表示されているが特約をもつて確定換算率により換算された外貨で支払われるべきものと定められている場合においては、補償金の外貨による支払を承認するものとし、日本の為替状態の許す最もすみやかな時期において、外国為替に関する法令の規定に従い、請求権者が補償金の外貨による支払を受けることができるようにしなければならない。

3 前項の場合において、請求権者が補償金の円貨による支払を承認したときは、日本政府は、その補償金を補償時の公定外国為替相場により換算した円貨で支払うことができる。

（補償金に対する異議）

第十八条 請求権者は、第十六条第二項の規定により通知された金額に異議があるときは、同項の通知を受けた日後三月以内に、第二十条に規定する連合国財産補償審査会に再審査を請求することができる。

2 請求権者は、連合国財産補償審査会に対し、自ら同審査会に出頭して意見を陳述すること又は代理人を同審査会に出頭させて意見を陳述させることを請求することができる。

3 前二項の規定は、日本政府と当該請求権者の所属する国の政府との間に特別の協定がある場合には適用しない。

(一会計年度における補償金の支払の限度)

第十九条 日本政府は、支払うべき補償金額の合計額が一会計年度において百億円を超過するときは、その超過額に相当する補償金は、翌会計年度において支払うものとする。

第四章 連合国財産補償審査会

第二十条 日本政府は、第十八条の規定に基く再審査の請求を審査させるため、大蔵省に連合国財産補償審査会を置く。

2 連合国財産補償審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(課税上の特例)

第二十一条 この法律により連合国人が受領する補償金には、租税を課することができない。

2 この法律により連合国人が受領する補償金については、当該連合国人に対し租税を課することができない。

(書類の提供)

第二十二条 請求権者は、補償金を請求するため必要がある場合においては、その請求権の立証のため必要な本邦内にある書類の写を提供すべきことをその所属する国の政府を経て、日本政府に対し請求することができる。

2 日本政府は、前項の請求があつたときは、その請求に係る書類の写を無償で請求権者に提供しなければならぬ。

(費用の支払)

第二十三条 請求権者は、その請求権の立証のため必要な費用を本邦内で支出したときは、その所属する国の政府を経て、日本政府に対しその支出した金額に相当する金額の支払を請求することができる。

2 日本政府は、前項の請求があつた場合において、その金額が合理的なものであると認めるときは、その請求に係る金額を請求権者に支払わなければならない。

(報告等の徴収)

第二十四条 日本政府は、連合国人の財産について生じた損害額の調査に関し必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、その財産について権利若しくは義務を有していた者又は有して

租税特別措置法の一部を改正する法律（二六五）

七四

いる者で請求権者以外のものから報告又は資料を徴することができる。

（実施規定）

第二十五条 この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

租税特別措置法の一部を改正する法律

（昭和二十六年十一月二十七日）
法律第二百六十五号

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「設ける。」を「設け、並びに資産再評価法の特例を設ける。」に改める。

第十一条の次に次の四条を加える。

第十二条 資産再評価法第三条に規定する基準日（以下基準日という。）において個人の有する漁業権、入漁権又は漁業権を目的とする賃借権若しくは使用貸借による借主の権利が漁業法施行法第一条の規定により消滅した場合においては、これらの権利を資産再評価法第八条第二項に規定する資産とみなし、これらの権利の消滅を当該資産の譲渡とみなして同法の規定を適用する。

前項に規定する資産について資産再評価法第八条第二項の規定により行われたものとみなされた

再評価の再評価額は、同法の規定にかかわらず、前項に規定する個人が漁業法施行法第九条の規定により交付を受けるべき補償金の額とする。

第十三条 基準日において法人の有する漁業権、入漁権又は漁業権を目的とする賃借権若しくは使用貸借による借主の権利については、当該法人は、これらの資産について、基準日に帳簿価額があるものとにかかわらず、又、資産再評価法第六条第一項の規定による再評価を行ったと否とにかかわらず、同法第十三条の二第一項の規定による再評価を行うことができるものとする。

前項に規定する資産について法人が資産再評価法第十三条の二第一項の規定により行う再評価の再評価額の限度額は、同法の規定にかかわらず、当該法人が漁業法施行法第九条の規定により交付を受けるべき補償金の額とする。

第一項に規定する資産のうち基準日に帳簿価額がないもの（資産再評価法第七条各号に掲げる資産を除く。）について法人が同法第十三条の二第一項の規定により行った再評価の再評価差額は、同法第四十条第一項の規定にかかわらず、当該資産の再評価額に相当する金額とする。

第一項に規定する資産について資産再評価法第十三条の二第一項の規定により再評価を行った法人が、漁業法施行法第十六条に規定する漁業権証券をもつて同法第九条の規定による補償金の交付を受けた場合においては、当該漁業権証券に附すべき帳簿価額は、当該資産の再評価額に当該漁業権証券の額面金額のその交付を受けた漁業権証券の額面金額の合計額に対する割合を乗じて算出した金額による。

前項の場合において、法人が当該資産について再評価日以後減価償却を行ったとき、又は当該補

租税特別措置法の一部を改正する法律（二六五）

七五

償金として漁業権証券と金銭との交付を受けたときにおいては、同項の帳簿価額の基礎となるべき金額は、同項の規定にかかわらず、当該資産の再評価額からそれぞれ当該資産の減価償却額に相当する額又は当該金銭の額を控除した額による。

第十四条 基準日において個人の有する土地、土地の上に存する権利、立木、家屋又は土地の上に存するその他の物件(以下土地等という。)が河川法、土地収用法、都市計画法、道路法、不良住宅地区改良法、水防法、土地改良法又は命令で指定するその他の法令(以下土地収用法等という。)の規定に基づき収用された場合においては、当該土地等につき資産再評価法第八条第二項又は第九条第一項の規定により行われたものとみなされた再評価の再評価額は、同法の規定にかかわらず、当該土地等の収用に因り交付を受けるべき補償金の額(当該収用を受けた資産が所得税法第十条の六に規定する資産である場合には、資産再評価法第四十二条第四項本文に規定する減価の価額を加算した金額)による。

前項の補償金の額は、名義のいかんにかかわらず、土地等の収用の対価たる金額をいうものとし、収用に際して交付を受ける移転料その他当該土地等の収用の対価たる金額以外の金額を含まないものとする。

第十五条 基準日において法人の有する土地等が土地収用法等の規定に基づき収用された場合において、当該法人は、当該土地等について、基準日に帳簿価額があると否とにかかわらず、又、資産再評価法の規定により再評価を行ったと否とにかかわらず、当該収用の日の属する事業年度開始の日現在において再評価を行うことができず。

前項の規定による再評価については、これを資産再評価法第十三条の二第一項の規定による再評価とみなして同法の規定を適用する。但し、左の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによる。

- 一 前項の規定による再評価の再評価額の限度額は、資産再評価法の規定にかかわらず、当該法人が当該土地等の収用に因り交付を受けるべき補償金の額とする。
- 二 当該土地等について資産再評価法第四十条第二項各号の一に該当する事由があり、且つ、当該土地等について同法の規定により再評価を行った場合において同項の規定により帳簿価額に加算された金額がある場合における前項の規定による再評価の再評価差額については、当該各号に掲げる金額からその加算された金額を控除した金額を当該再評価の再評価日の直前における当該土地等の帳簿価額に加算した金額をもつて当該土地等の同条第一項に規定する帳簿価額とみなして、同項の規定を適用する。

三 当該土地等のうち基準日に帳簿価額がないもの(資産再評価法第七条各号に掲げる資産を除く。)について前項の規定により行つた再評価の再評価差額については、第十三条第三項の規定を準用する。

四 前項の規定による再評価を行つた法人が資産再評価法第四十五条の二第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当該再評価の再評価日を含む事業年度の終了の日から二月以内とする。

前条第二項の規定は、前項第一号の補償金の額について、これを準用する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の租税特別措置法第十四条及び第十五条の規定は、昭和二十六年一月一日以後土地等の収用があつた場合について適用する。
- 3 法人が昭和二十六年一月一日からこの法律施行前に終了した事業年度の終了の日までの間に於いて土地収用法等の規定に基き収用を受けた土地等について改正後の租税特別措置法第十五条第一項の規定により再評価を行つた場合においては、当該法人が資産再評価法第四十五条の二第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、改正後の租税特別措置法第十五条第二項第四号の規定にかかわらず、この法律施行の日から二月以内とする。

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十一月二十八日)
法律第二百六十六号

外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
第六条に次の一項を加える。

- 2 日本銀行は、外国為替管理委員会の指示するところに従い、前項の規定により外国為替管理委員会から取扱を委任された事務の一部を外国為替銀行に取り扱わせることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

旅券法

(昭和二十六年十一月二十八日)
法律第二百六十七号

(目的)

第一条 この法律は、旅券の発給、効力その他旅券に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公用旅券 国の用務のため外国に渡航する者及びその者が渡航の際同伴し、又は渡航後その所在地に呼び寄せる配偶者、子又は使用人に対して発給される旅券をいう。
- 二 一般旅券 公用旅券以外の旅券をいう。
- 三 各省各庁の長 本邦から公用旅券によつて外国に渡航する者(その者が同伴され、又は呼び寄せられる配偶者、子又は使用人である場合には、その者を同伴し、又は呼び寄せる者)が所属する各省各庁(衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣、総理府、法務府、各省及び経済安定本部をいう。以下同じ。)の長たる衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣及び経済安定本部総裁をいう。但し、その者が各省各庁のいずれにも所属しない場合には、外務大臣とする。
- 四 都道府県 本邦から一般旅券によつて外国に渡航する者の本籍地又は住所若しくは居所の所在

地を管轄する都道府県をいう。

- 五 都道府県知事 前号に定める都道府県の知事をいう。
- 六 交付官庁 一般旅券の交付、書換交付又は再交付をした都道府県知事をいう。

(一般旅券の発給の申請)

- 第三条 一般旅券の発給を受けようとする者(その者が同伴する十五才未満の子を含む)は、左の各号に掲げる書類及び写真を、国内においては都道府県に出頭の上都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においてはよりの領事館(領事館が設置されていない場合には、大使館又は公使館。以下同じ。)に出頭の上領事官(領事館の長をいう。以下同じ。)に提出して、一般旅券の発給を申請しなければならない。但し、国内において申請する場合において、急を要し、且つ、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるときは、直接外務省に出頭の上外務大臣に提出することができる。
- 一 一般旅券発給申請書一通
- 二 身元申告書二通
- 三 戸籍謄本又は戸籍抄本(提出の日前六月以内に作成されたものとする。以下同じ。)一通
- 四 申請者の写真(提出の日前六月以内に撮影された五センチメートル平方形又は名刺形の無帽、且つ、正面上半身のもので裏面に氏名を記入したものとす。以下同じ。)二葉
- 五 健康診断書一通
- 六 渡航費用の支払能力を立証する書類一通

七 領事官が発給した呼寄、再渡航等に関する証明書又は渡航先の官憲が発給した入国に関する許可証、証明書、通知書等を申請書に添付することを必要とされる者にあつては、その書類

八 前各号に掲げるものを除く外、渡航先及び渡航目的によつて特に必要とされる書類

九 その他参考となる書類を有する者にあつては、その書類

2 前項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる書類は、外務大臣が特に指定する場合に該当する場合において、国内においては都道府県知事(直接外務大臣に提出する場合には、外務大臣)が、国外においては領事官が、第二号及び第三号に掲げる書類についてはその者の身分上の事実、第五号に掲げる書類についてはその者の健康状態が良好であること、第六号に掲げる書類についてはその者が渡航費用の支払能力を有する事実がそれぞれ明らかであると認めるときは、提出することを要しない。

(公用旅券の発給の請求)

第四条 公用旅券の発給の請求は、国内においては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては公用旅券の発給を受けようとする者(その者が同伴する十五才未満の子を含む)の写真二葉及び写真を提出してするものとする。

- 一 公用旅券発給請求書一通
- 二 公用旅券の発給を受けようとする者(その者が同伴する十五才未満の子を含む)の写真二葉
- 三 使用人にあつては、戸籍謄本又は戸籍抄本一通

四 国外において公用旅券の発給を受けようとする者にあつては、公用旅券の発給を必要とする理由を立証する書類一通

（旅券の発行）

第五条 旅券（一般旅券及び公用旅券をいう。以下同じ。）は、国内においては外務大臣が、国外においては領事官が、前二条の規定による発給の申請又は請求に基いて発行する。

（旅券の交付）

第六条 前条の規定により発行された一般旅券は、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、当該一般旅券の発給を申請した者の出頭を求めて当該申請者に交付する。但し、国内において交付する場合において、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるときは、外務大臣が都道府県知事の名義で交付することができる。

2 前条の規定により発行された公用旅券は、国内においては各省各庁の長を通じて外務大臣が、国外においては領事官が、当該公用旅券の発給を受ける者に交付する。

（渡航目的又は渡航先の変更）

第七条 一般旅券の発行（書換発行又は再発行を含む。以下第十条までにおいて同じ。）後本邦を出国する前に当該一般旅券の渡航目的又は渡航先の変更を受けようとする者は、当該一般旅券を返納の上（一般旅券の発行後まだその交付（書換交付又は再交付を含む。以下第十条までにおいて同じ。）を受けていない者にあつては、当該一般旅券の交付を受けた後これを返納の上）、第三条の規定に従

つて新たに一般旅券の発給を申請しなければならない。

2 公用旅券の渡航目的又は渡航先の変更の場合には、各省各庁の長が、第四条の規定に従つて新たに公用旅券の発給を請求するものとする。この場合において、公用旅券の交付の後にあつては、当該公用旅券を返納の上、請求するものとする。

（渡航先の追加）

第八条 一般旅券の発給を申請した後に渡航先の追加を受けようとする者（一般旅券の交付を受けた者を含む。）は、左の各号に掲げる書類を、国内においては都道府県に出頭の上都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においてはもよりの領事館に出頭の上領事官に提出して、渡航先の追加を申請しなければならない。

一 一般旅券渡航先追加申請書一通

二 渡航先の追加に因つて生ずる必要な渡航費用の支払能力を立証する書類一通

三 一般旅券の交付を受けた者にあつては、当該一般旅券

2 第三条第一項但書の規定は、前項に規定する書類の提出の場合に準用する。この場合において、第三条第一項但書中「申請」とあるのは、「渡航先の追加を申請」と読み替えるものとする。

3 第一項第二号に掲げる書類は、外務大臣が特に指定する場合には、外務大臣が、国外においては領事官が、その者の渡航費用の支払能力を有する事実が明らかであると認めるときは、提出することを要しな

5。

4 公用旅券の渡航先の追加の請求は、国内においては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては渡航先の追加を受けようとする者がよりの領事館に出頭の上領事官に、公用旅券渡航先追加請求書一通及び、公用旅券の交付の後にあつては、当該公用旅券を提出してするものとする。

（書換発給）

第九条 一般旅券の発行後当該一般旅券の渡航目的及び渡航先以外の記載事項に変更を生じ、当該一般旅券の書換発給を受けようとする者は、当該一般旅券を返納の上（一般旅券の発行後まだその交付を受けていない者にあつては、当該一般旅券の交付を受けた後これを返納の上）、左の各号に掲げる書類及び写真を、国内においては都道府県に出頭の上都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においてはよりの領事館に出頭の上領事官に提出して、書換発給を申請しなければならない。但し、新たに旅券面に十五才未満の子を併記することを申請する場合には、書換発給を申請することができない。

一 一般旅券書換発給申請書一通

二 記載事項の変更の事実を証する書類一通

三 申請者の写真二葉

2 第三条第一項但書の規定は、前項本文に規定する書類の提出の場合に準用する。この場合において、第三条第一項但書中「申請」とあるのは、「書換発給を申請」と読み替えるものとする。

3 公用旅券の書換発給の請求は、国内においては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては書換発給を受けようとする者がよりの領事館に出頭の上領事官に、左の各号に掲げる書類及び写真を提出してするものとする。但し、新たに旅券面に十五才未満の子を併記することを請求する場合には、書換発給を請求することができない。

一 公用旅券書換発給請求書一通

二 書換発給を受けようとする者の写真二葉

三 国外において公用旅券の書換発給を受けようとする者にあつては、公用旅券の書換を必要とする理由を立証する書類一通

4 前項本文の場合において、公用旅券の交付の後にあつては、当該公用旅券を返納の上、請求するものとする。

5 第五条及び第六条の規定は、第一項又は第三項の規定による旅券の書換発給について準用する。この場合において、第五条中「前二条」とあるのは「第九条第一項又は第三項」と、同条及び第六条中「発給」とあるのは「書換発給」と、「発行」とあるのは「書換発行」と、第六条中「交付」とあるのは「書換交付」と読み替えるものとする。

（再発給）

第十条 一般旅券の交付を受けた後当該一般旅券を紛失し、焼失し、若しくは著しく損し、又は国外において当該一般旅券の査証欄に余白がなくなつたことに因り当該一般旅券の再発給を受けよう

とする者は、一般旅券再発給申請書一通及び申請者の写真二葉を、国内においては都道府県に出頭の上道府県知事を経由して外務大臣に、国外においてはよりの領事館に出頭の上領事官に提出して、再発給を申請しなければならない。この場合において、著しくき損し、又は査証欄に余白がなくなつたことに因り再発給を受けようとする者は、当該著しくき損し、又は査証欄に余白がなくなつた一般旅券を返納の上、申請しなければならない。

2 第三条第一項但書の規定は、前項に規定する書類の提出の場合に準用する。この場合において、第三条第一項但書中「申請」とあるのは、「再発給を申請」と読み替えるものとする。

3 公用旅券の再発給の請求は、国内においては各省各庁の長か外務大臣に、国外においては再発給を受けようとする者がよりの領事館に出頭の上領事官に、公用旅券再発給請求書一通及び再発給を受けようとする者の写真二葉を提出してするものとする。この場合において、著しくき損し、又は査証欄に余白がなくなつたことに因り再発給を受けようとするときは、当該著しくき損し、又は査証欄に余白がなくなつた公用旅券を返納の上、請求するものとする。

4 第五条及び第六条の規定は、第一項又は前項の規定による旅券の再発給について準用する。この場合において、第五条中「前二条」とあるのは「第十条第一項又は第三項」と、同条及び第六条中「発給」とあるのは「再発給」と、「発行」とあるのは「再発行」と、第六条中「交付」とあるのは「再交付」と読み替えるものとする。

(同伴される子の併記)

第十一条 旅券の発給を受けようとする者が十五才未満の子を同伴するときは、一般旅券発給申請書又は公用旅券発給申請書にその旨を記載して、旅券面にその子を併記することを申請し、又は請求することができる。但し、併記される子の数は、旅券一部について三人までとする。

(数次往復用の旅券)

第十二条 国内において旅券の発給を受けようとする者で、外務大臣が指定する特定の用務により本邦と特定の一又は二以上の外国との間を数次往復する必要があるものは、外務大臣がその必要を認めるときに限り、数次往復用として当該旅券の発給を受けることができる。

2 数次往復用として旅券の発給を受けようとするときは、その旨及び理由を一般旅券発給申請書又は公用旅券発給請求書に記載しなければならない。

(一般旅券の発給等の制限)

第十三条 外務大臣又は領事官は、一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が左の各号の一に該当する場合には、一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる。

- 一 渡航先に施行されている法規によりその国に入ることを認められない者
- 二 死刑、無期又は長期十年以上の刑にあたる罪につき訴追されている者
- 三 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 第二十三条各号の一に該当して刑に処せられた者
- 五 前各号に掲げる者を除く外、外務大臣において、著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害

する行為を行う虞があると認めるとする相当の理由がある者

- 2 外務大臣は、前項第五号の認定をしようとするときは、あらかじめ法務総裁と協議しなければならない。

（一般旅券の発給等をしなない場合の通知）

- 第十四条 外務大臣又は領事官は、前条の規定に基き一般旅券の発給又は渡航先の追加をしなないと決定したときは、すみやかに、理由を付した書面をもつて一般旅券の発給又は渡航先の追加を申請した者にその旨を通知しなければならない。

（異議の申立）

- 第十五条 一般旅券の発給又は渡航先の追加を申請した者は、前条の通知を受けた場合において、同条の決定に異議があるときは、外務大臣からその通知を受けた者にあつては直接外務大臣に、領事官からその通知を受けた者にあつてはその領事官を経由して外務大臣に、異議の申立をすることができる。

- 2 前項の異議の申立は、不服の事由を記載した書面を提出してするものとする。

- 3 外務大臣は、異議の申立を受理したときは、異議の申立が理由があるかどうかを裁決してなければならない。

- 4 外務大臣は、前項の裁決の結果、異議の申立が理由があると裁決した場合には、異議の申立をした者（以下「申立人」という。）が国内にあるときはすみやかに申立人に対し一般旅券の発給又は渡航

先の追加をし、申立人が国外にあるときはすみやかに申立人の所在地を管轄する領事館の領事官にその旨を通知しなければならない。

- 5 領事官は、前項の通知を受けたときは、すみやかに申立人に対し一般旅券の発給又は渡航先の追加をしなければならない。

- 6 外務大臣は、異議の申立が理由がないと裁決したときは、すみやかに申立人に対する旨を通知しなければならない。

（署名）

- 第十六条 旅券の発給、書換発給又は再発給を受けようとする者は、当該旅券の交付、書換交付又は再交付を受ける際、旅券面の所定の場所に署名しなければならない。

（紛失又は焼失の届出）

- 第十七条 旅券の発給、渡航先の追加、書換発給又は再発給を受けた者（以下「旅券の名義人」という。）は、当該旅券を紛失し、又は焼失した場合には、遅滞なく、国内においては当該旅券の交付官庁又は外務大臣に、国外においては領事官に、その旨を届け出なければならない。届出の後においてその旅券を発見した場合にも、また、同様とする。

（旅券の効力）

- 第十八条 旅券は、左の各号の一に該当する場合には、その効力を失う。

- 一 旅券の名義人がその発行の日から六月以内に本邦を出国しない場合には、その六月を経過した

- とき。
- 二 旅券の名義人（数次往復用の旅券の名義人を除く。）が本邦に帰国したとき。
 - 三 数次往復用の旅券の名義人が、その発行の日から二年を経過した日において、国内にある場合にはその二年を経過したとき、国外にある場合にはその後初めて帰国したとき。
 - 四 旅券の発給、書換発給又は再発給の申請又は請求に当つて返納された旅券にあつては、当該申請又は請求に係る旅券が発行され、書換発行され、又は再発行されたとき。
 - 五 紛失し、又は焼失した旅券にあつては、当該紛失し、又は焼失した旅券の再発給の申請又は請求に係る旅券が再発行されたとき。
 - 六 第十九条第一項の規定により返納を命ぜられた旅券にあつては、外務大臣又は領事官が、当該旅券が効力を失うべきことを適当と認めたととき。
 - 2 外務大臣は、旅券が前項第五号又は第六号に該当して効力を失つたときは、遅滞なくその旨を官報に告示しなければならない。

（返納）

第十九条 外務大臣又は領事官は、左に掲げる場合において、旅券を返納させる必要があると認めるときは、旅券の名義人に対して、期限を付けて、旅券の返納を命ずることができる。

- 一 一般旅券の名義人が第十三条第一項各号の一に該当する者であることが、当該一般旅券の交付、渡航先の追加、書換交付又は再交付の後に判明した場合

- 二 一般旅券の名義人が、当該一般旅券の交付、渡航先の追加、書換交付又は再交付の後に、第十三条第一項各号の一に該当するに至つた場合

三 錯誤に基き、又は過失に因り旅券の発給、渡航先の追加、書換発給又は再発給をした場合

四 旅券の名義人の生命、身体又は財産の保護のために渡航を中止させる必要があると認められる場合

2 第十三条第二項の規定は、一般旅券の名義人が前項第一号又は第二号の場合において、第十三条第一項第五号に該当するかどうかを認定しようとするときに準用する。

3 第十四条及び第十五条の規定は、一般旅券の名義人に対して第一項第一号又は第二号の規定により一般旅券の返納を命ずる場合に準用する。この場合において、第十四条中「前条」とあるのは「第十九条第一項」と、「発給又は渡航先の追加をしない」とあるのは「返納を命ずることを」と、同条及び第十五条第一項中「発給又は渡航先の追加を申請した者」とあるのは「名義人」と、第十五条第四項及び第五項中「発給又は渡航先の追加」とあるのは「返納の命令の取消」と読み替えるものとする。

4 一般旅券の発給、書換発給又は再発給の申請に当つて返納すべき一般旅券は、国内においては交付官庁又は外務大臣に、国外においては領事官に返納しなければならない。

5 旅券の名義人が現に所持する旅券が前条第一項第一号から第五号までの一に該当して効力を失つた場合には、一般旅券にあつてはその名義人が交付官庁又は外務大臣に、公用旅券にあつては各省各庁の長が外務大臣に、遅滞なくその旅券を返納しなければならない。

6 公用旅券の発給、書換発給又は再発給の請求に当つて公用旅券を返納すべき場合及び前二項の場合において、返納すべき旅券の名義人がこれを保存することを希望するときは、返納を受けた交付官庁、外務大臣又は領事官は、その旅券に消印をしてこれを当該旅券の名義人に還付することができる。

(手数料)

第二十条 国内において一般旅券の発給、渡航先の追加、書換発給又は再発給を受けようとする者は、当該一般旅券の交付、渡航先の追加、書換交付又は再交付を受ける際、左の区分に従い国に手数料を納付しなければならない。

- 一 一般旅券の発給を受けようとする者 千五百円
 - 二 数次往復用の一般旅券の発給を受けようとする者 三千円
 - 三 一般旅券の渡航先の追加を受けようとする者 五百円
 - 四 一般旅券の書換発給を受けようとする者 五百円
 - 五 一般旅券の再発給を受けようとする者 千円
 - 六 数次往復用の一般旅券の再発給を受けようとする者 二千円
- 2 前項の手数料は、旅券受領証に収入印紙をはつて納付するものとする。
- 3 国外における一般旅券の手数料に関しては、政令で定める。
- 4 書換発給を必要とする原因が関係官庁の過失に因つて生じた場合には、前三項の規定にかかわらず、手数料を納付することを要しない。
- 5 永任を目的とする外国への渡航その他特別の事由がある場合には、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額することができる。

(査証)

第二十一条 旅券の査証を必要とする国へ渡航しようとする者は、当該国の官憲から必要な査証を受けなければならない。

(申請書等の様式等)

第二十二条 一般旅券発給申請書、身元申告書、公用旅券発給請求書、一般旅券渡航先追加申請書、公用旅券渡航先追加請求書、一般旅券書換発給申請書、公用旅券書換発給請求書、一般旅券再発給申請書、公用旅券再発給請求書及び旅券受領証の様式は、外務省令で定める。

2 渡航費用の支払能力を立証する書類並びに渡航先及び渡航目的によつて特に必要とされる書類の種類は、外務大臣が官報に告示する。

(罰則)

第二十三条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 前条に規定する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為によつて旅券の交付、渡航先の追加、書換交付又は再交付を受けた者
- 二 他人名義の旅券を行使した者

- 三 行使の目的をもつて、旅券を他人に譲り渡し、若しくは貸与し、又は他人名義の旅券の譲渡若しくは貸与を受けた者
- 四 第十九条第一項の規定により旅券の返納を命ぜられた場合において、同項に規定する期限内にこれを返納しなかつた者
- 五 効力を失つた旅券を行使した者

（国外犯罪）

第二十四条 前条の規定は、国外において同条各号の一に掲げる罪を犯した者にも適用する。
（没取）

第二十五条 第二十三条各号の一に該当する者の旅券は、外務大臣が没取することができる。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない期間内において、政令で定めらる。

2 左の政令は、廃止する。

連合国最高司令官の許可を得て海外に渡航する者に対して発給する旅券に関する政令（昭和二十五年政令第十一号）

日本政府在外事務所の発給する旅券及びその取り扱う旅券事務に関する政令（昭和二十六年政令第二百八十五号）

3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

4 この法律施行前に日本政府が発行し、書換発行し、若しくは再発行し、又は交付し、書換交付し、若しくは再交付した旅券でこの法律施行の際現に有効なものは、この法律中の相当する規定に基いて発行し、書換発行し、若しくは再発行し、又は交付し、書換交付し、若しくは再交付した旅券とみなす。但し、旅券面に有効期間が記載された旅券は、その有効期間が経過したときは、その効力を失う。

5 前項但書の旅券を所持する者で正当な事由に因りその有効期間内に本邦に帰国することができないものは、その有効期間内においては一般旅券の再発給を、やむを得ない事由に因りその有効期間内に一般旅券の再発給を受けることができなかつたときにおいてはその事由がなくなつた後遅滞なく一般旅券の発給を受けなければならない。

6 この法律施行前に連合国最高司令官の許可を得て海外に渡航する者に対して発給する旅券に関する政令及び日本政府在外事務所の発給する旅券及びその取り扱う旅券事務に関する政令に基いてされた旅券の発給若しくは交付、渡航先の追加、書換発給又は再発給の申請で、この法律施行の際当該申請に対する処分がされていないものは、それぞれこの法律中の相当する規定に基いてされた申請とみなす。但し、当該申請に当つて提出された書類の外にこの法律の規定によつて提出すべき書類があるときは、当該申請をした者は、その書類を遅滞なく提出しなければならない。

7 北緯三十度以南の南西諸島その他特に外務大臣が定める地域に渡航する者に対しては、当分の

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該
当者の指定の解除に関する法律(二六八)

九六

間、政令で定めるところにより、身分証明書を発給するものとする。

8 前項の身分証明書の発給に当つては、五百円以下の範囲内で政令で定める額の手数料を徴収することができる。

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定 による覚書該当者の指定の解除に関する法律

(昭和二十六年十一月二十九日)
法律第二百六十八号

(解除)

第一条 内閣総理大臣は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号。以下「令第一号」という。)の規定による覚書該当者としての指定を受けた者(団体等規正令(昭和二十四年政令第六十四号)第十二条の規定により令第一号による覚書該当者としての指定を受けたものとみなされた者を含む。以下「覚書該当者」という。)につき、その指定が著しく不公正であると認めらるに至つたときは、次条第一項の規定による申請に基いて、その指定を解除することができる。

(解除の申請)

第二条 覚書該当者(覚書該当者が死亡者であるときは、その者の遺族その他の縁故者)は、内閣総理大臣に対し、当該指定を著しく不公正と思料する理由を明記した書面により、必要な証拠書類を添

附して、前条の規定による指定の解除を申請することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による申請書を受け取つたときは、すみやかに、これを公職資格訴願審査会に送附するものとする。

(指定の失効)

第三条 覚書該当者について指定の解除があつたときは、当該指定は、解除のあつた日以後その効力を失う。

(公私の恩給、年金等を受ける権利又は資格)

第四条 覚書該当者について指定の解除があつたときは、その者に係る公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格は、指定の解除のあつた日において回復する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(公表)

第五条 内閣総理大臣は、覚書該当者について指定の解除をしたときは、直ちにこれを公表しなければならない。

(公職資格訴願審査会)

第六条 第一条の規定による指定の解除につき内閣総理大臣の諮問に応じ、その意見を答申させるため、総理府の附属機関として公職資格訴願審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織)

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該
当者の指定の解除に関する法律(二六八)

九七

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該
当者の指定の解除に関する法律(二六八)

第七条 審査会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 審査会に委員長を置く。委員長は、委員が互選する。

5 委員長は、会務を総理する。

(審査会の議事)

第八条 審査会は、委員長を含み委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(審査会への資料の提出等)

第九条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、解除の申請をした者又は関係者に対し必要な資料を提出させ、又は事実を説明させることができる。

2 審査会は、解除を申請した者又はその指定する代理人に審査会に出頭して意見を述べる機会を与えた後でなければ、解除を相当とする議決をすることはできない。

(秘密を守る義務)

第十条 委員は、内閣総理大臣が公表した事項を除き、審査会の審査に関する事項を外部にもらしてはならない。

(審査会の庶務)

第十一条 審査会の庶務は、内閣総理大臣官房で処理する。

(雑則)

第十二条 前各条に定めるものの外、議事の手続その他の審査会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(罰則)

第十三条 第二条第一項の規定による申請書又は証拠書類として、重要な事項について虚偽の記載又は事実をかくした記載のあるものを提出した者は、五万円以下の罰金に処する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 令第一号の一部を次のように改正する。
第四条の二、第四条の三及び第五条第三項を削る。
- 3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中国土総合開発審議会の項の次に次のように加える。

公職資格訴願審査会

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律(昭和二十六年法律第二百六十八号)に基きその権限に属せしめられた事項を行うこと。

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該
当者の指定の解除に関する法律(二六八)

地方税法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十一月二十九日
法律第二百六十九号)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第十六条の四第一項中「第十六条の二」の下に「又は第十六条の六」を加え、同項に次の但書を加える。

但し、その者が正当の事由がなくて弁明をしない場合においては、この限りでない。

同項第二号及び第三号を次のように改める。

- 二 担保の提供又は変更その他担保に関する地方団体の求に応じないとき。
- 三 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため徴収猶予をすることが不相当であると認められるとき。

第十六条の五の次に次の一条を加える。

(法人税割又は法人の事業税の徴収猶予)

第十六条の六 地方団体は、第三百二十一条の八第一項若しくは第二項の規定によつて法人税割を納付しなければならない法人又は第七百五十四条の二第一項第一号の規定によつて事業税を納付しなければならぬ法人が当該法人税割額又は事業税額の二分の一に相当する税額以下の法人税割額又

は事業税額について、当該法人税割又は事業税に係る第三百二十一条の八第一項若しくは第二項又は第七百五十四条の二第一項第一号に規定する申告書の提出期限内に徴収猶予の申請書を地方団体に提出した場合においては、当該税額については、当該提出期限から三月を限度としてその申請に係る期間、これらの規定にかかわらず、徴収猶予をするものとする。

2 前項の申請書には、申請法人の名称、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及びその所在地、代表者(この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人でこの法律の施行地において事業を行うもの(「外国法人」という。以下第三十一条の二第七項、第四十条第三項、第五十七条の二、第七百五十四条の二第五項及び第七百五十四条の四第三項において同様とする。)にあつては、この法律の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者)の氏名、徴収猶予を受けようとする法人税割額又は事業税額並びに徴収猶予を受けようとする期間を記載しなければならない。

3 地方団体は、第十六条の四第一項の規定による場合の外、法人が第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額に係る法人税割額又は事業税額のうち当該徴収猶予を受けた税額以外の税額を納期限内に完納しなかつた場合においては、その徴収猶予をした税額についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収することができる。

第三十一条の二第五項中「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年三月三十一日」に、「昭和二十六年十二月一日」を「昭和二十七年三月一日」に改め、同条第七項中「この法律の施行地に本店又は

主たる事務所若しくは事業所を有しない法人でこの法律の施行地において事業を行うもの(「外国法人」という。以下第四十条第三項、第五十七条の二、第七百五十四条の二第五項及び第七百五十四条の四第三項において同様とする。)を「外国法人」に改め、同条第八項中「最初の事業年度の初日の前日」の下に「(その日が昭和二十七年三月三十一日前であるときは、同年三月三十一日)」を加える。

第七十二条第四項中「昭和二十七年一月一日」を「昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までの日」に、「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年三月三十一日」に、「昭和二十六年十二月十日」を「昭和二十七年三月十日」に改める。

第七十四条の二第一項但書中「昭和二十七年一月一日の属する事業年度の末日」の下に「(その日が昭和二十七年三月三十一日前であるときは、同年三月三十一日)」を加える。

第三百二十七条第一項中「その税金を納付する場合」の下に「(第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた法人がその徴収猶予に係る税金を納付する場合を含む。)」を加える。

第三百二十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予をした法人税割に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を發することができない。

第三百六十四条の次に次の一条を加える。

(昭和二十七年年度分の固定資産税の徴収等)

第三百六十四条の二 市町村は、昭和二十七年年度分の固定資産税に限り、昭和二十七年七月以前の各納期においては、左の各号に掲げる価格を課税標準として仮に算定した額を当該年度の納期の数で除して得た額を固定資産税として徴収するものとする。

一 第四百十条第三項、第四百十七条第一項、第四百十九条第二項又は第四百三十五条第一項の規定によつて、昭和二十六年年度分の固定資産税の課税標準として固定資産課税台帳に登録された価格(この価格がない場合には、類似の固定資産の価格に比準して市町村長が仮に決定した価格)

二 第三百八十九条第二項、第四百条第一項又は第四百十七条第三項の規定によつて、昭和二十六年年度分の固定資産税の課税標準として固定資産課税台帳に登録された価格(第三百九十一条第一項の規定による配分に係るものを除く。)

三 第三百九十条の二の規定によつて配分された価格

2 市町村は、昭和二十七年年度分の固定資産税の八月以後の各納期において、前項の規定によつて徴収された税額(「仮算定税額」という。以下本条において同様とする。)が第四百十一条の二の規定によつて決定した価格又は第三百九十二条の二の規定によつて配分された価格を課税標準として算定した昭和二十七年年度分の固定資産税の額(「本算定税額」という。以下本条において同様とする。)に満たない場合においては、その不足税額を徴収し、仮算定税額が本算定税額をこえる場合において

は、第十七条の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は充当しなければならない。

3 第一項の規定によつて固定資産税を徴収する場合において、納税者に交付する徴税令書には、左の各号に掲げる趣旨を明示しなければならない。

一 徴税令書に記載された価額は、第一項の規定による価額であつて、昭和二十七年年度分の固定資産税に係る仮の課税標準額であり、その税額は仮算定税額であること。

二 昭和二十七年年度分の固定資産税の課税標準である価格は、昭和二十七年六月三十日までに決定されるものであること。

三 昭和二十七年年度分の固定資産税の八月以後の各納期において、仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては、その不足税額を徴収し、仮算定税額が本算定税額をこえる場合においては、その過納額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

第三百七十三条に次の一項を加える。

11 前項の規定は、第三百六十四条の二第一項の規定によつて徴収すべき固定資産税について準用する。この場合において、「第三百六十四条第四項又は同条第八項」とあるのは「第三百六十四条の二第一項」と、「昭和二十六年九月三十日」とあるのは「昭和二十七年六月三十日」と読み替えるものとする。

第三百八十九条第一項中「以下本条、」の下に「第三百九十二条の二、」を加える。

第三百九十条の次に次の一条を加える。

(昭和二十七年年度分の仮に算定する固定資産税に係る地方財政委員会が評価する固定資産の価格の通知に関する特例)

第三百九十条の二 地方財政委員会は、昭和二十七年年度分の固定資産税については、昭和二十六年年度分の固定資産税の課税標準となつた価格を第三百九十一条第一項の規定に準じて関係市町村に配分し、その配分した価格を昭和二十七年三月三十一日までに当該市町村の長に通知しなければならない。

第三百九十二条の次に次の一条を加える。

(昭和二十七年年度分の固定資産税に係る道府県知事又は地方財政委員会が配分する固定資産の価格の通知に関する特例)

第三百九十二条の二 昭和二十七年年度分の固定資産税に係る第三百八十九条第一項又は第三百九十一条第一項の規定によつて道府県知事又は地方財政委員会が配分する固定資産の価格の通知は、これらの規定による期限にかかわらず、昭和二十七年六月三十日までにしなければならない。

第四百十一条の次に次の一条を加える。

(昭和二十七年年度分の固定資産税を課する固定資産の価格の決定の特例)

第四百十一条の二 昭和二十七年年度分の固定資産税を課する固定資産の価格の決定に限り、第四百十条第一項の規定中「二月末日」とあるのは「昭和二十七年六月三十日」と読み替えるものとする。第四百十六条の次に次の一条を加える。

地方税法の一部を改正する法律(二六九)

(昭和二十七年分の固定資産税に係る固定資産課税台帳の縦覧期間の特例)

第四百十六條の二 昭和二十七年分の固定資産税に係る固定資産課税台帳の縦覧期間は、第四百十五條第一項本文の規定にかかわらず、昭和二十七年七月一日から同月十日までの間とする。
第四百十八條の次に次の一条を加える。

(道府県知事に対する昭和二十七年分の固定資産の価格の概要調書の送付の特例)

第四百十八條の二 昭和二十七年分の固定資産の価格の概要調書の作成及び送付に限り、前条本文の規定中「第四百十條」とあるのは「第四百十一條の二」と、「毎年四月中」とあるのは「昭和二十七年八月中」と読み替えるものとする。

第四百二十九條の次に次の一条を加える。

(昭和二十七年分の固定資産評価審査委員会の審査のための会議の開会の期間の特例)

第四百二十九條の二 昭和二十七年分の固定資産評価審査委員会の審査のための会議の開会の期間は、第四百二十八條第一項本文の規定にかかわらず、昭和二十七年七月一日から同年八月十日までとする。但し、特別の事情がある場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、これと異なる会議の期間を定めることができる。

第七百六十三條の三第一項中「納付する場合」の下に「(第十六條の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた法人がその徴収猶予に係る税金を納付する場合を含む。)」を加える。

第七百六十五條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第三項を同条第四

項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第十六條の六第一項の規定によつて徴収猶予をした事業税に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促を發することができない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十一月二十九日
法律第二百七十号)

地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「錯誤があつたことを發見した場合においては、当該地方団体が受けるべきであつた交付金の額に不足があるときはこれを交付し、超過額があるときはこれを減額し、又は返還させることができる。但し、返還させる場合においては、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見をきかなければならない。」を「錯誤があつたことを發見した場合で、当該地方団体について基準財政需要額又は基準財政収入額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、錯誤があつたことを發見した年度又はその翌年度において、規則で定めるところにより、それぞれその増加し、又は減少

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律(二七〇)

すべき額を当該地方団体に交付すべき交付金の額の算定に用いられるべき基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額した額をもつて当該地方団体の当該年度における基準財政需要額又は基準財政収入額とすることができると改める。

同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同条第二項を同条第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 錯誤に係る数を交付金の算定の基礎に用いた年度（「交付年度」という。以下本項において同じ。）以後の年度においては、委員会は、規則で定めるところにより、前項の規定が適用される地方団体で、同項の規定を適用しない場合でも当該地方団体に交付すべき交付金の額の算定に用いられるべき当該年度の基準財政収入額が基準財政需要額をこえるもの又は同項の規定が適用される結果基準財政収入額が基準財政需要額をこえることとなる地方団体について、交付年度分として交付を受けたい交付金の額が交付を受けべき交付金の額に満たないときは、当該不足額を限度として、これを当該年度の交付金から交付し、交付年度分として交付を受けた交付金の額が交付を受けべき交付金の額をこえるときは、当該超過額を限度として、これを返還させることができ、これを返還させることができる。但し、返還させる場合においては、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聞かなければならない。

第二十条第二項中「前条第一項及び第四項」を「前条第一項、第二項及び第五項」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の地方財政平衡交付金法第十九条第一項及び第二項の規定は、昭和二十五年度分の地方財政平衡交付金でその額の算定の基礎に用いた数に錯誤があつたものについても、適用する。

関税法等の一部を改正する法律

（昭和二十六年十一月二十九日
法律第二百七十一号）

（関税法の改正）

第一条 関税法（明治三十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第百四条を次のように改める。

第百四条 本法ノ適用ニ付テハ本州、北海道、四国及九州以外ノ本邦ノ領域中政令ノ定ムル地域ハ当分ノ間之ヲ外国ト看做ス

（関稅定率法の改正）

第二条 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

関税法等の一部を改正する法律（二七二）

関税法等の一部を改正する法律(二七一)

一一〇

第十二条 本法ノ適用ニ付テハ本州、北海道、四国及九州以外ノ本邦ノ領域中政令ノ定ムル地域ハ
当分ノ間之ヲ外国ト看做ス

(関税定率法の一部を改正する法律の改正)

第三条 関税定率法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第百十号)の一部を次のように改正す
る。

附則第四項を次のように改める。

4 関税定率法第十二条の規定によつて外国とみなされる地域で生産された物品の輸入税は、政令
で定めるところにより、当分の間、免除する。

附則第五項別表甲号中

五一九 炭化水素油(別号に掲げるものを除く。)

一 原油、重油及び粗油

を

五一九 炭化水素油(別号に掲げるものを除く。)

一 原油、重油及び粗油

一一〇一 印刷用紙

二 その他(一平方メートルの重量が三十グラ
ムをこえ、三百グラムをこえないものに限
る。)

に改める。

甲 一平方メートルの重量が五十八グラムを
こえないもの(碎木バルブを含むもので
巻取のものに限る。)

(噸税法の改正)

第四条 噸税法(明治三十二年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 本法ノ適用ニ付テハ本州、北海道、四国及九州以外ノ本邦ノ領域中政令ノ定ムル地域ハ当
分ノ間之ヲ外国ト看做ス

附則

この法律中関税定率法の一部を改正する法律附則第五項の改正規定は、公布の日から、その他の規
定は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

関税法等の一部を改正する法律(二七一)

一一一

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律

（昭和二十六年十一月二十九日
法律第二百七十二号）

農林漁業組合再建整備法（昭和二十六年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「交付することができる期間」を「交付する期間」に、「毎年」を「毎会計年度」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により毎会計年度交付すべき奨励金のうち、増資奨励金については、その額の一部を翌会計年度において交付することができる。

第十二条第二号中「第三条」の下に「若しくは第十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）」を、第三号中「第九条第一項」の下に「又は第十八条第四項」を加える。

第十八条第二項を第五項とし、同条第一項中「指定日から五年を経過した日の属する事業年度の終了の日まで」を「第二項の期間内」に改め、同項を第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

第三条第一項の規定により再建整備を行う農林漁業組合が合併によつて解散した場合において、合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合で再建整備を行おうとするものは、当該合併についての登記の日現在により貸借対照表を作製し、これに基いて再建整備計画をたてなければならない。この場合には、第三条第三項の規定を準用する。

2 前項の規定による再建整備は、指定日から五年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに第四条に規定する目標を達成するように行わなければならない。

3 前二項の規定は、第一項の規定により再建整備を行う農林漁業組合が更に合併によつて解散した場合において、当該合併によつて成立した農林漁業組合又は当該合併後存続する農林漁業組合に準用する。

第二十条及び第二十一条をそれぞれ第二十三条及び第二十四条とし、第十九条の次に次の三条を加える。

（法人税法の特例）

第二十条 第三条第一項の規定により再建整備を行う農林漁業組合（当該農林漁業組合が昭和二十六年十二月三十一日を含む事業年度の終了の日以前に合併によつて解散した場合には、合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合で第十八条第一項の規定により再建整備を行うもの。次条及び第二十二條において同じ。）の昭和二十五年一月一日以後に開始する最初の事業年度の開始の日から昭和二十六年十二月三十一日を含む事業年度（以下「基準事業年度」という。）の終了の日までの各事業年度において生じた欠損金（合併によつて解散した農林漁業組合の当該欠損金で合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合にその欠損金として引き継がれたものを含む。）は、基準事業年度及び基準事業年度の終了の日後に開始し、当該欠損金の生じた事業年度の終了の日後五年以内に終了する各事業年度においては、法人税法（昭和二十二年法

律第二十八号）第九条第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。但し、基準事業年度において青色申告書（法人税法第二十五条第一項の申告書をいう。以下同じ。）を提出し、且つ、その後において連続して青色申告書を提出している場合に限る。

2 前項の規定により各事業年度において法人税法第九条第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金の金額は、当該欠損金の生じた事業年度以後の事業年度において同項の所得の計算上同項の総益金から控除されなかつたものに限る。

3 前二項の規定により法人税法第九条第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金が同条第五項の規定により損金に算入すべきものである場合には、当該欠損金については、同項の規定は、適用しない。

第二十一条 第三条第一項の規定により再建整備を行う農林漁業組合の最初に青色申告書を提出しようとする事業年度が基準事業年度である場合には、当該農林漁業組合が法人税法第二十五条第三項の規定により提出する申請書は、同項の期限後においても、昭和二十六年十二月三十一日までは提出することができる。

2 前項の規定の適用を受ける農林漁業組合で基準事業年度の終了の日が昭和二十六年十二月三十一日であるものについて法人税法第二十五条第六項の規定を適用する場合には、同項中「当該事業年度終了の日」とあるのは「基準事業年度の終了の日から四十日を経過した日」と読み替えるものとする。

第二十二条 第三条第一項の規定により再建整備を行う農林漁業組合が基準事業年度に続く事業年度の開始の日以後合併によつて解散した場合において、合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合が第十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により再建整備を行うときは、合併によつて解散した農林漁業組合で基準事業年度から解散の日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度（当該合併によつて解散した農林漁業組合が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合には、当該解散の日を含む事業年度の直前の事業年度を除く。）において青色申告書を提出しているものの第二十条第一項の欠損金で当該合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合にその欠損金として引き継がれたものは、合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日を含む事業年度及びその事業年度の終了の日後に開始し、当該欠損金の生じた事業年度の終了の日後五年以内に終了する各事業年度においては、法人税法第九条第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。

2 前項の規定は、合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合が当該合併によつて解散した農林漁業組合の解散の日を含む事業年度（当該合併によつて解散した農林漁業組合が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合に限り適用する。）は、当該解散の日を含む事業年度及びその直前の事業年度）に係る青色申告書を提出した場合に限り適用する。

3 第一項の場合には、第二十条第一項但書及び同条第二項の規定を準用する。この場合において、農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律（二七二）

所得税法の臨時特例に関する法律（二七三）

一一六

同条第一項但書中「基準事業年度」とあるのは「合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日を含む事業年度」と読み替えるものとする。

附則第一項の項番号を削り、附則第二項を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

所得税法の臨時特例に関する法律

（昭和二十六年十一月三十日
法律第二百七十三号）

（扶養親族の意義の特例）

第一条 昭和二十六年分の所得税については、納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条の規定により計算した総所得金額（以下「総所得金額」という。）が一万七千円以下である者を、法第八条第一項本文に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）とみなす。

（退職所得に対する所得税の課税標準の特例）

第二条 一時恩給及び退職給与並びにこれらの性質を有する給与に対する昭和二十六年分の所得税については、同年中の収入金額からその十分の三に相当する金額を控除した金額を、法第九条第一項第六号に規定する退職所得の金額とみなす。

（扶養控除の特例）

第三条 法第一条第一項の規定に該当する個人に扶養親族がある場合における当該個人の昭和二十六年分の所得税については、法第十一条の六の規定にかかわらず、扶養親族一人につき一万七千円（扶養親族が三人をこえるときは、そのこえる者については一人につき一万五千円）を、その個人の総所得金額から控除する。

（不具者等に対する所得控除の適用除外）

第四条 法第一条第一項の規定に該当する個人の昭和二十六年分の所得税については、法第十一条の七から第十一条の十までの規定は、適用しない。

（基礎控除の特例等）

第五条 法第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人の昭和二十六年分の所得税については、法第十二条第一項の規定にかかわらず、その総所得金額から三万八千円を控除する。

2 法第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人の昭和二十六年分の所得税については、法第十二条第二項中「前八条及び前項」とあるのを「第十一条の三から第十一条の五まで並びに所得税法の臨時特例に関する法律第三条及び第五条第一項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（税額の特例）

第六条 昭和二十六年分の所得税については、法第十一条の三から第十一条の五までの規定並びに第三条及び前条第一項の規定による控除後の総所得金額に応じ、別表第一に定める金額を、法第十三条の規定により計算した所得税額とみなす。

所得税法の臨時特例に関する法律（二七三）

一一七

2 法第十四条に規定する変動所得を有する者が、昭和二十六年分の所得税につき同条の規定による税額によることを選択する場合には、同条第一号中「第十一条の三乃至第十二条」とあるのを「第十一条の三から第十一条の五まで並びに所得税法の臨時特例に関する法律第三条及び第五条第一項」と読み替えて同号に規定する調整所得金額を計算するものとし、当該調整所得金額に應じ、別表第一に定める金額を同号に掲げる税額とみなす。

3 法第十四条の二に規定する各年の所得税の税額のうち昭和二十六年分の所得税の税額については、同条第一項第一号中「課税総所得金額」とあるのを「所得税法の臨時特例に関する法律第六条第一項に規定する控除後の総所得金額」と、「第十一条の三乃至第十二条」とあるのを「第十一条の三から第十一条の五まで並びに所得税法の臨時特例に関する法律第三条及び第五条第一項」と読み替えて同号に規定する第二次調整所得金額を計算するものとし、当該第二次調整所得金額に應じ、別表第一に定める金額を同号に掲げる税額とみなす。

4 昭和二十六年分の所得税については、法第十五条の規定は、適用しない。
(不具者についての税額控除)

第七条 法第一条第一項の規定に該当する個人に不具者(法第八条第二項に規定する不具者をいう。以下同じ)である扶養親族があるときは、当該個人の法第十三条から第十四条の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から、不具者一人につき四千円を控除する。

2 法第一条第一項の規定に該当する個人が不具者であるときは、当該個人の法第十三条から第十四条

条の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から四千円を控除する。

(老年者についての税額控除)

第八条 法第一条第一項の規定に該当する個人が法第八条第三項に規定する老年者であるときは、当該個人の法第十三条から第十四条の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から四千円を控除する。

(寡婦についての税額控除)

第九条 法第一条第一項の規定に該当する個人が法第八条第四項に規定する寡婦であるときは、当該個人の法第十三条から第十四条の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から四千円を控除する。

(勤労学生についての税額控除)

第十条 法第一条第一項の規定に該当する個人が法第八条第五項に規定する勤労学生であるときは、当該個人の法第十三条から第十四条の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から四千円を控除する。

(配当所得についての税額控除等についての読替規定)

第十一条 昭和二十六年分の所得税については、法第十五条の二及び第十六条中「第十一条の三乃至第十四条の二」とあるのを「第十一条の三から第十一条の五まで、第十三条から第十四条の二まで並びに所得税法の臨時特例に関する法律第三条及び第五条第一項」と読み替えて、これらの規定を適

用する。

（確定申告の特例）

第十二条 昭和二十六年分の所得税については、法第二十六条第一項中「三万円」とあるのを「三万八千円」と、「課税総所得金額」とあるのを「所得税法の臨時特例に関する法律第六条第一項に規定する控除後の総所得金額」と、同項第十二号中「第十一条の三乃至第十二条又は第十五条の二」とあるのを「第十一条の三から第十一条の五まで若しくは第十五条の二又は所得税法の臨時特例に関する法律第三条、第五条第一項若しくは第七条から第十条まで」と、同条第二項第一号中「その年中における給与所得の収入金額が五十万円と第十一条の五乃至第十一条の十の規定により控除を受ける金額との合計金額以下で、且つ、その他の所得の金額が一万円に満たない場合」とあるのを「その年中における給与所得以外の所得の金額が一万円に満たない場合」と、同項第二号及び第三号中「第十一条の五乃至第十一条の十」とあるのを「第十一条の五及び所得税法の臨時特例に関する法律第三条」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 昭和二十六年分の所得税については、同年中における総所得金額が三万八千円と第三条の規定により控除を受ける金額との合計金額以下であるときは、法第二十六条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、法第二十六条第一項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出を要しない。但し、法第十四条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける者については、この限りでない。

（損失申告の特例）

第十三条 昭和二十六年分の所得税については、法第二十六条の二第一項及び第二項中「三万円」とあるのを「三万八千円」と、同条第一項第八号中「第十一条の四乃至第十二条」とあるのを「第十一条の四及び第十一条の五並びに所得税法の臨時特例に関する法律第三条、第五条第一項及び第七条から第十条まで」と読み替えて、同条の規定を適用する。

（控除に関する事項の申告がない場合等についての読替規定）

第十四条 昭和二十六年分の所得税については、法第二十八条及び第二十九条第五項中「第十一条の三乃至第十一条の十又は第十五条の二」とあるのを「第十一条の三から第十一条の五まで若しくは第十五条の二又は所得税法の臨時特例に関する法律第三条若しくは第七条から第十条まで」と、法第三十三条第三項中「第十一条の三乃至第十一条の十、第十四条、第十五条の二、第三十六条及び第三十六条の二」とあるのを「第十一条の三から第十一条の五まで、第十四条、第十五条の二、第三十六条及び第三十六条の二並びに所得税法の臨時特例に関する法律第三条及び第七条から第十条まで」と読み替えて、これらの規定を適用する。

（確定申告書を期限内に提出しなかった場合の申告及び納付の特例）

第十五条 昭和二十六年分の所得税については、法第三十二条第三項中「前二条及び第四十五条の規定による第三期分の税額の所得税」とあるのを「七月予定申告書、十一月予定申告書又は修正予定申告書に記載された総所得金額（その者が第二十一条の二第十項の規定により申告書を提出したもの

とみなされた者であるときは、同項に規定する前年分の総所得金額に相当する額その年分の総所得金額の見積額、その者が第四十四条の規定による更正又は決定を受けた者であるときは、当該更正後の又は当該決定に係る総所得金額）につき第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第十四条の二まで並びに所得税法の臨時特例に関する法律第三条、第五条第一項及び第七条から第十条までの規定により計算した金額から前二条及び第四十五条の規定による第一期分及び第二期分の分納額の合計金額を控除した金額の所得税」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 昭和二十六年分の所得税については、確定申告書（法第二十六条第一項に規定する確定申告書をいう。以下本項中同じ。）若しくは損失申告書（法第二十六条の二第一項に規定する損失申告書をいう。以下本項中同じ。）の提出期限後に確定申告書若しくは損失申告書を提出する場合又は法第四十六条第四項の規定による決定をする場合においては、法第二十六条第一項第九号中「第三十条、第三十一条、第三十三条又は第四十五条の規定により納付した又は納付すべき所得税額」とあるのを「第三十条、第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条又は第四十五条の規定により納付した又は納付すべき所得税額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（給与所得及び退職所得に対する源泉徴収の特例）
第十六条 昭和二十六年十一月一日から昭和二十七年三月三十一日までの支給に係る給与所得（法第九条第一項第五号に規定する給与所得をいう。以下同じ。）及び昭和二十六年十一月一日から同年十二月三十一日までの支給に係る退職所得（法第九条第一項第六号に規定する退職所得をいう。以下同じ。）に対する法第三十八条第一項の規定による所得税の源泉徴収については、同項第一号から第七号まで中「別表第二」とあるのを「所得税法の臨時特例に関する法律別表第二」と、同項第一号から第四号まで及び第七号中「並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数」とあるのを「申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数並びに当該給与の支払を受ける者が申告された不具者、老年者、寡婦又は勤労学生であるかどうか」と、同項第八号中「第十一条の六乃至第十二条」とあるのを「所得税法の臨時特例に関する法律第三条及び第五条第一項」と、「第十三条の規定により計算した税額（当該合計額が四十四万円以下であるときは、第十五条の規定による税額。以下本条において同じ。）」と、当該税額の当該合計額に対する割合（当該合計額が四十四万円以下であるときは、第十五条の規定による税額に対応する別表第一に掲げる割合。以下本条において同じ。）」を退職所得の金額又は控除後の退職所得の金額の五分の四に相当する金額に乗じて計算した金額との合計金額」とあるのを「第十三条の規定により計算した税額と、当該税額の当該合計額に対する割合を退職所得の金額又は控除後の退職所得の金額の五分の四に相当する金額に乗じて計算した金額との合計金額（当該退職所得の支払を受ける者に申告された不具者である扶養親族があるとき、又はその者が申告された不具者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるときは、当該合計金額から所得税法の臨時特例に関する法律第七条から第十条までの規定に準じ、これらの条に規定する金額を控除した金額）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2

昭和二十六年十一月一日から昭和二十七年三月三十一日までの支給に係る給与所得及び退職所得に対する法第三十八条第一項の規定による所得税の源泉徴収については、同条第二項の規定は、適

用しない。

（給与所得に対する年末調整の特例）

第十七条 昭和二十六年分の給与所得に対する所得税の法第四十条第一項の規定による充当、還付、徴収又は納付については、法第三十八条第一項の規定により徴収する所得税額の合計額が、当該給与所得の収入金額（法第三十九条第三項の規定による申告書の提出がされている場合においては、その申告に応じ、当該収入金額から法第十一条の五の規定により控除を認められる保険料の金額を控除した金額）、申告された扶養親族の有無及びその数並びに当該給与所得の支払を受ける者が申告された不具者、老年者、寡婦又は勤労学生であるかどうかに応じた別表第三に掲げる税額に比し過不足がある場合における当該過納額又は不足額を法第四十条第一項に規定する過納額又は不足額とみなし、同項中「その支払者がその個人に対しその年中に支払う給与所得の収入金額が五十万円と第十一条の五乃至第十一条の十の規定により控除を受ける金額との合計金額以下である場合において、第三十八条第一項」とあるのを「第三十八条第一項」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

（昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までの支給に係る退職所得に対する源泉徴収の特例）

第十八条 昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までの支給に係る退職所得につき法第三十八条第一項の規定により源泉徴収すべき所得税額については、同項第八号の規定にかかわらず、その所得の収入金額に應じ、別表第四に定める税額（当該退職所得の支払を受ける者が第二項の規定に

より申告書を提出していないとき、又はその者が同項の規定により提出した申告書に他の退職所得の支払を受けたことがある旨の記載がされているときは、その支払うべき退職所得の収入金額に対し百分の二十の税率を適用して算出した税額）による。

2 法第一条第一項の規定に該当する個人は、法の施行地において、昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までの支給に係る退職所得の支払を受けるときは、その支払を受ける際、当該所得の支払者を経由し、当該支払の時までに当該期間内の支給に係る他の退職所得の支払を受けたことがあるかどうかその他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。

3 前項の場合において、退職所得の支払者が申告書を受け取つたときは、申告書は、前項の規定により、政府に提出されたものとみなす。

（昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までの間に支払を受くべき利益の配当等による所得に対する課税及び源泉徴収）

第十九条 法第一条第一項の規定に該当しない個人又は法人が法の施行地において、昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までの間に法人から支払を受くべき利益の配当（無記名株式の配当については、当該期間内に支払を受けた配当）又は剰余金の分配に因る所得を有するときは、法第一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、所得税を納める義務がある。この場合において、当該所得については、法第九条第一項第二号及び第十三条の規定にかかわらず、他の所得とこれを区分し、その支払を受くべき金額（無記名株式の配当については、支払を受けた金額）に対し、百分の

二十の税率を適用して、所得税を課する。

2 法第一条第一項の規定に該当する個人又は前項の規定に該当する個人若しくは法人に対し、法の施行地において同項に規定する所得の支払をする者は、その支払の際、その支払すべき金額に対し、百分の二十の税率を適用して算出した税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

3 法の適用については、前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、法第三十七条の規定により徴収して納付すべき所得税と、前項の規定により所得税を徴収する義務がある者は、法第三十七条の規定により所得税を徴収する義務がある者と、前項の規定により所得税を徴収すべき所得は、法第三十七条の規定により所得税を徴収すべき所得と、前項の納付の期限は、法第三十七条に規定する納付の期限とみなし、法第六十九条の二の規定並びに法第七十二条及び第七十四条の規定(法第六十九条の二の規定に係る部分に限る。)の適用については、前項の規定により徴収せらるべき所得税は、法第三十七条の規定により徴収せらるべき所得税とみなす。

(予定申告等に対するこの法律の適用除外)

第二十条 法第三章第一節の規定(当該規定に係る罰則の規定を含む。)の適用、昭和二十六年分の法第三十条、第三十一条及び第三十三条の規定による第一期分第二期分の所得税の納付並びに昭和二十六年十月三十一日以前の支給に係る給与所得及び退職所得に対する法第三十八条の規定による所得税の源泉徴収については、この法律の規定は適用しない。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行前昭和二十六年分の所得税につき法第二十九条第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者及びこの法律施行前同年分の所得税につき法第四十六条第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につきこの法律施行前法第四十六条第五項において準用する同条第一項から第三項までの規定又は同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項)につきこの法律の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律施行の日後二月を限り、政府に対し、更正の請求をすることができる。
- 3 法第二十七条第七項及び第八項並びに法第六章の規定の適用については、前項の規定による更正の請求は、法第二十七条第六項の規定による更正の請求とみなす。
- 4 昭和二十六年分の所得税及びこれに係る滞納処分費で適法に納付したものが、この法律の規定による税額の変更又は消滅に因り過納となるにいたつた場合においては、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三十一条ノ六第四項但書の規定は、適用しない。

別表第一 第六条の規定による所得税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ)	課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
	以上	未満			以上	未満			以上	未満		
500円未満	500円	1,000円	0	0%	41,000円	42,000円	8,200円	20%	86,000円	87,000円	18,400円	21%
500	1,000	100	20	20	42,000	43,000	8,400	20	87,000	88,000	18,650	21
1,000	1,500	200	20	20	43,000	44,000	8,600	20	88,000	89,000	18,900	21
1,500	2,000	300	20	20	44,000	45,000	8,800	20	89,000	90,000	19,150	21
2,000	2,500	400	20	20	45,000	46,000	9,000	20	90,000	91,000	19,400	21
2,500	3,000	500	20	20	46,000	47,000	9,200	20	91,000	92,000	19,650	21
3,000	3,500	600	20	20	47,000	48,000	9,400	20	92,000	93,000	19,900	21
3,500	4,000	700	20	20	48,000	49,000	9,600	20	93,000	94,000	20,150	21
4,000	5,000	800	20	20	49,000	50,000	9,800	20	94,000	95,000	20,400	21
5,000	6,000	1,000	20	20	50,000	51,000	10,000	20	95,000	96,000	20,650	21
6,000	7,000	1,200	20	20	51,000	52,000	10,230	20	96,000	97,000	20,900	21
7,000	8,000	1,400	20	20	52,000	53,000	10,460	20	97,000	98,000	21,150	21
8,000	9,000	1,600	20	20	53,000	54,000	10,690	20	98,000	99,000	21,400	21
9,000	10,000	1,800	20	20	54,000	55,000	10,920	20	99,000	100,000	21,650	21
10,000	11,000	2,000	20	20	55,000	56,000	11,150	20	100,000	102,000	21,900	21
11,000	12,000	2,200	20	20	56,000	57,000	11,380	20	102,000	104,000	22,460	22
12,000	13,000	2,400	20	20	57,000	58,000	11,610	20	104,000	106,000	23,020	22
13,000	14,000	2,600	20	20	58,000	59,000	11,840	20	106,000	108,000	23,580	22
14,000	15,000	2,800	20	20	59,000	60,000	12,070	20	108,000	110,000	24,140	22
15,000	16,000	3,000	20	20	60,000	61,000	12,300	20	110,000	112,000	24,700	22

16,000	17,000	3,200	20	20	61,000	62,000	12,530	20	112,000	114,000	25,260	22
17,000	18,000	3,400	20	20	62,000	63,000	12,760	20	114,000	116,000	25,820	22
18,000	19,000	3,600	20	20	63,000	64,000	12,990	20	116,000	118,000	26,380	22
19,000	20,000	3,800	20	20	64,000	65,000	13,220	20	118,000	120,000	26,940	22
20,000	21,000	4,000	20	20	65,000	66,000	13,450	20	120,000	122,000	27,500	22
21,000	22,000	4,200	20	20	66,000	67,000	13,680	20	122,000	124,000	28,100	23
22,000	23,000	4,400	20	20	67,000	68,000	13,910	20	124,000	126,000	28,700	23
23,000	24,000	4,600	20	20	68,000	69,000	14,140	20	126,000	128,000	29,300	23
24,000	25,000	4,800	20	20	69,000	70,000	14,370	20	128,000	130,000	29,900	23
25,000	26,000	5,000	20	20	70,000	71,000	14,600	20	130,000	132,000	30,500	23
26,000	27,000	5,200	20	20	71,000	72,000	14,830	20	132,000	134,000	31,100	23
27,000	28,000	5,400	20	20	72,000	73,000	15,060	20	134,000	136,000	31,700	23
28,000	29,000	5,600	20	20	73,000	74,000	15,290	20	136,000	138,000	32,300	23
29,000	30,000	5,800	20	20	74,000	75,000	15,520	20	138,000	140,000	32,900	23
30,000	31,000	6,000	20	20	75,000	76,000	15,750	21	140,000	142,000	33,500	23
31,000	32,000	6,200	20	20	76,000	77,000	15,980	21	142,000	144,000	34,100	24
32,000	33,000	6,400	20	20	77,000	78,000	16,210	21	144,000	146,000	34,700	24
33,000	34,000	6,600	20	20	78,000	79,000	16,440	21	146,000	148,000	35,300	24
34,000	35,000	6,800	20	20	79,000	80,000	16,670	21	148,000	150,000	35,900	24
35,000	36,000	7,000	20	20	80,000	81,000	16,900	21	150,000	152,000	36,500	24
36,000	37,000	7,200	20	20	81,000	82,000	17,150	21	152,000	154,000	37,160	24
37,000	38,000	7,400	20	20	82,000	83,000	17,400	21	154,000	156,000	37,820	24
38,000	39,000	7,600	20	20	83,000	84,000	17,650	21	156,000	158,000	38,480	24
39,000	40,000	7,800	20	20	84,000	85,000	17,900	21	158,000	160,000	39,140	24
40,000	41,000	8,000	20	20	85,000	86,000	18,150	21	160,000	162,000	39,800	24

所得税法の臨時特例に関する法律（二十三）

課税総所得金額、調整所得金額又は第二 次調整所得金額(イ)	以上	未満	税額(ロ)	(イ)の(1) に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は第二 次調整所得金額(イ)	以上	未満	税額(ロ)	(イ)の(1) に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は第二 次調整所得金額(イ)	以上	未満	税額(ロ)	(イ)の(1) に対する割合
162,000	円	164,000	40,460	24%	263,000	円	266,000	76,940	29%	398,000	円	401,000	133,140	33%
164,000	円	166,000	41,120	25	266,000	円	269,000	78,080	29	401,000	円	404,000	134,430	33
166,000	円	168,000	41,780	25	269,000	円	272,000	79,220	29	404,000	円	407,000	135,720	33
168,000	円	170,000	42,440	25	272,000	円	275,000	80,360	29	407,000	円	410,000	137,010	33
170,000	円	172,000	43,100	25	275,000	円	278,000	81,500	29	410,000	円	413,000	138,300	33
172,000	円	174,000	43,760	25	278,000	円	281,000	82,640	29	413,000	円	416,000	139,590	33
174,000	円	176,000	44,420	25	281,000	円	284,000	83,780	29	416,000	円	419,000	140,880	33
176,000	円	178,000	45,080	25	284,000	円	287,000	84,920	29	419,000	円	422,000	142,170	33
178,000	円	180,000	45,740	25	287,000	円	290,000	86,060	29	422,000	円	425,000	143,460	33
180,000	円	182,000	46,400	25	290,000	円	293,000	87,200	30	425,000	円	428,000	144,750	34
182,000	円	184,000	47,060	25	293,000	円	296,000	88,340	30	428,000	円	431,000	146,040	34
184,000	円	186,000	47,720	25	296,000	円	299,000	89,480	30	431,000	円	434,000	147,330	34
186,000	円	188,000	48,380	26	299,000	円	302,000	90,620	30	434,000	円	437,000	148,620	34
188,000	円	190,000	49,040	26	302,000	円	305,000	91,860	30	437,000	円	440,000	149,910	34
190,000	円	192,000	49,700	26	305,000	円	308,000	93,150	30	440,000	円	443,000	151,200	34
192,000	円	194,000	50,360	26	308,000	円	311,000	94,440	30	443,000	円	446,000	152,490	34
194,000	円	196,000	51,020	26	311,000	円	314,000	95,730	30	446,000	円	449,000	153,780	34
196,000	円	198,000	51,680	26	314,000	円	317,000	97,020	30	449,000	円	452,000	155,070	34
198,000	円	200,000	52,340	26	317,000	円	320,000	98,310	31	452,000	円	455,000	156,360	34
200,000	円	202,000	53,000	26	320,000	円	323,000	99,600	31	455,000	円	458,000	157,650	34

202,000	円	204,000	53,760	26	323,000	円	326,000	100,890	31	458,000	円	461,000	158,940	34
204,000	円	206,000	54,520	26	326,000	円	329,000	102,180	31	461,000	円	464,000	160,230	34
206,000	円	208,000	55,280	26	329,000	円	332,000	103,470	31	464,000	円	467,000	161,520	34
208,000	円	210,000	56,040	26	332,000	円	335,000	104,760	31	467,000	円	470,000	162,810	34
210,000	円	212,000	56,800	27	335,000	円	338,000	106,050	31	470,000	円	473,000	164,100	34
212,000	円	214,000	57,560	27	338,000	円	341,000	107,340	31	473,000	円	476,000	165,390	34
214,000	円	216,000	58,320	27	341,000	円	344,000	108,630	31	476,000	円	479,000	166,680	35
216,000	円	218,000	59,080	27	344,000	円	347,000	109,920	31	479,000	円	482,000	167,970	35
218,000	円	220,000	59,840	27	347,000	円	350,000	111,210	32	482,000	円	485,000	169,260	35
220,000	円	222,000	60,600	27	350,000	円	353,000	112,500	32	485,000	円	488,000	170,550	35
222,000	円	224,000	61,360	27	353,000	円	356,000	113,790	32	488,000	円	491,000	171,840	35
224,000	円	226,000	62,120	27	356,000	円	359,000	115,080	32	491,000	円	494,000	173,130	35
226,000	円	228,000	62,880	27	359,000	円	362,000	116,370	32	494,000	円	497,000	174,420	35
228,000	円	230,000	63,640	27	362,000	円	365,000	117,660	32	497,000	円	500,000	175,710	35
230,000	円	233,000	64,400	28	365,000	円	368,000	118,950	32	500,000	円	503,000	177,000	35
233,000	円	236,000	65,540	28	368,000	円	371,000	120,240	32	503,000	円	506,000	178,440	35
236,000	円	239,000	66,680	28	371,000	円	374,000	121,530	32	506,000	円	509,000	179,880	35
239,000	円	242,000	67,820	28	374,000	円	377,000	122,820	32	509,000	円	512,000	181,320	35
242,000	円	245,000	68,960	28	377,000	円	380,000	124,110	32	512,000	円	515,000	182,760	35
245,000	円	248,000	70,100	28	380,000	円	383,000	125,400	33	515,000	円	518,000	184,200	35
248,000	円	251,000	71,240	28	383,000	円	386,000	126,690	33	518,000	円	521,000	185,640	35
251,000	円	254,000	72,380	28	386,000	円	389,000	127,980	33	521,000	円	524,000	187,080	35
254,000	円	257,000	73,520	28	389,000	円	392,000	129,270	33	524,000	円	527,000	188,520	35
257,000	円	260,000	74,660	29	392,000	円	395,000	130,560	33	527,000	円	530,000	189,960	36
260,000	円	263,000	75,800	29	395,000	円	398,000	131,850	33	530,000	円	533,000	191,400	36

課税総所得金額、調整所得金額又は第二 次調整所得金額(イ)	課税総所得金額、調整所得金額又は第二 次調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は第二 次調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は第二 次調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ) に対する割合
	以上	未満			以上	未満			以上	未満		
533,000	536,000	192,840	36%	593,000	596,000	221,640	37%	650,000	1,000,000	1,000,000	37%	1,537
536,000	539,000	194,280	36%	596,000	599,000	223,080	37%	650,000	1,000,000	1,000,000	37%	1,537
539,000	542,000	195,720	36%	599,000	602,000	224,520	37%	650,000	1,000,000	1,000,000	37%	1,537
542,000	545,000	197,160	36%	602,000	605,000	225,960	37%	650,000	1,000,000	1,000,000	37%	1,537
545,000	548,000	198,600	36%	605,000	608,000	227,400	37%	650,000	1,000,000	1,000,000	37%	1,537
548,000	551,000	200,040	36%	608,000	611,000	228,840	37%	650,000	1,000,000	1,000,000	37%	1,537
551,000	554,000	201,480	36%	611,000	614,000	230,280	37%	650,000	1,000,000	1,000,000	37%	1,537
554,000	557,000	202,920	36%	614,000	617,000	231,720	37%	650,000	1,000,000	1,000,000	37%	1,537
557,000	560,000	204,360	36%	617,000	620,000	233,160	37%	650,000	1,000,000	1,000,000	37%	1,537
560,000	563,000	205,800	36%	620,000	623,000	234,600	37%	650,000	1,000,000	1,000,000	37%	1,537
563,000	566,000	207,240	36%	623,000	626,000	236,040	37%	650,000	1,000,000	1,000,000	37%	1,537
566,000	569,000	208,680	36%	626,000	629,000	237,480	37%	650,000	1,000,000	1,000,000	37%	1,537
569,000	572,000	210,120	36%	629,000	632,000	238,920	37%	650,000	1,000,000	1,000,000	37%	1,537
572,000	575,000	211,560	36%	632,000	635,000	240,360	38%	650,000	1,000,000	1,000,000	38%	1,537
575,000	578,000	213,000	37%	635,000	638,000	241,800	38%	650,000	1,000,000	1,000,000	38%	1,537
578,000	581,000	214,440	37%	638,000	641,000	243,240	38%	650,000	1,000,000	1,000,000	38%	1,537
581,000	584,000	215,880	37%	641,000	644,000	244,680	38%	650,000	1,000,000	1,000,000	38%	1,537
584,000	587,000	217,320	37%	644,000	647,000	246,120	38%	650,000	1,000,000	1,000,000	38%	1,537
587,000	590,000	218,760	37%	647,000	650,000	247,560	38%	650,000	1,000,000	1,000,000	38%	1,537
590,000	593,000	220,200	37%	647,000	650,000	247,560	38%	650,000	1,000,000	1,000,000	38%	1,537

(備考) 課税総所得金額とは、総所得金額について、災害等の控除、医療費控除、保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいひ、調整所得金額又は第二次調整所得金額とは、変動所得がある場合において第六条第二項又は第三項の規定により認められた法第十四条第一号又は第十四条の二第一項第一号の規定により計算した金額をいふ。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表 (法第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表)

イ 月 額	甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 法第三十八條第一項第五号の規定による税額	
	給与の金額	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		9人
5,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,000円以上	16	50	84	118	152	186	220	254	288	322	356	390
5,200	16	50	84	118	152	186	220	254	288	322	356	390
5,400	16	50	84	118	152	186	220	254	288	322	356	390
5,600	16	50	84	118	152	186	220	254	288	322	356	390
5,800	16	50	84	118	152	186	220	254	288	322	356	390
6,000	16	50	84	118	152	186	220	254	288	322	356	390
6,200	16	50	84	118	152	186	220	254	288	322	356	390
6,400	16	50	84	118	152	186	220	254	288	322	356	390
6,600	16	50	84	118	152	186	220	254	288	322	356	390
6,800	16	50	84	118	152	186	220	254	288	322	356	390
7,000	16	50	84	118	152	186	220	254	288	322	356	390
7,200	16	50	84	118	152	186	220	254	288	322	356	390
7,400	16	50	84	118	152	186	220	254	288	322	356	390
7,600	16	50	84	118	152	186	220	254	288	322	356	390
7,800	16	50	84	118	152	186	220	254	288	322	356	390
8,000	16	50	84	118	152	186	220	254	288	322	356	390
8,200	16	50	84	118	152	186	220	254	288	322	356	390
8,400	16	50	84	118	152	186	220	254	288	322	356	390
8,600	16	50	84	118	152	186	220	254	288	322	356	390
8,800	16	50	84	118	152	186	220	254	288	322	356	390
9,000	16	50	84	118	152	186	220	254	288	322	356	390

所得税法の臨時特例に関する法律（二十三）

イ 月 額 表 (イ)

その月の 給与の金額 以上 未満	甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 法第三 十八条第一 項第一号の 規定による 税額				
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人		10 人			
9,000 円	0	696	363	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,579
9,200 円	0	730	397	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,622
9,400 円	0	764	431	97	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,664
9,600 円	0	798	465	131	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,707
9,800 円	0	832	499	165	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,749
10,000 円	0	866	533	199	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,792
10,200 円	0	900	567	233	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,834
10,400 円	0	934	601	267	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,877
10,600 円	0	968	635	301	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,919
10,800 円	0	1,002	669	335	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,962
11,000 円	0	1,036	703	369	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,004
11,200 円	0	1,070	737	403	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,047
11,400 円	0	1,104	771	437	104	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,089
11,600 円	0	1,138	805	471	138	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,132
11,800 円	0	1,172	839	505	172	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,176
12,000 円	0	1,206	873	539	206	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,227
12,200 円	0	1,240	907	573	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,278
12,400 円	0	1,274	941	607	274	24	0	0	0	0	0	0	0	0	2,329
12,600 円	0	1,308	975	641	308	58	0	0	0	0	0	0	0	0	2,380
12,800 円	0	1,345	1,009	675	342	92	0	0	0	0	0	0	0	0	2,431

13,000	13,200	1,387	1,043	709	376	126	0	0	0	0	0	0	0	0	2,482
13,200	13,400	1,430	1,077	743	410	160	0	0	0	0	0	0	0	0	2,533
13,400	13,600	1,472	1,111	777	444	194	0	0	0	0	0	0	0	0	2,584
13,600	13,800	1,515	1,145	811	478	228	0	0	0	0	0	0	0	0	2,635
13,800	14,000	1,557	1,179	845	512	262	12	0	0	0	0	0	0	0	2,686
14,000	14,200	1,600	1,213	879	546	296	46	0	0	0	0	0	0	0	2,737
14,200	14,400	1,642	1,247	913	580	330	80	0	0	0	0	0	0	0	2,788
14,400	14,600	1,685	1,281	947	614	364	114	0	0	0	0	0	0	0	2,839
14,600	14,800	1,727	1,315	981	648	398	148	0	0	0	0	0	0	0	2,890
14,800	15,000	1,770	1,353	1,015	682	432	182	0	0	0	0	0	0	0	2,941
15,000	15,500	1,812	1,396	1,049	716	466	216	0	0	0	0	0	0	0	2,992
15,500	16,000	1,919	1,502	1,134	801	551	301	0	0	0	0	0	0	0	3,119
16,000	16,500	2,025	1,608	1,219	886	636	386	0	0	0	0	0	0	0	3,247
16,500	17,000	2,131	1,714	1,304	971	721	471	0	0	0	0	0	0	0	3,374
17,000	17,500	2,266	1,833	1,416	1,066	816	566	0	0	0	0	0	0	0	3,517
17,500	18,000	2,416	1,958	1,541	1,166	916	666	416	0	0	0	0	0	0	3,667
18,000	18,500	2,566	2,083	1,666	1,266	1,016	766	516	0	0	0	0	0	0	3,817
18,500	19,000	2,716	2,216	1,791	1,375	1,116	866	616	0	0	0	0	0	0	3,967
19,000	19,500	2,866	2,366	1,916	1,500	1,216	966	716	0	0	0	0	0	0	4,117
19,500	20,000	3,016	2,516	2,041	1,625	1,316	1,066	816	0	0	0	0	0	0	4,284
20,000	20,500	3,166	2,666	2,166	1,750	1,437	1,166	916	0	0	0	0	0	0	4,459
20,500	21,000	3,316	2,816	2,316	1,875	1,562	1,266	1,016	0	0	0	0	0	0	4,634
21,000	21,500	3,466	2,966	2,466	2,000	1,687	1,375	1,116	0	0	0	0	0	0	4,809
21,500	22,000	3,616	3,116	2,616	2,125	1,812	1,500	1,216	0	0	0	0	0	0	4,984
22,000	22,500	3,766	3,266	2,766	2,266	1,937	1,625	1,316	0	0	0	0	0	0	5,159
22,500	23,000	3,916	3,416	2,916	2,416	2,062	1,750	1,437	0	0	0	0	0	0	5,334
23,000	23,500	4,066	3,566	3,066	2,566	2,191	1,875	1,562	0	0	0	0	0	0	5,509
23,500	24,000	4,225	3,716	3,216	2,716	2,341	2,000	1,687	0	0	0	0	0	0	5,684
24,000	24,500	4,400	3,866	3,366	2,866	2,491	2,125	1,812	0	0	0	0	0	0	5,859
24,500	25,000	4,575	4,016	3,516	3,016	2,641	2,266	1,937	0	0	0	0	0	0	6,034

イ 月 額 表 (三)

その月の金額	甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 法第三十八条第一項第五号の規定による税額		
	扶		養		親		族		の			数	
以上	未	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
25,000	25,500	4,750	4,166	3,666	3,166	2,791	2,416	2,062	1,750	1,437	1,166	916	6,209
25,500	26,000	4,925	4,342	3,816	3,316	2,941	2,566	2,191	1,875	1,562	1,266	1,016	6,384
26,000	26,500	5,100	4,517	3,966	3,466	3,091	2,716	2,341	2,000	1,687	1,375	1,116	6,559
26,500	27,000	5,275	4,692	4,116	3,616	3,241	2,866	2,491	2,125	1,812	1,500	1,216	6,734
27,000	27,500	5,450	4,867	4,283	3,766	3,391	3,016	2,641	2,266	1,937	1,625	1,316	6,909
27,500	28,000	5,625	5,042	4,458	3,916	3,541	3,166	2,791	2,416	2,062	1,750	1,437	7,084
28,000	28,500	5,800	5,217	4,633	4,066	3,691	3,316	2,941	2,566	2,191	1,875	1,562	7,284
28,500	29,000	5,975	5,392	4,808	4,225	3,841	3,466	3,091	2,716	2,341	2,000	1,687	7,484
29,000	29,500	6,150	5,567	4,983	4,400	3,991	3,616	3,241	2,866	2,491	2,125	1,812	7,684
29,500	30,000	6,325	5,742	5,158	4,575	4,141	3,766	3,391	3,016	2,641	2,266	1,937	7,884
30,000	30,500	6,500	5,917	5,333	4,750	4,312	3,916	3,541	3,166	2,791	2,416	2,062	8,084
30,500	31,000	6,675	6,092	5,508	4,925	4,487	4,066	3,691	3,316	2,941	2,566	2,191	8,284
31,000	31,500	6,850	6,267	5,683	5,100	4,662	4,225	3,841	3,466	3,091	2,716	2,341	8,484
31,500	32,000	7,025	6,442	5,858	5,275	4,837	4,400	3,991	3,616	3,241	2,866	2,491	8,684
32,000	32,500	7,217	6,617	6,033	5,450	5,012	4,575	4,141	3,766	3,391	3,016	2,641	8,884
32,500	33,000	7,417	6,792	6,208	5,625	5,187	4,750	4,312	3,916	3,541	3,166	2,791	9,084
33,000	33,500	7,617	6,967	6,383	5,800	5,362	4,925	4,487	4,066	3,691	3,316	2,941	9,284
33,500	34,000	7,817	7,150	6,558	5,975	5,537	5,100	4,662	4,225	3,841	3,466	3,091	9,484
34,000	34,500	8,017	7,350	6,733	6,150	5,712	5,275	4,837	4,400	3,991	3,616	3,241	9,684
34,500	35,000	8,217	7,550	6,908	6,325	5,887	5,450	5,012	4,575	4,141	3,766	3,391	9,884

35,000	36,000	8,417	7,750	7,083	6,500	6,062	5,625	5,187	4,750	4,312	3,916	3,541	3,166	2,791	2,416	2,062	1,750	1,437	1,166	916	6,209
36,000	37,000	8,617	7,950	7,283	6,850	6,412	5,975	5,537	5,100	4,662	4,225	3,841	3,466	3,091	2,716	2,341	2,000	1,687	1,375	1,116	6,384
37,000	38,000	8,817	8,150	7,483	7,083	6,642	6,208	5,762	5,325	4,887	4,447	4,007	3,567	3,127	2,687	2,247	1,807	1,467	1,127	867	6,559
38,000	39,000	9,017	8,350	7,683	7,242	6,802	6,362	5,922	5,482	5,042	4,602	4,162	3,722	3,282	2,842	2,402	1,962	1,522	1,082	827	6,734
39,000	40,000	9,217	8,550	7,883	7,442	7,002	6,562	6,122	5,682	5,242	4,802	4,362	3,922	3,482	3,042	2,602	2,162	1,722	1,282	847	6,909
40,000	41,000	9,417	8,750	8,083	7,642	7,202	6,762	6,322	5,882	5,442	5,002	4,562	4,122	3,682	3,242	2,802	2,362	1,922	1,482	867	7,084
41,000	42,000	9,617	8,950	8,283	7,842	7,402	6,962	6,522	6,082	5,642	5,202	4,762	4,322	3,882	3,442	3,002	2,562	2,122	1,682	887	7,284
42,000	43,000	9,817	9,150	8,483	8,042	7,602	7,162	6,722	6,282	5,842	5,402	4,962	4,522	4,082	3,642	3,202	2,762	2,322	1,882	907	7,484
43,000	44,000	10,017	9,350	8,683	8,242	7,802	7,362	6,922	6,482	6,042	5,602	5,162	4,722	4,282	3,842	3,402	2,962	2,522	2,082	927	7,684
44,000	45,000	10,217	9,550	8,883	8,442	8,002	7,562	7,122	6,682	6,242	5,802	5,362	4,922	4,482	4,042	3,602	3,162	2,722	2,282	947	7,884
45,000	46,000	10,417	9,750	9,083	8,642	8,202	7,762	7,322	6,882	6,442	6,002	5,562	5,122	4,682	4,242	3,802	3,362	2,922	2,482	967	8,084
46,000	47,000	10,617	9,950	9,283	8,842	8,402	7,962	7,522	7,082	6,642	6,202	5,762	5,322	4,882	4,442	4,002	3,562	3,122	2,682	987	8,284
47,000	48,000	10,817	10,150	9,483	9,042	8,602	8,162	7,722	7,282	6,842	6,402	5,962	5,522	5,082	4,642	4,202	3,762	3,322	2,882	1,007	8,484
48,000	49,000	11,017	10,350	9,683	9,242	8,802	8,362	7,922	7,482	7,042	6,602	6,162	5,722	5,282	4,842	4,402	3,962	3,522	3,082	1,027	8,684
49,000	50,000	11,217	10,550	9,883	9,442	9,002	8,562	8,122	7,682	7,242	6,802	6,362	5,922	5,482	5,042	4,602	4,162	3,722	3,282	1,047	8,884
50,000	51,000	11,417	10,750	10,083	9,642	9,202	8,762	8,322	7,882	7,442	7,002	6,562	6,122	5,682	5,242	4,802	4,362	3,922	3,482	1,067	9,084
51,000	52,000	11,617	10,950	10,283	9,842	9,402	8,962	8,522	8,082	7,642	7,202	6,762	6,322	5,882	5,442	5,002	4,562	4,122	3,682	1,087	9,284
52,000	53,000	11,817	11,150	10,483	10,042	9,602	9,162	8,722	8,282	7,842	7,402	6,962	6,522	6,082	5,642	5,202	4,762	4,322	3,882	1,107	9,484
53,000	54,000	12,017	11,350	10,683	10,242	9,802	9,362	8,922	8,482	8,042	7,602	7,162	6,722	6,282	5,842	5,402	4,962	4,522	4,082	1,127	9,684
54,000	55,000	12,217	11,550	10,883	10,442	10,002	9,562	9,122	8,682	8,242	7,802	7,362	6,922	6,482	6,042	5,602	5,162	4,722	4,282	1,147	9,884
55,000	56,000	12,417	11,750	11,083	10,642	10,202	9,762	9,322	8,882	8,442	8,002	7,562	7,122	6,682	6,242	5,802	5,362	4,922	4,482	1,167	10,084
56,000	57,000	12,617	11,950	11,283	10,842	10,402	9,962	9,522	9,082	8,642	8,202	7,762	7,322	6,882	6,442	6,002	5,562	5,122	4,682	1,187	10,284
57,000	58,000	12,817	12,150	11,483	11,042	10,602	10,162	9,722	9,282	8,842	8,402	7,962	7,522	7,082	6,642	6,202	5,762	5,322	4,882	1,207	10,484
58,000	59,000	13,017	12,350	11,683	11,242	10,802	10,362	9,922	9,482	9,042	8,602	8,162	7,722	7,282	6,842	6,402	5,962	5,522	5,082	1,227	10,684
59,000	60,000	13,217	12,550	11,883	11,442	11,002	10,562	10,122	9,682	9,242	8,802	8,362	7,922	7,482	7,042	6,602	6,162	5,722	5,282	1,247	10,884
60,000	61,500	13,417	12,750	12,083	11,642	11,202	10,762	10,322	9,882	9,442	9,002	8,562	8,122	7,682	7,242	6,802	6,362	5,922	5,482	1,267	11,084
61,500	63,000	13,617	12,950	12,283	11,842	11,402	10,962	10,522	10,082	9,642	9,202	8,762	8,322	7,882	7,442	7,002	6,562	6,122	5,682	1,287	11,284
63,000	64,500	13,817	13,150	12,483	12,042	11,602	11,162	10,722	10,282	9,842	9,402	8,962	8,522	8,082	7,642	7,202	6,762	6,322	5,882	1,307	11,484
64,500	66,000	14,017	13,350	12,683	12,242	11,802	11,362	10,922	10,482	10,042	9,602	9,162	8,722	8,282	7,842	7,402	6,962	6,522	6,082	1,327	11,684
66,000	67,500	14,217	13,550	12,883	12,442	12,002	11,562	11,122	10,682	10,242	9,802	9,362	8,922	8,482	8,042	7,602	7,162	6,722	6,282	1,347	11,884

イ 月 額 表 (四)

その月の 給与の金額 以上未満	甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 法第三十八条第一項第五号の規定による 税額	
	扶 養 親 族 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人		10 人
67,500	22,374	21,624	20,874	20,124	19,561	18,999	18,436	17,874	17,311	16,749	16,186	24,250
69,000	23,049	22,299	21,549	20,799	20,236	19,674	19,111	18,549	17,986	17,424	16,861	24,925
70,500	23,724	22,974	22,224	21,474	20,911	20,349	19,786	19,224	18,661	18,099	17,536	25,600
72,000	24,399	23,649	22,899	22,149	21,586	21,024	20,461	19,899	19,336	18,774	18,211	26,275
73,500	25,074	24,324	23,574	22,824	22,261	21,699	21,136	20,574	20,011	19,449	18,886	26,950
75,000	25,749	24,999	24,249	23,499	22,936	22,374	21,811	21,249	20,686	20,124	19,561	27,625
76,500	26,424	25,674	24,924	24,174	23,611	23,049	22,486	21,924	21,361	20,799	20,236	28,300
78,000	27,099	26,349	25,599	24,849	24,286	23,724	23,161	22,599	22,036	21,474	20,911	28,975
79,500	27,774	27,024	26,274	25,524	24,961	24,399	23,836	23,274	22,711	22,149	21,586	29,650
81,000	28,449	27,699	26,949	26,199	25,636	25,074	24,511	23,949	23,386	22,824	22,261	30,325
82,500	29,124	28,374	27,624	26,874	26,311	25,749	25,186	24,624	24,061	23,499	22,936	31,000
84,000	29,799	29,049	28,299	27,549	26,986	26,424	25,861	25,299	24,736	24,174	23,611	31,675
85,500	30,474	29,724	28,974	28,224	27,661	27,099	26,536	25,974	25,411	24,849	24,286	32,350
87,000	31,149	30,399	29,649	28,899	28,336	27,774	27,211	26,649	26,086	25,524	24,961	33,025
88,500	31,824	31,074	30,324	29,574	29,011	28,449	27,886	27,324	26,761	26,199	25,636	33,700
90,000	32,499	31,749	30,999	30,249	29,686	29,124	28,561	27,999	27,436	26,874	26,311	34,375
91,500	33,174	32,424	31,674	30,924	30,361	29,799	29,236	28,674	28,111	27,549	26,986	35,050
93,000	33,849	33,099	32,349	31,599	31,036	30,474	29,911	29,349	28,786	28,224	27,661	35,725
94,500	34,524	33,774	33,024	32,274	31,711	31,149	30,586	30,024	29,461	28,899	28,336	36,400
96,000	35,199	34,449	33,832	32,949	32,386	31,824	31,261	30,699	30,136	29,574	29,011	37,075

97,500	99,000	99,000	100,500	100,500	102,000	102,000	103,500	103,500	105,000	105,000	105,000	42,083
36,249	36,999	36,999	37,749	37,749	38,499	38,499	39,249	39,249	39,999	39,999	39,999	38,333
35,416	36,166	36,166	36,916	36,916	37,666	37,666	38,416	38,416	39,166	39,166	39,166	39,083
34,582	35,332	35,332	36,082	36,082	36,832	36,832	37,582	37,582	38,332	38,332	38,332	39,833
33,749	34,499	34,499	35,249	35,249	35,999	35,999	36,749	36,749	37,499	37,499	37,499	40,583
33,124	33,874	33,874	34,624	34,624	35,374	35,374	36,124	36,124	36,874	36,874	36,874	41,333
32,499	33,249	33,249	33,999	33,999	34,749	34,749	35,499	35,499	36,249	36,249	36,249	42,083
31,936	32,624	32,624	33,374	33,374	34,124	34,124	34,874	34,874	35,624	35,624	35,624	42,833
31,374	32,049	32,049	32,749	32,749	33,499	33,499	34,249	34,249	34,999	34,999	34,999	43,583
30,811	31,486	31,486	32,161	32,161	32,874	32,874	33,624	33,624	34,374	34,374	34,374	44,333
30,249	30,924	30,924	31,599	31,599	32,274	32,274	32,999	32,999	33,749	33,749	33,749	45,083
29,686	30,361	30,361	31,036	31,036	31,711	31,711	32,461	32,461	33,211	33,211	33,211	45,833
29,124	30,586	30,586	31,261	31,261	31,911	31,911	32,661	32,661	33,411	33,411	33,411	46,583
28,561	30,024	30,024	30,699	30,699	31,349	31,349	32,099	32,099	32,849	32,849	32,849	47,333
27,999	29,461	29,461	30,136	30,136	30,786	30,786	31,536	31,536	32,286	32,286	32,286	48,083
27,436	28,899	28,899	29,574	29,574	30,324	30,324	31,074	31,074	31,824	31,824	31,824	48,833
26,874	28,332	28,332	29,011	29,011	29,659	29,659	30,409	30,409	31,159	31,159	31,159	49,583
26,311	27,774	27,774	28,449	28,449	29,199	29,199	29,949	29,949	30,699	30,699	30,699	50,333
25,749	27,211	27,211	27,886	27,886	28,636	28,636	29,386	29,386	30,136	30,136	30,136	51,083
25,186	26,674	26,674	27,324	27,324	28,074	28,074	28,824	28,824	29,574	29,574	29,574	51,833
24,624	26,111	26,111	26,761	26,761	27,511	27,511	28,261	28,261	29,011	29,011	29,011	52,583
24,061	26,549	26,549	26,199	26,199	26,949	26,949	27,699	27,699	28,449	28,449	28,449	53,333
23,499	26,986	26,986	25,636	25,636	26,386	26,386	27,136	27,136	27,886	27,886	27,886	54,083
22,936	26,424	26,424	25,074	25,074	25,824	25,824	26,574	26,574	27,324	27,324	27,324	54,833
22,374	25,861	25,861	24,511	24,511	25,261	25,261	26,011	26,011	26,761	26,761	26,761	55,583
21,811	25,299	25,299	23,949	23,949	24,699	24,699	25,449	25,449	26,199	26,199	26,199	56,333
21,249	24,736	24,736	23,386	23,386	24,136	24,136	24,886	24,886	25,636	25,636	25,636	57,083
20,686	24,174	24,174	22,824	22,824	23,574	23,574	24,324	24,324	25,074	25,074	25,074	57,833
20,124	23,611	23,611	22,261	22,261	23,011	23,011	23,761	23,761	24,511	24,511	24,511	58,583
19,561	23,049	23,049	21,699	21,699	22,449	22,449	23,199	23,199	23,949	23,949	23,949	59,333
18,999	22,486	22,486	21,136	21,136	21,886	21,886	22,636	22,636	23,386	23,386	23,386	60,083
18,436	21,924	21,924	20,574	20,574	21,324	21,324	22,074	22,074	22,824	22,824	22,824	60,833
17,874	21,361	21,361	20,011	20,011	20,761	20,761	21,511	21,511	22,261	22,261	22,261	61,583
17,311	20,799	20,799	19,449	19,449	20,199	20,199	20,949	20,949	21,699	21,699	21,699	62,333
16,749	20,236	20,236	18,886	18,886	19,636	19,636	20,386	20,386	21,136	21,136	21,136	63,083
16,186	19,674	19,674	18,324	18,324	19,074	19,074	19,824	19,824	20,574	20,574	20,574	63,833
15,624	19,111	19,111	17,761	17,761	18,511	18,511	19,261	19,261	20,011	20,011	20,011	64,583
15,061	18,549	18,549	17,199	17,199	17,949	17,949	18,699	18,699	19,449	19,449	19,449	65,333
14,499	17,986	17,986	16,636	16,636	17,386	17,386	18,136	18,136	18,886	18,886	18,886	66,083
13,936	17,424	17,424	16,074	16,074	16,824	16,824	17,574	17,574	18,324	18,324	18,324	66,833
13,374	16,861	16,861	15,511	15,511	16,261	16,261	17,011	17,011	17,761	17,761	17,761	67,583
12,811	16,299	16,299	14,949	14,949	15,699	15,699	16,449	16,449	17,199	17,199	17,199	68,333
12,249	15,736	15,736	14,386	14,386	15,136	15,136	15,886	15,886	16,636	16,636	16,636	69,083
11,686	15,174	15,174	13,824	13,824	14,574	14,574	15,324	15,324	16,074	16,074	16,074	69,833
11,124	14,611	14,611	13,261	13,261	14,011	14,011	14,761	14,761	15,511	15,511	15,511	70,583
10,561	14,049	14,049	12,699	12,699	13,449	13,449	14,199	14,199	14,949	14,949	14,949	71,333
10,000	13,486	13,486	12,136	12,136	12,886	12,886	13,636	13,636	14,386	14,386	14,386	72,083
9,436	12,924	12,924	11,574	11,574	12,324	12,324	13,074	13,074	13,824	13,824	13,824	72,833
8,874	12,361	12,361	11,011	11,011	11,761	11,761	12,511	12,511	13,261	13,261	13,261	73,583
8,311	11,799	11,799	10,449	10,449	11,199	11,199	11,949	11,949	12,699	12,699	12,699	74,333
7,749	11,236	11,236	9,886	9,886	10,636	10,636	11,386	11,386	12,136	12,136	12,136	75,083
7,186	10,674	10,674	9,324	9,324	10,074	10,074	10,824	10,824	11,574	11,574	11,574	75,833
6,624	10,111	10,111	8,761	8,761	9,511	9,511	10,261	10,261	11,011	11,011	11,011	76,583
6,061	9,549	9,549	8,199									

所得税法の臨時特例に関する法律（二十中）

口 週 額 表 (目)

その週の 給与の金額	甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 法第三十八条第一項第五号の規定による税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	扶 養 親 族 の 数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人		10 人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
7,800	7,900	8,000	8,250	8,500	8,750	9,000	9,250	9,500	9,750	10,000	10,250	10,500	10,750	11,000	11,250	11,500	11,750	12,000	12,250	12,500	12,750	13,000	13,250	13,500	13,750	14,000	14,250	14,500	14,750	15,000	15,300	15,600	15,900	16,200	16,500	16,800	17,100	17,400	17,700	18,000	18,300	18,600	18,900	19,200	19,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1,816	1,856	1,896	1,936	2,096	2,196	2,296	2,396	2,496	2,596	2,696	2,796	2,896	2,996	3,096	3,196	3,307	3,419	3,532	3,644	3,757	3,869	3,982	4,094	4,207	4,319	4,432	4,544	4,657	4,769	4,882	5,017	5,152	5,287	5,422	5,557	5,692	5,827	5,962	6,097	6,232	6,367	6,502	6,637	6,772	6,906	7,041	7,176	7,311	7,446	7,581	7,716	7,851	7,986	8,121	8,256	8,391	8,526	8,661	8,796	8,931	9,066	9,201	9,336	9,471	9,606	9,741	9,876	10,011	10,146	10,281	10,416	10,551	10,686	10,821	10,956	11,091	11,226	11,361	11,496	11,631	11,766	11,901	12,036	12,171	12,306	12,441	12,576	12,711	12,846	12,981	13,116	13,251	13,386	13,521	13,656	13,791	13,926	14,061	14,196	14,331	14,466	14,601	14,736	14,871	15,006	15,141	15,276	15,411	15,546	15,681	15,816	15,951	16,086	16,221	16,356	16,491	16,626	16,761	16,896	17,031	17,166	17,301	17,436	17,571	17,706	17,841	17,976	18,111	18,246	18,381	18,516	18,651	18,786	18,921	19,056	19,191	19,326	19,461	19,596	19,731	19,866	20,001	20,136	20,271	20,406	20,541	20,676	20,811	20,946	21,081	21,216	21,351	21,486	21,621	21,756	21,891	22,026	22,161	22,296	22,431	22,566	22,701	22,836	22,971	23,106	23,241	23,376	23,511	23,646	23,781	23,916	24,051	24,186	24,321	24,456	24,591	24,726	24,861	24,996	25,131	25,266	25,401	25,536	25,671	25,806	25,941	26,076	26,211	26,346	26,481	26,616	26,751	26,886	27,021	27,156	27,291	27,426	27,561	27,696	27,831	27,966	28,101	28,236	28,371	28,506	28,641	28,776	28,911	29,046	29,181	29,316	29,451	29,586	29,721	29,856	29,991	30,126	30,261	30,396	30,531	30,666	30,801	30,936	31,071	31,206	31,341	31,476	31,611	31,746	31,881	32,016	32,151	32,286	32,421	32,556	32,691	32,826	32,961	33,096	33,231	33,366	33,501	33,636	33,771	33,906	34,041	34,176	34,311	34,446	34,581	34,716	34,851	34,986	35,121	35,256	35,391	35,526	35,661	35,796	35,931	36,066	36,201	36,336	36,471	36,606	36,741	36,876	37,011	37,146	37,281	37,416	37,551	37,686	37,821	37,956	38,091	38,226	38,361	38,496	38,631	38,766	38,901	39,036	39,171	39,306	39,441	39,576	39,711	39,846	39,981	40,116	40,251	40,386	40,521	40,656	40,791	40,926	41,061	41,196	41,331	41,466	41,601	41,736	41,871	42,006	42,141	42,276	42,411	42,546	42,681	42,816	42,951	43,086	43,221	43,356	43,491	43,626	43,761	43,896	44,031	44,166	44,301	44,436	44,571	44,706	44,841	44,976	45,111	45,246	45,381	45,516	45,651	45,786	45,921	46,056	46,191	46,326	46,461	46,596	46,731	46,866	47,001	47,136	47,271	47,406	47,541	47,676	47,811	47,946	48,081	48,216	48,351	48,486	48,621	48,756	48,891	49,026	49,161	49,296	49,431	49,566	49,701	49,836	49,971	50,106	50,241	50,376	50,511	50,646	50,781	50,916	51,051	51,186	51,321	51,456	51,591	51,726	51,861	51,996	52,131	52,266	52,401	52,536	52,671	52,806	52,941	53,076	53,211	53,346	53,481	53,616	53,751	53,886	54,021	54,156	54,291	54,426	54,561	54,696	54,831	54,966	55,101	55,236	55,371	55,506	55,641	55,776	55,911	56,046	56,181	56,316	56,451	56,586	56,721	56,856	56,991	57,126	57,261	57,396	57,531	57,666	57,801	57,936	58,071	58,206	58,341	58,476	58,611	58,746	58,881	59,016	59,151	59,286	59,421	59,556	59,691	59,826	59,961	60,096	60,231	60,366	60,501	60,636	60,771	60,906	61,041	61,176	61,311	61,446	61,581	61,716	61,851	61,986	62,121	62,256	62,391	62,526	62,661	62,796	62,931	63,066	63,201	63,336	63,471	63,606	63,741	63,876	64,011	64,146	64,281	64,416	64,551	64,686	64,821	64,956	65,091	65,226	65,361	65,496	65,631	65,766	65,901	66,036	66,171	66,306	66,441	66,576	66,711	66,846	66,981	67,116	67,251	67,386	67,521	67,656	67,791	67,926	68,061	68,196	68,331	68,466	68,601	68,736	68,871	69,006	69,141	69,276	69,411	69,546	69,681	69,816	69,951	70,086	70,221	70,356	70,491	70,626	70,761	70,896	71,031	71,166	71,301	71,436	71,571	71,706	71,841	71,976	72,111	72,246	72,381	72,516	72,651	72,786	72,921	73,056	73,191	73,326	73,461	73,596	73,731	73,866	74,001	74,136	74,271	74,406	74,541	74,676	74,811	74,946	75,081	75,216	75,351	75,486	75,621	75,756	75,891	76,026	76,161	76,296	76,431	76,566	76,701	76,836	76,971	77,106	77,241	77,376	77,511	77,646	77,781	77,916	78,051	78,186	78,321	78,456	78,591	78,726	78,861	78,996	79,131	79,266	79,401	79,536	79,671	79,806	79,941	80,076	80,211	80,346	80,481	80,616	80,751	80,886	81,021	81,156	81,291	81,426	81,561	81,696	81,831	81,966	82,101	82,236	82,371	82,506	82,641	82,776	82,911	83,046	83,181	83,316	83,451	83,586	83,721	83,856	83,991	84,126	84,261	84,396	84,531	84,666	84,801	84,936	85,071	85,206	85,341	85,476	85,611	85,746	85,881	86,016	86,151	86,286	86,421	86,556	86,691	86,826	86,961	87,096	87,231	87,366	87,501	87,636	87,771	87,906	88,041	88,176	88,311	88,446	88,581	88,716	88,851	88,986	89,121	89,256	89,391	89,526	89,661	89,796	89,931	90,066	90,201	90,336	90,471	90,606	90,741	90,876	91,011	91,146	91,281	91,416	91,551	91,686	91,821	91,956	92,091	92,226	92,361	92,496	92,631	92,766	92,901	93,036	93,171	93,306	93,441	93,576	93,711	93,846	93,981	94,116	94,251	94,386	94,521	94,656	94,791	94,926	95,061	95,196	95,331	95,466	95,601	95,736	95,871	96,006	96,141	96,276	96,411	96,546	96,681	96,816	96,951	97,086	97,221	97,356	97,491	97,626	97,761	97,896	98,031	98,166	98,301	98,436	98,571	98,706	98,841	98,976	99,111	99,246	99,381	99,516	99,651	99,786	99,921	100,056	100,191	100,326	100,461	100,596	100,731	100,866	101,001	101,136	101,271	101,406	101,541	101,676	101,811	101,946	102,081	102,216	102,351	102,486	102,621	102,756	102,891	103,026	103,161	103,296	103,431	103,566	103,701	103,836	103,971	104,106	104,241	104,376	104,511	104,646	104,781	104,916	105,051	105,186	105,321	105,456	105,591	105,726	105,861	105,996	106,131	106,266	106,401	106,536	106,671	106,806	106,941	107,076	107,211	107,346	107,481	107,616	107,751	107,886	108,021	108,156	108,291	108,426	108,561	108,696	108,831	108,966	109,101	109,236	109,371	109,506	109,641	109,776	109,911	110,046	110,181	110,316	110,451	110,586	110,721	110,856	110,991	111,126	111,261	111,396	111,531	111,666	111,801	111,936	112,071	112,206	112,341	112,476	112,611	112,746	112,881	113,016	113,151	113,286	113,421	113,556	113,691	113,826	113,961	114,096	114,231	114,366	114,501	114,636	114,771	114,906	115,041	115,176	115,311	115,446	115,581	115,716	115,851	115,986	116,121	116,256	116,391	116,526	116,661	116,796	116,931	117,066	117,201	117,336	117,471	117,606	117,741	117,876	118,011	118,146	118,281	118,416	118,551	118,686	118,821	118,956	119,091	119,226	119,361	119,496	119,631	119,766	119,901	120,036	120,171	120,306	120,441	120,576	120,711	120,846	120,981	121,116	121,251	121,386	121,521	121,656	121,791	121,926	122,061	122,196	122,331	122,466	122,601	122,736	122,871	123,006	123,141	123,276	123,411	123,546	123,681	123,816	123,951	124,086	124,221	124,356	124,491	124,626	124,761	124,896	125,031	125,166	125,301	125,436	125,571	125,706	125,841	125,976	126,111	126,246	126,381	126,516	126,651	126,786	126,921	127,056	127,191	127,326	127,461	127,596	127,731	127,866	128,001	128,136	128,271	1

ロ 週額表（四）

その週の 給与の金額	法第三十八條第一項第一号の規定による税額										法第三十八條第一項第五号の規定による税額										
	扶養親族の数																				
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人									
19,500円	19,800円	20,100円	20,400円	20,700円	21,000円	21,300円	21,600円	21,900円	22,200円	22,500円	22,800円	23,100円	23,400円	23,700円	24,000円	24,300円	24,600円	24,900円	25,200円	25,500円	10,319円
6,907円	6,731円	6,556円	6,380円	6,204円	6,028円	5,852円	5,676円	5,500円	5,324円	5,148円	4,972円	4,796円	4,620円	4,444円	4,268円	4,092円	3,916円	3,740円	3,564円	3,388円	9,569円
7,042円	6,866円	6,691円	6,515円	6,339円	6,163円	5,987円	5,811円	5,635円	5,459円	5,283円	5,107円	4,931円	4,755円	4,579円	4,403円	4,227円	4,051円	3,875円	3,699円	3,523円	9,719円
7,177円	7,001円	6,826円	6,650円	6,474円	6,298円	6,122円	5,946円	5,770円	5,594円	5,418円	5,242円	5,066円	4,890円	4,714円	4,538円	4,362円	4,186円	4,010円	3,834円	3,658円	9,869円
7,312円	7,136円	6,961円	6,785円	6,609円	6,433円	6,257円	6,081円	5,905円	5,729円	5,553円	5,377円	5,201円	5,025円	4,849円	4,673円	4,497円	4,321円	4,145円	3,969円	3,793円	10,019円
7,447円	7,271円	7,096円	6,920円	6,744円	6,568円	6,392円	6,216円	6,040円	5,864円	5,688円	5,512円	5,336円	5,160円	4,984円	4,808円	4,632円	4,456円	4,280円	4,104円	3,928円	10,169円
7,582円	7,406円	7,231円	7,055円	6,879円	6,703円	6,527円	6,351円	6,175円	6,000円	5,824円	5,648円	5,472円	5,296円	5,120円	4,944円	4,768円	4,592円	4,416円	4,240円	4,064円	8,669円
7,717円	7,541円	7,366円	7,190円	7,014円	6,838円	6,662円	6,486円	6,310円	6,134円	5,958円	5,782円	5,606円	5,430円	5,254円	5,078円	4,902円	4,726円	4,550円	4,374円	4,198円	8,819円
7,852円	7,676円	7,501円	7,325円	7,149円	6,973円	6,797円	6,621円	6,445円	6,269円	6,093円	5,917円	5,741円	5,565円	5,389円	5,213円	5,037円	4,861円	4,685円	4,509円	4,333円	8,969円
7,987円	7,811円	7,636円	7,460円	7,284円	7,108円	6,932円	6,756円	6,580円	6,404円	6,228円	6,052円	5,876円	5,700円	5,524円	5,348円	5,172円	4,996円	4,820円	4,644円	4,468円	9,119円
8,122円	7,946円	7,771円	7,595円	7,419円	7,243円	7,067円	6,891円	6,715円	6,539円	6,363円	6,187円	6,011円	5,835円	5,659円	5,483円	5,307円	5,131円	4,955円	4,779円	4,603円	9,269円
8,257円	8,081円	7,906円	7,730円	7,554円	7,378円	7,202円	7,026円	6,850円	6,674円	6,498円	6,322円	6,146円	5,970円	5,794円	5,618円	5,442円	5,266円	5,090円	4,914円	4,738円	9,419円
8,392円	8,216円	8,041円	7,865円	7,689円	7,513円	7,337円	7,161円	6,985円	6,809円	6,633円	6,457円	6,281円	6,105円	5,929円	5,753円	5,577円	5,401円	5,225円	5,049円	4,873円	9,569円
8,527円	8,351円	8,176円	8,000円	7,824円	7,648円	7,472円	7,296円	7,120円	6,944円	6,768円	6,592円	6,416円	6,240円	6,064円	5,888円	5,712円	5,536円	5,360円	5,184円	5,008円	9,719円
8,662円	8,486円	8,311円	8,135円	7,959円	7,783円	7,607円	7,431円	7,255円	7,079円	6,903円	6,727円	6,551円	6,375円	6,199円	6,023円	5,847円	5,671円	5,495円	5,319円	5,143円	9,869円
8,797円	8,621円	8,446円	8,270円	8,094円	7,918円	7,742円	7,566円	7,390円	7,214円	7,038円	6,862円	6,686円	6,510円	6,334円	6,158円	5,982円	5,806円	5,630円	5,454円	5,278円	10,019円
8,932円	8,756円	8,581円	8,405円	8,229円	8,053円	7,877円	7,701円	7,525円	7,349円	7,173円	6,997円	6,821円	6,645円	6,469円	6,293円	6,117円	5,941円	5,765円	5,589円	5,413円	10,169円

25,500円を こえる金額	25,500円の場合の税額に、給与の金額のうち25,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	10,319円に、給与の金額のうち25,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額
扶養親族の数が10人を超える場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人を超える1人ごとに78円を控除した金額		
不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとにその週の給与の金額及び扶養親族の数に応じて求めた税額から78円を控除した金額		

（備考 税額の求め方）

- (1) まずその者（扶養親族の数が10人を超える者を除く。）の給与の金額に応じて給与の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額（不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から78円を控除した金額）が、その求める税額である。
 - (2) 扶養親族の数が10人を超える者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(1)により求めた税額から扶養親族が10人を超える1人ごとに78円を控除した金額が、その求める税額である。
- (注) この表において法第三十八條第一項第一号及び第五号は、この法律第十六條第一項の規定により読み替えられた法第三十八條第一項第一号及び第五号とする。

所得税法の臨時特例に関する表 (二十三川)
日額表 (二)

1月0

その日の金額 以上未滿	甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 法第三十八條第五号の規定による税額		丙 法第三十八條第六号の規定による税額	
	扶養親族の数										税額	税額	税額	税額
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人				
770円	790円	136円	119円	102円	85円	73円	62円	52円	42円	33円	25円	17円	184円	47円
790円	810円	142円	125円	108円	91円	79円	67円	57円	46円	37円	29円	21円	191円	51円
810円	830円	149円	131円	114円	97円	85円	72円	62円	51円	41円	33円	25円	198円	55円
830円	850円	156円	137円	120円	103円	91円	78円	67円	56円	46円	37円	29円	205円	59円
850円	870円	163円	143円	126円	109円	97円	84円	72円	61円	51円	41円	33円	212円	63円
870円	890円	170円	150円	132円	115円	103円	90円	77円	66円	56円	45円	37円	219円	68円
890円	910円	177円	157円	138円	121円	109円	96円	83円	71円	61円	50円	41円	226円	73円
910円	930円	184円	164円	145円	127円	115円	102円	89円	77円	66円	55円	45円	233円	78円
930円	950円	191円	171円	152円	133円	121円	108円	95円	83円	71円	60円	50円	240円	83円
950円	970円	198円	178円	159円	139円	127円	114円	101円	89円	76円	65円	55円	248円	88円
970円	990円	205円	185円	166円	146円	133円	120円	107円	95円	82円	70円	60円	256円	93円
990円	1,010円	212円	192円	173円	153円	138円	126円	113円	101円	88円	76円	65円	264円	98円
1,010円	1,030円	219円	199円	180円	160円	145円	132円	119円	107円	94円	82円	70円	272円	104円
1,030円	1,050円	226円	206円	187円	167円	152円	138円	125円	113円	100円	88円	75円	280円	110円
1,050円	1,070円	233円	213円	194円	174円	159円	145円	131円	119円	106円	94円	81円	288円	116円
1,070円	1,090円	240円	220円	201円	181円	166円	152円	137円	125円	112円	100円	87円	296円	122円
1,090円	1,110円	248円	227円	208円	188円	173円	159円	144円	131円	118円	106円	93円	304円	128円
1,110円	1,130円	256円	234円	215円	195円	180円	166円	151円	137円	124円	112円	99円	312円	134円
1,130円	1,150円	264円	242円	222円	202円	187円	173円	158円	143円	130円	118円	105円	320円	140円
1,150円	1,180円	272円	250円	229円	209円	194円	180円	165円	150円	136円	124円	111円	328円	146円

1,180円	1,210円	284円	262円	240円	220円	205円	190円	176円	161円	146円	133円	120円	340円	155円
1,210円	1,240円	296円	274円	252円	230円	215円	201円	186円	171円	157円	142円	129円	352円	164円
1,240円	1,270円	308円	286円	264円	241円	226円	211円	197円	182円	167円	152円	138円	364円	173円
1,270円	1,300円	320円	298円	276円	253円	236円	222円	207円	192円	178円	163円	148円	376円	182円
1,300円	1,330円	332円	310円	288円	265円	248円	232円	218円	203円	188円	173円	159円	388円	191円
1,330円	1,360円	344円	322円	300円	277円	260円	244円	228円	213円	199円	184円	169円	400円	202円
1,360円	1,390円	356円	334円	312円	289円	272円	256円	239円	224円	209円	194円	180円	412円	212円
1,390円	1,420円	368円	346円	324円	301円	284円	268円	251円	234円	220円	205円	190円	424円	223円
1,420円	1,450円	380円	358円	336円	313円	296円	280円	263円	246円	230円	215円	201円	436円	233円
1,450円	1,480円	392円	370円	348円	325円	308円	292円	275円	258円	241円	226円	211円	448円	244円
1,480円	1,510円	404円	382円	360円	337円	320円	304円	287円	270円	253円	236円	222円	460円	254円
1,510円	1,540円	416円	394円	372円	349円	332円	316円	299円	282円	265円	248円	232円	473円	265円
1,540円	1,570円	428円	406円	384円	361円	344円	328円	311円	294円	277円	260円	244円	487円	275円
1,570円	1,600円	440円	418円	396円	373円	356円	340円	323円	306円	289円	272円	256円	500円	286円
1,600円	1,630円	452円	430円	408円	385円	368円	352円	335円	318円	301円	284円	268円	514円	296円
1,630円	1,660円	465円	442円	420円	397円	380円	364円	347円	330円	313円	296円	280円	527円	307円
1,660円	1,690円	478円	454円	432円	409円	392円	376円	359円	342円	325円	308円	292円	541円	317円
1,690円	1,720円	492円	466円	444円	421円	404円	388円	371円	354円	337円	320円	304円	554円	329円
1,720円	1,750円	505円	480円	456円	433円	416円	400円	383円	366円	349円	332円	316円	568円	341円
1,750円	1,800円	519円	493円	468円	445円	428円	412円	395円	378円	361円	344円	328円	581円	353円
1,800円	1,850円	541円	516円	491円	466円	448円	432円	415円	398円	381円	364円	348円	604円	373円
1,850円	1,900円	564円	538円	513円	488円	469円	452円	435円	418円	401円	384円	368円	626円	393円
1,900円	1,950円	586円	561円	536円	511円	492円	473円	455円	438円	421円	404円	388円	649円	413円
1,950円	2,000円	609円	583円	558円	533円	514円	495円	476円	457円	441円	424円	408円	671円	433円
2,000円	2,050円	631円	606円	581円	556円	537円	518円	499円	480円	461円	444円	428円	694円	453円
2,050円	2,100円	654円	628円	603円	578円	559円	540円	521円	502円	484円	465円	448円	716円	473円
2,100円	2,150円	676円	651円	626円	601円	582円	563円	544円	525円	506円	487円	468円	739円	493円
2,150円	2,200円	699円	673円	648円	623円	604円	585円	566円	547円	529円	510円	491円	761円	513円
2,200円	2,250円	721円	696円	671円	646円	627円	608円	589円	570円	551円	532円	513円	784円	533円
2,250円	2,300円	744円	718円	693円	668円	649円	630円	611円	592円	574円	555円	536円	806円	553円

所得税法の臨時特例に関する法律 (二十三川)

1月1

所得税法の臨時特例に関する法律（二十三）

その年の保険料 控除後の給与の 金額	以上	未満	扶養親族の人数														
			0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人				
98,830	100,000	9,200	5,800	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100,000	101,180	9,400	6,000	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
101,180	102,360	9,600	6,200	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
102,360	103,530	9,800	6,400	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
103,530	104,710	10,000	6,600	3,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
104,710	105,890	10,230	6,800	3,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
105,890	107,060	10,460	7,000	3,600	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
107,060	108,240	10,690	7,200	3,800	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
108,240	109,420	10,920	7,400	4,000	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
109,420	110,590	11,150	7,600	4,200	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
110,590	111,770	11,380	7,800	4,400	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
111,770	112,950	11,610	8,000	4,600	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
112,950	114,120	11,840	8,200	4,800	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
114,120	115,300	12,070	8,400	5,000	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
115,300	116,480	12,300	8,600	5,200	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
116,480	117,650	12,530	8,800	5,400	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
117,650	118,830	12,760	9,000	5,600	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
118,830	120,000	12,990	9,200	5,800	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
120,000	121,180	13,220	9,400	6,000	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
121,180	122,360	13,450	9,600	6,200	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

122,360	123,530	13,680	9,800	6,400	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
123,530	124,710	13,910	10,000	6,600	3,200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
124,710	125,890	14,140	10,230	6,800	3,400	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
125,890	127,060	14,370	10,460	7,000	3,600	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
127,060	128,240	14,600	10,690	7,200	3,800	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
128,240	129,420	14,830	10,920	7,400	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
129,420	130,590	15,060	11,150	7,600	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
130,590	131,770	15,290	11,380	7,800	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
131,770	132,950	15,520	11,610	8,000	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
132,950	134,120	15,750	11,840	8,200	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
134,120	135,300	15,980	12,070	8,400	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
135,300	136,480	16,210	12,300	8,600	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
136,480	137,650	16,440	12,530	8,800	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
137,650	138,830	16,670	12,760	9,000	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
138,830	140,000	16,900	12,990	9,200	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
140,000	141,180	17,150	13,220	9,400	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
141,180	142,360	17,400	13,450	9,600	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
142,360	143,530	17,650	13,680	9,800	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
143,530	144,710	17,900	13,910	10,000	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
144,710	145,890	18,150	14,140	10,230	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
145,890	147,060	18,400	14,370	10,460	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
147,060	148,240	18,650	14,600	10,690	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
148,240	149,420	18,900	14,830	10,920	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
149,420	150,590	19,150	15,060	11,150	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150,590	151,770	19,400	15,290	11,380	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
151,770	152,950	19,650	15,520	11,610	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
152,950	154,120	19,900	15,750	11,840	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
154,120	155,300	20,150	15,980	12,070	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
155,300	156,480	20,400	16,210	12,300	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
156,480	157,650	20,650	16,440	12,530	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

所得税法の臨時特例に関する法律（二十三）

所得税法の臨時特例に関する法律（二十三）

その年の保険料 控除後の給与の 金額	扶養親族の人数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
157,650	20,900	16,670	12,760	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0
158,830	21,150	16,900	12,990	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0
160,000	21,400	17,150	13,220	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0
161,180	21,650	17,400	13,450	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0
162,360	21,900	17,650	13,680	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0
164,710	22,460	18,150	14,140	10,230	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0
167,060	23,020	18,650	14,600	10,690	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0
169,420	23,580	19,150	15,060	11,150	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0
171,770	24,140	19,650	15,520	11,610	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0
174,120	24,700	20,150	15,980	12,070	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0
176,480	25,260	20,650	16,440	12,530	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0
178,830	25,820	21,150	16,900	12,990	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0
181,180	26,380	21,650	17,400	13,450	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0
183,530	26,940	22,180	17,900	13,910	10,460	7,400	4,400	1,400	0	0	0
185,890	27,500	22,740	18,400	14,370	10,920	7,800	4,800	1,800	0	0	0
188,240	28,100	23,300	18,900	14,830	11,380	8,200	5,200	2,200	0	0	0
190,590	28,700	23,860	19,400	15,290	11,840	8,600	5,600	2,600	0	0	0
192,950	29,300	24,420	19,900	15,750	12,300	9,000	6,000	3,000	0	0	0
195,300	29,900	24,980	20,400	16,210	12,760	9,400	6,400	3,400	0	0	0
197,650	30,500	25,540	20,900	16,670	13,220	9,800	6,800	3,800	0	0	0

200,000	202,000	31,100	26,100	21,400	17,150	13,680	10,230	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0
202,000	204,000	31,700	26,660	21,900	17,650	14,140	10,690	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0
204,000	206,000	32,300	27,220	22,460	18,150	14,600	11,150	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0
206,000	208,000	32,900	27,800	22,980	18,650	15,060	11,610	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0
208,000	210,000	33,500	28,400	23,580	19,150	15,520	12,070	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0
210,000	212,000	34,100	29,000	24,140	19,650	15,980	12,530	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0
212,000	214,000	34,700	29,600	24,700	20,150	16,440	12,990	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0
214,000	216,000	35,300	30,200	25,260	20,650	16,900	13,450	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0
216,000	218,000	35,900	30,800	25,820	21,150	17,400	13,910	10,460	7,400	4,400	1,400	0	0	0
218,000	220,000	36,500	31,400	26,380	21,650	17,900	14,370	10,920	7,800	4,800	1,800	0	0	0
220,000	222,000	37,160	32,000	26,940	22,180	18,400	14,830	11,380	8,200	5,200	2,200	0	0	0
222,000	224,000	37,820	32,600	27,500	22,740	18,900	15,290	11,840	8,600	5,600	2,600	0	0	0
224,000	226,000	38,480	33,200	28,100	23,300	19,400	15,750	12,300	9,000	6,000	3,000	0	0	0
226,000	228,000	39,140	33,800	28,700	23,860	19,900	16,210	12,760	9,400	6,400	3,400	0	0	0
228,000	230,000	39,800	34,400	29,300	24,420	20,400	16,670	13,220	9,800	6,800	3,800	0	0	0
230,000	232,000	40,460	35,000	29,900	24,980	20,900	17,150	13,680	10,230	7,200	4,200	0	0	0
232,000	234,000	41,120	35,600	30,500	25,540	21,400	17,650	14,140	10,690	7,600	4,600	0	0	0
234,000	236,000	41,780	36,200	31,100	26,100	21,900	18,150	14,600	11,150	8,000	5,000	0	0	0
236,000	238,000	42,440	36,830	31,700	26,660	22,460	18,650	15,060	11,610	8,400	5,400	0	0	0
238,000	240,000	43,100	37,490	32,300	27,220	23,020	19,150	15,520	12,070	8,800	5,800	0	0	0
240,000	242,000	43,760	38,150	32,900	27,800	23,580	19,650	15,980	12,530	9,200	6,200	0	0	0
242,000	244,000	44,420	38,810	33,500	28,400	24,140	20,150	16,440	12,990	9,600	6,600	0	0	0
244,000	246,000	45,080	39,470	34,100	29,000	24,700	20,650	16,900	13,450	10,000	7,000	0	0	0
246,000	248,000	45,740	40,130	34,700	29,600	25,260	21,150	17,400	13,910	10,460	7,400	0	0	0
248,000	250,000	46,400	40,790	35,300	30,200	25,820	21,650	17,900	14,370	10,920	7,800	0	0	0
250,000	252,000	47,060	41,450	35,900	30,800	26,380	18,400	18,400	14,830	8,200	8,200	0	0	0
252,000	254,000	47,720	42,110	36,500	31,400	26,940	18,900	18,900	15,290	8,600	8,600	0	0	0
254,000	256,000	48,380	42,770	37,160	32,000	27,500	19,400	19,400	15,750	9,000	9,000	0	0	0
256,000	258,000	49,040	43,430	37,820	32,600	28,100	19,900	19,900	16,210	9,400	9,400	0	0	0
258,000	260,000	49,700	44,090	38,480	33,200	28,700	20,400	20,400	16,670	9,800	9,800	0	0	0

所得税法の臨時特例に関する法律（二十三）

所得税法の臨時特例に関する法律(二十三)

一六〇

その年の保険料 控除後の給与の 金額	扶養親族の人数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
260,000	50,360	44,750	39,140	33,800	29,300	24,980	20,900	17,150	13,680	10,230	7,200
262,000	51,020	45,410	39,800	34,400	29,900	25,540	21,400	17,650	14,140	10,690	7,600
264,000	51,680	46,070	40,460	35,000	30,500	26,100	21,900	18,150	14,600	11,150	8,000
266,000	52,340	46,730	41,120	35,600	31,100	26,660	22,460	18,650	15,060	11,610	8,400
268,000	53,000	47,390	41,780	36,200	31,700	27,220	23,020	19,150	15,520	12,070	8,800
270,000	53,760	48,050	42,440	36,830	32,300	27,800	23,580	19,650	15,980	12,530	9,200
272,000	54,520	48,710	43,100	37,490	32,900	28,400	24,140	20,150	16,440	12,990	9,600
274,000	55,280	49,370	43,760	38,150	33,500	29,000	24,700	20,650	16,900	13,450	10,000
276,000	56,040	50,030	44,420	38,810	34,100	29,600	25,260	21,150	17,400	13,910	10,460
278,000	56,800	50,690	45,080	39,470	34,700	30,200	25,820	21,650	17,900	14,370	10,920
280,000	57,560	51,350	45,740	40,130	35,300	30,800	26,380	22,180	18,400	14,830	11,380
282,000	58,320	52,010	46,400	40,790	35,900	31,400	26,940	22,740	18,900	15,290	11,840
284,000	59,080	52,670	47,060	41,450	36,500	32,000	27,500	23,300	19,400	15,750	12,300
286,000	59,840	53,330	47,720	42,110	37,160	32,600	28,100	23,860	19,900	16,210	12,760
288,000	60,600	54,140	48,380	42,770	37,820	33,200	28,700	24,420	20,400	16,670	13,220
290,000	61,360	54,900	49,040	43,430	38,480	33,800	29,300	24,980	20,900	17,150	13,680
292,000	62,120	55,660	49,700	44,090	39,140	34,400	29,900	25,540	21,400	17,650	14,140
294,000	62,880	56,420	50,360	44,750	39,800	35,000	30,500	26,100	21,900	18,150	14,600
296,000	63,640	57,180	51,020	45,410	40,460	35,600	31,100	26,660	22,460	18,650	15,060
298,000	64,400	57,940	51,680	46,070	41,120	36,200	31,700	27,220	23,020	19,150	15,520

301,000	304,000	65,540	59,080	52,670	47,060	42,110	37,160	32,600	28,100	23,860	19,900	16,210
304,000	307,000	66,680	60,220	53,760	48,050	43,100	38,150	33,500	29,000	24,700	20,650	16,900
307,000	310,000	67,820	61,360	54,900	49,040	44,090	39,140	34,400	29,900	25,540	21,400	17,650
310,000	313,000	68,960	62,500	56,040	50,030	45,080	40,130	35,300	30,800	26,380	22,180	18,400
313,000	316,000	70,100	63,640	57,180	51,020	46,070	41,120	36,200	31,700	27,220	23,020	19,150
316,000	319,000	71,240	64,780	58,320	52,010	47,060	42,110	37,160	32,600	28,100	23,860	19,900
319,000	322,000	72,380	65,920	59,460	53,000	48,050	43,100	38,150	29,000	29,000	24,700	20,650
322,000	325,000	73,520	67,060	60,600	54,140	49,040	44,090	39,140	34,400	29,900	25,540	21,400
325,000	328,000	74,660	68,200	61,740	55,280	50,030	45,080	40,130	35,300	30,800	26,380	22,180
328,000	331,000	75,800	69,340	62,880	56,420	51,020	46,070	41,120	36,200	31,700	27,220	23,020
331,000	334,000	76,940	70,480	64,020	57,560	52,010	47,060	42,110	37,160	32,600	28,100	23,860
334,000	337,000	78,080	71,620	65,160	58,700	53,000	48,050	43,100	38,150	33,500	29,000	24,700
337,000	340,000	79,220	72,760	66,300	59,840	54,140	49,040	44,090	39,140	34,400	29,900	25,540
340,000	343,000	80,360	73,900	67,440	60,980	55,280	50,030	45,080	40,130	35,300	30,800	26,380
343,000	346,000	81,500	75,040	68,580	62,120	56,420	51,020	46,070	41,120	36,200	31,700	27,220
346,000	349,000	82,640	76,180	69,720	63,260	57,560	52,010	47,060	42,110	37,160	32,600	28,100
349,000	352,000	83,780	77,320	70,860	64,400	58,700	53,000	48,050	43,100	38,150	33,500	29,000
352,000	355,000	84,920	78,460	72,000	65,540	59,840	54,140	49,040	44,090	39,140	34,400	29,900
355,000	358,000	86,060	79,600	73,140	66,680	60,980	55,280	50,030	45,080	40,130	35,300	30,800
358,000	361,000	87,200	80,740	74,280	67,820	62,120	56,420	51,020	46,070	41,120	36,200	31,700
361,000	364,000	88,340	81,880	75,420	68,960	63,260	57,560	52,010	47,060	42,110	37,160	32,600
364,000	367,000	89,480	83,020	76,560	70,100	64,400	58,700	53,000	48,050	43,100	38,150	33,500
367,000	370,000	90,620	84,160	77,700	71,240	65,540	59,840	54,140	49,040	44,090	39,140	34,400
370,000	373,000	91,860	85,300	78,840	72,380	66,680	60,980	55,280	50,030	45,080	40,130	35,300
373,000	376,000	93,150	86,440	79,980	73,520	67,820	62,120	56,420	51,020	46,070	41,120	36,200
376,000	379,000	94,440	87,580	81,120	74,660	68,960	63,260	57,560	52,010	47,060	42,110	37,160
379,000	382,000	95,730	88,720	82,260	75,800	70,100	64,400	58,700	53,000	48,050	43,100	38,150
382,000	385,000	97,020	89,860	83,400	76,940	71,240	65,540	59,840	54,140	49,040	44,090	39,140
385,000	388,000	98,310	91,000	84,540	78,080	72,380	66,680	60,980	55,280	50,030	45,080	40,130
388,000	391,000	99,600	92,290	85,680	79,220	73,520	67,820	62,120	56,420	51,020	46,070	41,120

所得税法の臨時特例に関する法律(二十三)

一六一

所得税法の臨時特例に関する法律（二十三）

(四)

一六二

その年の保険料 控除後の給与の 金額	扶養の人数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
391,000	100,890	93,580	86,820	80,360	74,660	68,960	63,260	57,560	52,010	47,060	42,110
394,000	102,180	94,870	87,960	81,500	75,800	70,100	64,400	58,700	53,000	48,050	43,100
397,000	103,470	96,160	89,100	82,640	76,940	71,240	65,540	59,840	54,140	49,040	44,090
400,000	104,760	97,450	90,240	83,780	78,080	72,380	66,680	60,980	55,280	50,030	45,080
403,000	106,050	98,740	91,430	84,920	79,220	73,520	67,820	62,120	56,420	51,020	46,070
406,000	107,340	100,030	92,720	86,060	80,360	74,660	68,960	63,260	57,560	52,010	47,060
409,000	108,630	101,320	94,010	87,200	81,500	75,800	70,100	64,400	58,700	53,000	48,050
412,000	109,920	102,610	95,300	88,340	82,640	76,940	71,240	65,540	59,840	54,140	49,040
415,000	111,210	103,900	96,590	89,480	83,780	78,080	72,380	66,680	60,980	55,280	50,030
418,000	112,500	105,190	97,880	90,620	84,920	79,220	73,520	67,820	62,120	56,420	51,020
421,000	113,790	106,480	99,170	91,860	86,060	80,360	74,660	68,960	63,260	57,560	52,010
424,000	115,080	107,770	100,460	93,150	87,200	81,500	75,800	70,100	64,400	58,700	53,000
427,000	116,370	109,060	101,750	94,440	88,340	82,640	76,940	71,240	65,540	59,840	54,140
430,000	117,660	110,350	103,040	95,730	89,480	83,780	78,080	72,380	66,680	60,980	55,280
433,000	118,950	111,640	104,330	97,020	90,620	84,920	79,220	73,520	67,820	62,120	56,420
436,000	120,240	112,930	105,620	98,310	91,860	86,060	80,360	74,660	68,960	63,260	57,560
439,000	121,530	114,220	106,910	99,600	93,150	87,200	81,500	75,800	70,100	64,400	58,700
442,000	122,820	115,510	108,200	100,890	94,440	88,340	82,640	76,940	71,240	65,540	59,840
445,000	124,110	116,800	109,490	102,180	95,730	89,480	83,780	78,080	72,380	66,680	60,980
448,000	125,400	118,090	110,780	103,470	97,020	90,620	84,920	79,220	73,520	67,820	62,120

451,000	126,690	119,380	112,070	104,760	98,310	91,860	86,060	80,360	74,660	68,960	63,260
454,000	127,980	120,670	113,360	106,050	99,600	93,150	87,200	81,500	75,800	70,100	64,400
457,000	129,270	121,960	114,650	107,340	100,890	94,440	88,340	82,640	76,940	71,240	65,540
460,000	130,560	123,250	115,940	108,630	102,180	95,730	89,480	83,780	78,080	72,380	66,680
463,000	131,850	124,540	117,230	109,920	103,470	97,020	90,620	84,920	79,220	73,520	67,820
466,000	133,140	125,830	118,520	111,210	104,760	98,310	91,860	86,060	80,360	74,660	68,960
469,000	134,430	127,120	119,810	112,500	106,050	99,600	93,150	87,200	81,500	75,800	70,100
472,000	135,720	128,410	121,100	113,790	107,340	100,890	94,440	88,340	82,640	76,940	71,240
475,000	137,010	129,700	122,390	115,080	108,630	102,180	95,730	89,480	83,780	78,080	72,380
478,000	138,300	130,990	123,680	116,370	109,920	103,470	97,020	90,620	84,920	79,220	73,520
481,000	139,590	132,280	124,970	117,660	111,210	104,760	98,310	91,860	86,060	80,360	74,660
484,000	140,880	133,570	126,260	118,950	112,500	106,050	99,600	93,150	87,200	81,500	75,800
487,000	142,170	134,860	127,550	120,240	113,790	107,340	100,890	94,440	88,340	82,640	76,940
490,000	143,460	136,150	128,840	121,530	115,080	108,630	102,180	95,730	89,480	83,780	78,080
493,000	144,750	137,440	130,130	122,820	116,370	109,920	103,470	97,020	90,620	84,920	79,220
496,000	146,040	138,730	131,420	124,110	117,660	111,210	104,760	98,310	91,860	86,060	80,360
499,000	147,330	140,020	132,710	125,400	118,950	112,500	106,050	99,600	93,150	87,200	81,500
502,000	148,620	141,310	134,000	126,690	120,240	113,790	107,340	100,890	94,440	88,340	82,640
505,000	149,910	142,600	135,290	127,980	121,530	115,080	108,630	102,180	95,730	89,480	83,780
508,000	151,200	143,890	136,580	129,270	122,820	116,370	109,920	103,470	97,020	90,620	84,920
511,000	152,490	145,180	137,870	130,560	124,110	117,660	111,210	104,760	98,310	91,860	86,060
514,000	153,780	146,470	139,160	131,850	125,400	118,950	112,500	106,050	99,600	93,150	87,200
517,000	155,070	147,760	140,450	133,140	126,690	120,240	113,790	107,340	100,890	94,440	88,340
520,000	156,360	149,050	141,740	134,430	127,980	121,530	115,080	108,630	102,180	95,730	89,480
523,000	157,650	150,340	143,130	135,720	129,270	122,820	116,370	109,920	103,470	97,020	90,620
526,000	158,940	151,630	144,320	137,010	130,560	124,110	117,660	111,210	104,760	98,310	91,860
529,000	160,230	152,920	145,610	138,300	131,850	125,400	118,950	112,500	106,050	99,600	93,150
532,000	161,520	154,210	146,900	139,590	133,140	126,690	120,240	113,790	107,340	100,890	94,440
535,000	162,810	155,500	148,190	140,880	134,430	127,980	121,530	115,080	108,630	102,180	95,730
538,000	164,100	156,790	149,480	142,170	135,720	129,270	122,820	116,370	109,920	103,470	97,020

所得税法の臨時特例に関する法律（二十三）

一六三

所得税法の臨時特例に関する法律（二十三）

その年の保険料 控除後の給与の 金額	扶養家族の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
541,000	165,390	158,080	150,770	143,460	137,010	130,560	124,110	117,660	111,210	104,760	98,310
544,000	166,680	159,370	152,060	144,750	138,300	131,850	125,400	118,950	112,500	106,050	99,600
547,000	167,970	160,660	153,350	146,040	139,590	133,140	126,690	120,240	113,790	107,340	100,890
550,000	169,260	161,950	154,640	147,330	140,880	134,430	127,980	121,530	115,080	108,630	102,180
553,000	170,550	163,240	155,930	148,620	142,170	135,720	129,270	122,820	116,370	109,920	103,470
556,000	171,840	164,530	157,220	149,910	143,460	137,010	130,560	124,100	117,660	111,210	104,760
559,000	173,130	165,820	158,510	151,200	144,750	138,300	131,850	125,400	118,950	112,500	106,050
562,000	174,420	167,110	159,800	152,490	146,040	139,590	133,140	126,690	120,240	113,790	107,340
565,000	175,710	168,400	161,090	153,780	147,330	140,880	134,430	127,980	121,530	115,080	108,630
568,000	177,000	169,690	162,380	155,070	148,620	142,170	135,720	129,270	122,820	116,370	109,920
571,000	178,440	170,980	163,670	156,360	149,910	143,460	137,010	130,560	124,110	117,660	111,210
574,000	179,880	172,270	164,960	157,650	151,200	144,750	138,300	131,850	125,400	118,950	112,500
577,000	181,320	173,560	166,250	158,940	152,490	146,040	139,590	133,140	126,690	120,240	113,790
580,000	182,760	174,850	167,540	160,230	153,780	147,330	140,880	134,430	127,980	121,530	115,080
583,000	184,200	176,140	168,830	161,520	155,070	148,620	142,170	135,720	129,270	122,820	116,370
586,000	185,640	177,480	170,120	162,810	156,360	149,910	143,460	137,010	130,560	124,110	117,660
589,000	187,080	178,920	171,410	164,100	157,650	151,200	144,750	138,300	131,850	125,400	118,950
592,000	188,520	180,360	172,700	165,390	158,940	152,490	146,040	139,590	133,140	126,690	120,240
595,000	189,960	181,800	173,990	166,680	160,230	153,780	147,330	140,880	134,430	127,980	121,530
598,000	191,400	183,240	175,280	167,970	161,520	155,070	148,620	142,170	135,720	129,270	122,820

601,000	192,840	184,680	176,570	169,260	162,810	156,360	149,910	143,460	137,010	130,560	124,110
604,000	194,280	186,120	177,960	170,550	164,100	157,650	151,200	144,750	138,300	131,850	125,400
607,000	195,720	187,560	179,400	171,840	165,390	158,940	152,490	146,040	139,590	133,140	126,690
610,000	197,160	189,000	180,840	173,130	166,680	160,230	153,780	147,330	140,880	134,430	127,980
613,000	198,600	190,440	182,280	174,420	167,970	161,520	155,070	148,620	142,170	135,720	129,270
616,000	200,040	191,880	183,720	175,710	169,260	162,810	156,360	149,910	143,460	137,010	130,560
619,000	201,480	193,320	185,160	177,000	170,550	164,100	157,650	151,200	144,750	138,300	131,850
622,000	202,920	194,760	186,600	178,440	171,840	165,390	158,940	152,490	146,040	139,590	133,140
625,000	204,360	196,200	188,040	179,880	173,130	166,680	160,230	153,780	147,330	140,880	134,430
628,000	205,800	197,640	189,480	181,320	174,420	167,970	161,520	155,070	148,620	142,170	135,720
631,000	207,240	199,080	190,920	182,760	175,710	169,260	162,810	156,360	149,910	143,460	137,010
634,000	208,680	200,520	192,360	184,200	177,000	170,550	164,100	157,650	151,200	144,750	138,300
637,000	210,120	201,960	193,800	185,640	178,440	171,840	165,390	158,940	152,490	146,040	139,590
640,000	211,560	203,400	195,240	187,080	179,880	173,130	166,680	160,230	153,780	147,330	140,880
643,000	213,000	204,840	196,680	188,520	181,320	174,420	167,970	161,520	155,070	148,620	142,170
646,000	214,440	206,280	198,120	189,960	182,760	175,710	169,260	162,810	156,360	149,910	143,460
649,000	215,880	207,720	199,560	191,400	184,200	177,000	170,550	164,100	157,650	151,200	144,750
652,000	217,320	209,160	201,000	192,840	185,640	178,440	171,840	165,390	158,940	152,490	146,040
655,000	218,760	210,600	202,440	194,280	187,080	179,880	173,130	166,680	160,230	153,780	147,330
658,000	220,200	212,040	203,880	195,720	188,520	181,320	174,420	167,970	161,520	155,070	148,620
661,000	221,640	213,480	205,320	197,160	189,960	182,760	175,710	169,260	162,810	156,360	149,910
664,000	223,080	214,920	206,760	198,600	191,400	184,200	177,000	170,550	164,100	157,650	151,200
667,000	224,520	216,360	208,200	200,040	192,840	185,640	178,440	171,840	165,390	158,940	152,490
670,000	225,960	217,800	209,640	201,480	194,280	187,080	179,880	173,130	166,680	160,230	153,780
673,000	227,400	219,240	211,080	202,920	195,720	188,520	181,320	174,420	167,970	161,520	155,070
676,000	228,840	220,680	212,520	204,360	197,160	189,960	182,760	175,710	169,260	162,810	156,360
679,000	230,280	222,120	213,960	205,800	198,600	191,400	184,200	177,000	170,550	164,100	157,650
682,000	231,720	223,560	215,400	207,240	200,040	192,840	185,640	178,440	171,840	165,390	158,940
685,000	233,160	225,000	216,840	208,680	201,480	194,280	187,080	179,880	173,130	166,680	160,230
688,000	234,600	226,440	218,280	210,120	202,920	195,720	188,520	181,320	174,420	167,970	161,520

所得税法の臨時特例に関する法律（二十三）

その年の保険料 控除後の給与の 金額	以上	未満	扶 養 親 族 の 数																						
			0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人												
691,000	円	694,000	円	236,040	円	227,880	円	219,720	円	211,560	円	204,360	円	197,160	円	189,960	円	182,760	円	175,710	円	169,260	円	162,810	円
694,000	円	697,000	円	237,480	円	229,320	円	221,160	円	213,000	円	205,800	円	198,600	円	191,400	円	184,200	円	177,000	円	170,550	円	164,100	円
697,000	円	700,000	円	238,920	円	230,760	円	222,600	円	214,440	円	207,240	円	200,040	円	192,840	円	185,640	円	178,440	円	171,840	円	165,390	円
700,000	円	703,000	円	240,360	円	232,200	円	224,040	円	215,880	円	208,680	円	201,480	円	194,280	円	187,080	円	179,880	円	173,130	円	166,680	円
703,000	円	706,000	円	241,800	円	233,640	円	225,480	円	217,320	円	210,120	円	202,920	円	195,720	円	188,520	円	181,320	円	174,420	円	167,970	円
706,000	円	709,000	円	243,240	円	235,080	円	226,920	円	218,760	円	211,560	円	204,360	円	197,160	円	189,960	円	182,760	円	175,710	円	169,260	円
709,000	円	712,000	円	244,680	円	236,520	円	228,360	円	220,200	円	213,000	円	205,800	円	198,600	円	191,400	円	184,200	円	177,000	円	170,550	円
712,000	円	715,000	円	246,120	円	237,960	円	229,800	円	221,640	円	214,440	円	207,240	円	200,040	円	192,840	円	185,640	円	178,440	円	171,840	円
715,000	円	718,000	円	247,560	円	239,400	円	231,240	円	223,080	円	215,880	円	208,680	円	201,480	円	194,280	円	187,080	円	179,880	円	173,130	円
718,000	円	721,400	円	249,000	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	
721,400	円	724,800	円	—	円	240,840	円	232,680	円	224,520	円	217,320	円	210,120	円	202,920	円	195,720	円	188,520	円	181,320	円	174,420	円
724,800	円	728,200	円	—	円	242,470	円	234,310	円	226,150	円	218,950	円	211,750	円	204,550	円	197,350	円	190,150	円	182,950	円	175,880	円
728,200	円	731,600	円	—	円	244,100	円	235,940	円	227,780	円	220,580	円	213,380	円	206,180	円	198,980	円	191,780	円	184,580	円	177,380	円
731,600	円	735,000	円	—	円	245,730	円	237,570	円	229,410	円	222,210	円	215,010	円	207,810	円	200,610	円	193,410	円	186,210	円	179,010	円
735,000	円	738,400	円	—	円	247,360	円	239,200	円	231,040	円	223,840	円	216,640	円	209,440	円	202,240	円	195,040	円	187,840	円	180,640	円
738,400	円	741,800	円	—	円	—	円	240,840	円	232,680	円	225,480	円	218,280	円	211,080	円	203,880	円	196,680	円	189,480	円	182,280	円
741,800	円	745,200	円	—	円	242,470	円	234,310	円	226,150	円	218,950	円	211,750	円	204,550	円	197,350	円	190,150	円	182,950	円	175,880	円
745,200	円	748,600	円	—	円	244,100	円	235,940	円	227,780	円	220,580	円	213,380	円	206,180	円	198,980	円	191,780	円	184,580	円	177,380	円
748,600	円	752,000	円	—	円	245,730	円	237,570	円	229,410	円	222,210	円	215,010	円	207,810	円	200,610	円	193,410	円	186,210	円	179,010	円

752,000	円	755,400	円	—	円	249,000	円	240,840	円	232,680	円	225,480	円	218,280	円	211,080	円	203,880	円	196,680	円	189,480	円	182,280	円
755,400	円	758,800	円	—	円	—	円	242,470	円	234,310	円	226,150	円	218,950	円	211,750	円	204,550	円	197,350	円	190,150	円	182,950	円
758,800	円	762,200	円	—	円	—	円	244,100	円	235,940	円	227,780	円	220,580	円	213,380	円	206,180	円	198,980	円	191,780	円	184,580	円
762,200	円	765,600	円	—	円	—	円	245,730	円	237,570	円	229,410	円	222,210	円	215,010	円	207,810	円	200,610	円	193,410	円	186,210	円
765,600	円	769,000	円	—	円	—	円	247,360	円	239,200	円	231,040	円	223,840	円	216,640	円	209,440	円	202,240	円	195,040	円	187,840	円
769,000	円	772,750	円	—	円	249,000	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	
772,750	円	776,500	円	—	円	—	円	241,840	円	233,680	円	225,480	円	218,280	円	211,080	円	203,880	円	196,680	円	189,480	円	182,280	円
776,500	円	780,250	円	—	円	—	円	243,600	円	235,270	円	227,110	円	219,910	円	212,710	円	205,510	円	198,310	円	191,110	円	183,910	円
780,250	円	784,000	円	—	円	—	円	245,400	円	236,900	円	228,740	円	221,540	円	214,340	円	207,140	円	199,940	円	192,740	円	185,540	円
784,000	円	787,750	円	—	円	249,000	円	247,200	円	238,530	円	230,370	円	223,170	円	215,970	円	208,770	円	201,570	円	194,370	円	187,170	円
787,750	円	791,500	円	—	円	—	円	241,800	円	233,640	円	225,480	円	218,280	円	211,080	円	203,880	円	196,680	円	189,480	円	182,280	円
791,500	円	795,250	円	—	円	—	円	243,600	円	235,270	円	227,110	円	219,910	円	212,710	円	205,510	円	198,310	円	191,110	円	183,910	円
795,250	円	799,000	円	—	円	—	円	245,400	円	236,900	円	228,740	円	221,540	円	214,340	円	207,140	円	199,940	円	192,740	円	185,540	円
799,000	円	802,750	円	—	円	249,000	円	247,200	円	238,530	円	230,370	円	223,170	円	215,970	円	208,770	円	201,570	円	194,370	円	187,170	円
802,750	円	806,500	円	—	円	—	円	241,800	円	233,640	円	225,480	円	218,280	円	211,080	円	203,880	円	196,680	円	189,480	円	182,280	円
806,500	円	810,250	円	—	円	—	円	243,600	円	235,270	円	227,110	円	219,910	円	212,710	円	205,510	円	198,310	円	191,110	円	183,910	円
810,250	円	814,000	円	—	円	—	円	245,400	円	236,900	円	228,740	円	221,540	円	214,340	円	207,140	円	199,940	円	192,740	円	185,540	円
814,000	円	817,750	円	—	円	249,000	円	247,200	円	238,530	円	230,370	円	223,170	円	215,970	円	208,770	円	201,570	円	194,370	円	187,170	円
817,750	円	821,500	円	—	円	—	円	241,800	円	233,640	円	225,480	円	218,280	円	211,080	円	203,880	円	196,680	円	189,480	円	182,280	円
821,500	円	825,250	円	—	円	—	円	243,600	円	235,270	円	227,110	円	219,910	円	212,710	円	205,510	円	198,310	円	191,110	円	183,910	円
825,250	円	829,000	円	—	円	—	円	245,400	円	236,900	円	228,740	円	221,540	円	214,340	円	207,140	円	199,940	円	192,740	円	185,540	円
829,000	円	832,750	円	—	円	249,000	円	247,200	円	238,530	円	230,370	円	223,170	円	215,970	円	208,770	円	201,570	円	194,370	円	187,170	円
832,750	円	836,500	円	—	円	—	円	241,800	円	233,640	円	225,480	円	218,280	円	211,080	円	203,880	円	196,680	円	189,480	円	182,280	円
836,500	円	840,250	円	—	円	—	円	243,600	円	235,270	円	227,110	円	219,910	円	212,710	円	205,510	円	198,310	円	191,110	円	183,910	円
840,250	円	844,000	円	—	円	—	円	245,400	円	236,900	円	228,740	円	221,540	円	214,340	円	207,140	円	199,940	円	192,740	円	185,540	円
844,000	円	847,750	円	—	円	249,000	円	247,200	円	238,530	円	230,370	円	223,170	円	215,970	円	208,770	円	201,570	円	194,370	円	187,170	円
847,750	円	851,500	円	—	円	—	円	241,800	円	233,640	円	225,480	円	218,280	円	211,080	円	203,880	円	196,680	円	189,480	円	182,280	円
851,500	円	855,250	円	—	円	—	円	243,600	円	235,270	円	227,110	円	219,910	円	212,710	円	205,510	円	198,310	円				

別表第四 退職所得の所得税源泉徴収額表 (第十八条第一項の規定による所得税源泉徴収額表) 退職所得 (A)

給与の金額	税額	給与の金額		税額	給与の金額		税額
		以上	未満		以上	未満	
151,000	0	200,000	202,000	5,000	300,000	304,000	15,000
152,000	100	202,000	204,000	5,200	304,000	308,000	15,400
153,000	200	204,000	206,000	5,400	308,000	312,000	15,800
154,000	300	206,000	208,000	5,600	312,000	316,000	16,250
155,000	400	208,000	210,000	5,800	316,000	320,000	16,750
156,000	500	210,000	212,000	6,000	320,000	324,000	17,250
157,000	600	212,000	214,000	6,200	324,000	328,000	17,750
158,000	700	214,000	216,000	6,400	328,000	332,000	18,250
159,000	800	216,000	218,000	6,600	332,000	336,000	18,750
160,000	900	218,000	220,000	6,800	336,000	340,000	19,250
161,000	1,000	220,000	222,000	7,000	340,000	344,000	19,750
162,000	1,100	222,000	224,000	7,200	344,000	348,000	20,250
163,000	1,200	224,000	226,000	7,400	348,000	352,000	20,750
164,000	1,300	226,000	228,000	7,600	352,000	356,000	21,250
165,000	1,400	228,000	230,000	7,800	356,000	360,000	21,750
166,000	1,500	230,000	232,000	8,000	360,000	364,000	22,250
167,000	1,600	232,000	234,000	8,200	364,000	368,000	22,750
168,000	1,700	234,000	236,000	8,400	368,000	372,000	23,250
169,000	1,800	236,000	238,000	8,600	372,000	376,000	23,750
170,000	1,900	238,000	240,000	8,800	376,000	380,000	24,250

170,000	2,000	240,000	242,000	9,000	380,000	384,000	24,750	580,000	584,000	55,520
171,000	2,100	242,000	244,000	9,200	384,000	388,000	25,250	584,000	588,000	55,950
172,000	2,200	244,000	246,000	9,400	388,000	392,000	25,750	588,000	592,000	56,350
173,000	2,300	246,000	248,000	9,600	392,000	396,000	26,300	592,000	596,000	57,350
174,000	2,400	248,000	250,000	9,800	396,000	400,000	26,900	596,000	600,000	58,050
175,000	2,500	250,000	252,000	10,000	400,000	404,000	27,500	600,000	604,000	58,750
176,000	2,600	252,000	254,000	10,200	404,000	408,000	28,100	604,000	608,000	59,450
177,000	2,700	254,000	256,000	10,400	408,000	412,000	28,700	608,000	612,000	60,150
178,000	2,800	256,000	258,000	10,600	412,000	416,000	29,300	612,000	616,000	60,850
179,000	2,900	258,000	260,000	10,800	416,000	420,000	29,900	616,000	620,000	61,550
180,000	3,000	260,000	262,000	11,000	420,000	424,000	30,500	620,000	624,000	62,250
181,000	3,100	262,000	264,000	11,200	424,000	428,000	31,100	624,000	628,000	62,950
182,000	3,200	264,000	266,000	11,400	428,000	432,000	31,700	628,000	632,000	63,650
183,000	3,300	266,000	268,000	11,600	432,000	436,000	32,300	632,000	636,000	64,350
184,000	3,400	268,000	270,000	11,800	436,000	440,000	32,900	636,000	640,000	65,050
185,000	3,500	270,000	272,000	12,000	440,000	444,000	33,500	640,000	644,000	65,750
186,000	3,600	272,000	274,000	12,200	444,000	448,000	34,100	644,000	648,000	66,450
187,000	3,700	274,000	276,000	12,400	448,000	452,000	34,700	648,000	652,000	67,150
188,000	3,800	276,000	278,000	12,600	452,000	456,000	35,300	652,000	656,000	67,850
189,000	3,900	278,000	280,000	12,800	456,000	460,000	35,900	656,000	660,000	68,550
190,000	4,000	280,000	282,000	13,000	460,000	464,000	36,500	660,000	664,000	69,250
191,000	4,100	282,000	284,000	13,200	464,000	468,000	37,100	664,000	668,000	69,950
192,000	4,200	284,000	286,000	13,400	468,000	472,000	37,700	668,000	672,000	70,650
193,000	4,300	286,000	288,000	13,600	472,000	476,000	38,300	672,000	676,000	71,350
194,000	4,400	288,000	290,000	13,800	476,000	480,000	38,900	676,000	680,000	72,050
195,000	4,500	290,000	292,000	14,000	480,000	484,000	39,500	680,000	684,000	72,750
196,000	4,600	292,000	294,000	14,200	484,000	488,000	40,100	684,000	688,000	73,450
197,000	4,700	294,000	296,000	14,400	488,000	492,000	40,700	688,000	692,000	74,150
198,000	4,800	296,000	298,000	14,600	492,000	496,000	41,300	692,000	696,000	74,850
199,000	4,900	298,000	300,000	14,800	496,000	500,000	41,900	696,000	700,000	75,550

退職所得（一）

給与の金額	給与の金額		税額	給与の金額		税額	給与の金額		税額		
	以上	未満		以上	未満		以上	未満			
700,000	706,000	76,250	820,000	826,000	99,000	940,000	946,000	123,000	2,150,000	4,150,000	給与の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
706,000	712,000	77,300	826,000	832,000	100,200	946,000	952,000	124,200	2,150,000	4,150,000	給与の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
712,000	718,000	78,350	832,000	838,000	101,400	952,000	958,000	125,400			給与の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
718,000	724,000	79,400	838,000	844,000	102,600	958,000	964,000	126,600			給与の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
724,000	730,000	80,450	844,000	850,000	103,800	964,000	970,000	127,800			給与の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
730,000	736,000	81,500	850,000	856,000	105,000	970,000	976,000	129,000	4,150,000	10,150,000	給与の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
736,000	742,000	82,550	856,000	862,000	106,200	976,000	982,000	130,200			給与の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
742,000	748,000	83,600	862,000	868,000	107,400	982,000	988,000	131,400			給与の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
748,000	754,000	84,650	868,000	874,000	108,600	988,000	994,000	132,600			給与の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
754,000	760,000	85,800	874,000	880,000	109,800	994,000	1,000,000	133,800			給与の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
760,000	766,000	87,000	880,000	886,000	111,000	1,000,000	1,150,000	135,000	10,150,000	10,150,000	給与の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
766,000	772,000	88,200	886,000	892,000	112,200	1,150,000	1,150,000	136,200			給与の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
772,000	778,000	89,400	892,000	898,000	113,400	1,150,000	1,150,000	137,400			給与の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
778,000	784,000	90,600	898,000	904,000	114,600	1,150,000	1,150,000	138,600			給与の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
784,000	790,000	91,800	904,000	910,000	115,800	1,150,000	1,150,000	139,800			給与の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
790,000	796,000	93,000	910,000	916,000	117,000	1,150,000	1,150,000	141,000			給与の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
796,000	802,000	94,200	916,000	922,000	118,200	1,150,000	1,150,000	142,200			給与の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
802,000	808,000	95,400	922,000	928,000	119,400	1,150,000	1,150,000	143,400			給与の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
808,000	814,000	96,600	928,000	934,000	120,600	1,150,000	1,150,000	144,600			給与の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
814,000	820,000	97,800	934,000	940,000	121,800	1,150,000	1,150,000	145,800			給与の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額

（備考 税額の求め方） 給与の金額に於ける給与の金額欄に対応する税額欄に記載されている金額が、その給与の金額について徴収すべき税額である。

法人税法の一部を改正する法律

（昭和二十六年十一月三十日 法律第二百七十四号）

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の九中「第二十六条の三」を「第二十六条の四」に改める。

第十条第一項及び第二項中「所得税法第十八条」の下に「又は所得税法の臨時特例に関する法律第十九条第一項」を加える。

第十七条第一項第一号を次のように改める。

一 各事業年度の所得

第五条第一項各号及び第九条第六項に掲げる法人

その他の法人

第十九条第二項中「前項本文」を「第一項本文」に改め、同条第六項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

合併に因り存続した法人の事業年度が六箇月をこえ、前事業年度中（前事業年度開始の日を除く。）又は当該事業年度開始の日から六箇月の期間内にその合併がなされた場合において、当該法人につき前項の規定を適用する場合には、同項の、当該法人の当該事業年度開始の日から七箇月を経過した日の前日までに前事業年度の法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定した税額に

法人税法の一部を改正する法律（二七四）

は、その合併に因り消滅した法人の合併と同時に終了した事業年度直前の事業年度の法人税として同日までに当該合併法人又は被合併法人が納付した若しくは納付すべきことが確定した税額(以下被合併法人の確定法人税額という)を含むものとし、同項本文の申告書に記載すべき法人税額は、同項本文の規定により申告書に記載すべき法人税額とその被合併法人の確定法人税額に六(当該合併法人の当該事業年度開始の日から六箇月の期間内に合併がなされたときは当該期間のうちその合併後の期間の月数)を乗じて被合併法人の確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額との合計額による。

第二十条第一項中「若しくは新たに外国法人」を「又は新たに外国法人」に、「その設立後若しくは」を「その設立後又は」に改め、「又は合併後存続する内国法人のその合併の日を含む事業年度に続く事業年度が六箇月をこえる場合(その合併が合併の日を含む事業年度開始の日においてなされたものである場合を除く)若しくは合併後存続する内国法人の六箇月をこえる事業年度開始の日から六箇月の期間内にその合併があつた場合」及び「又はその合併後存続する内国法人」を削り、同条第二項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第二十四条第三項中「第二十六条の三」を「第二十六条の四」に改める。

第二十五条第五項中「命令の規定の」を「命令の規定に」に改める。

第二十六条第二項中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第三項中「第十九条第五項」を「第十九条第六項」に改める。

第二十六条の二第三項中「第二十六条の三」を「第二十六条の四」に改める。

第二十六条の三第二項中「前条第三項」を「第二十六条の二第三項」に改め、同条を第二十六条の四とし、第二十六条の二の次に次の一条を加える。

第二十六条の三 第二十六条の規定により法人税(清算中に終了した各事業年度の法人税を除く)を納付しなければならない法人が、当該法人税額の二分の一に相当する金額以下の法人税額について、当該法人税額に係る第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項又は第二十一条第一項に規定する申告書の提出期限内に徴収猶予の申請書を政府に提出したときは、政府は、当該税額については、当該提出期限から三箇月を限度としてその申請に係る期間、これらの規定にかかわらず、その徴収を猶予する。

前項の申請書には、申請法人の名称、納税地、代表者の氏名(外国法人にあつては、この法律の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者)、徴収の猶予を受けようとする法人税額及び徴収の猶予を受けようとする期間を記載しなければならない。

政府は、国税徴収法第七条ノ三の規定による場合の外、法人が第一項の規定により徴収を猶予された税額に係る法人税額のうち徴収を猶予された税額以外の税額を納期限内に完納しなかつたときは、その徴収を猶予された税額について徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収することができる。

第二十八条に次の但書を加える。

法人税法の一部を改正する法律(二七四)

但し、第二十六条の三第一項の規定により徴収を猶予された法人税については、その徴収を猶予した期間内に完納しなかつた場合でなければ、これを督促することができない。

第二十九条第二項中「第二十六条の三」を「第二十六条の四」に改める。

第三十条中「第十九条第五項」を「第十九条第六項」に改める。

第三十一条の二第一項及び第三十三条第二項中「第二十六条の三」を「第二十六条の四」に改める。

第三十九条中「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第四十二条第一項第一号中「完納しなかつた場合」の下に「(第二十六条の三第一項の規定により徴収を猶予されたため納付しなかつた場合を含む。)」を加え、同項第三号中「第十八条第一項本文、」の下に「第十九条第一項、」を加え、同項第四号中「第二十六条の三」を「第二十六条の四」に改め、同条第五項に次の但書を加える。

但し、第二十六条の三第一項の規定により徴収を猶予された税額に係る利子税額については、その徴収を猶予した期間内に当該利子税額を完納しなかつた場合でなければその納付を督促することができない。

第四十三条第一項及び第四十三条の二第一項中「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第四十八条第一項及び第三項中「第二十六条の三」を「第二十六条の四」に改める。

第四十九条第一号中「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法の規定(第十九条及び第二十条の規定を除く。)は、法人の昭和二十七年一月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。但し、改正後の法人税法第二十六条の三、第二十八条及び第四十二条の規定は、法人の昭和二十六年九月一日以後に終了する事業年度分の法人税から適用する。

3 この法律施行後法人が昭和二十七年一月一日以後最初に終了する事業年度分について第十九条の規定による申告書を提出する場合には、同条に規定する前事業年度の法人税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額のうち各事業年度の所得に対する法人税額は、同条の規定にかかわらず、当該法人税額に四十二を乗じて三十五で除して計算した金額とする。

4 法人税法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
附則第十五項中「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

5 法人税法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
附則第三項中「第二十六条の三」を「第二十六条の四」に改める。

6 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。
第七条ノ三第一項を削り、同条第二項中「前項ニ依り徴収ヲ為ス」を「前条ニ依り徴収セララルル」に改め、同条を第七条ノ四とし、第七条ノ二の次に次の一条を加える。
第七条ノ三 第七条、第三十一条ノ二第三項(第三十一条ノ三第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)

法人税法の一部を改正する法律(二七四)

又ハ法人税法其ノ他ノ法律ニ依リ国税及其ノ滞納処分費ニ付徴収ノ猶予ヲ受ケタル者左ノ場合ニ該当スルトキハ政府ハ其ノ徴収ノ猶予ヲ取消シ之ヲ一時ニ徴収スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ緊急ノ必要アル場合ヲ除クノ外予メ其ノ徴収ノ猶予ヲ受ケタル者ノ弁明ヲ聞クコトヲ要ス但シ其ノ者ガ正当ノ事由無クシテ弁明ヲ為サザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 分割徴収ヲ認メタル国税及滞納処分費ヲ期限内ニ納付セザルトキ
- 二 担保ノ提供又ハ変更其ノ他担保ニ関スル政府ノ求ニ応セザルトキ
- 三 徴収ノ猶予ヲ受ケタル者ノ資力其ノ他ノ事情ノ変化ニ因リ其ノ猶予ヲ為スコト不適当ト認めラルルトキ

四 第四条ノ一各号ノ事由生ジタル場合ニシテ其ノ徴収ヲ猶予シタル期限ニ到リ其ノ徴収ヲ猶予シタル国税及滞納処分費ノ徴収ヲ完ウスルコト能ハズト認めラルルトキ

第三十一条ノ六第四項中「第十九条第五項」を「第十九条第六項」に改める。

7

国税徴収法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

8

附則第八項中「第二十六条の三」を「第二十六条の四」に改める。

国税徴収法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第七条ノ三」を「第七条ノ四」に改める。

附則第十一項中「第二十六条の三」を「第二十六条の四」に改める。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

(昭和二十六年十一月三十日
法律第二百七十五号)

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を加える。

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
 - 第二章 金融機関を相手方とする保険(第三条―第九条)
 - 第三章 指定法人を相手方とする保険(第九条の二―第九条の五)
 - 第四章 雑則(第十条―第十二条)
- 附則

第一章 総則

第一条中「貸付」の下に「及び指定法人の中小企業者の金融機関に対する債務の保証」を加え、「信用保険」を「保険」に改める。

第二条第二項中「資本金額(株金総額、出資総額又は株金総額及び出資総額の合計額)」を「資本の額若しくは出資の総額」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「指定法人」とは、中小企業者の金融機関に対する債務の保証をすることを目的

中小企業信用保険法の一部を改正する法律(二七五)

として民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立した法人であつて、政令で指定するものをいう。

第二条の次に次の章名を加える。

第二章 金融機関を相手方とする保険

第四条第二項中「三百万円」を「五百万円」に、「一千万円」を「二千万円」に改める。

第九条の次に次の一章を加える。

第三章 指定法人を相手方とする保険

(保険契約)

第九条の二 政府は、会計年度の半期ごとに、指定法人を相手方として、当該指定法人が中小企業者の金融機関からの借入による債務の保証をしたことを政府に通知することにより、保証をした借入金の額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、政府と当該指定法人との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、保証をした借入金の額を保険価額とし、中小企業者に代つてする借入金の全部又は一部の弁済を保険事故とし、保険価額に百分の五十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 政府は、第一項の保険関係が成立する保証をした借入金の額の総額の指定法人を通ずる合計額が、会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内であれば、同項の契約を締結するこ

とができない。

(保険関係が成立する保証をした借入金)

第九条の三 前条第一項の保険関係が成立する保証をした借入金は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。

2 前項の借入金の額は、中小企業者一人につき、合計五百万円(その中小企業者が中小企業等協同組合であるときは、二千万円)をこえてはならない。

(保険金)

第九条の四 政府が第九条の二第一項の保険関係に基いて支払うべき保険金の額は、指定法人が中小企業者に代つて弁済をした借入金の額から指定法人がその支払の請求をする時までに中小企業者に対する求償権(弁済をした日以後の法定利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下同じ)を行使して取得した額(指定法人が借入金の外利息又は費用に付いても弁済をしたときは、求償権を行使して取得した額に、弁済をした借入金の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額)を控除した残額に、百分の五十を乗じて得た額とする。

(準用)

第九条の五 第五条の規定は、指定法人を相手方とする保険に準用する。

2 第七条及び第九条の規定は、指定法人に準用する。

3 第八条の規定は、指定法人が中小企業者に代つて弁済をした場合において、政府が保険金の金額

中小企業信用保険法の一部を改正する法律(二七五)

を支払つたときに準用する。この場合において、「百分の七十五」とあるのは「百分の五十」と読み替えるものとする。

第九条の五の次に次の章名を加える。

第四章 雑則

第十条中「金融機関」を「金融機関又は指定法人」に、「第三条第一項の契約」を「第三条第一項若しくは第九条の二第一項の保険契約」に、「同項の保険関係」を「第三条第一項若しくは第九条の二第一項の保険関係」に、「同項の契約」を「保険契約」に改める。

第十一条第一項中「第三条第一項」を「第三条第一項又は第九条の二第一項」に、「同条第二項中「金融機関の貸付金債権に関する第八条」を「第八条(第九条の五第三項において準用する場合を含む。)」に、「当該金融機関」を「当該金融機関又は指定法人」に、「同条第三項中「金融機関」を「金融機関又は指定法人」に改める。

第十二条第二項中「第三条第一項の契約」を「第三条第一項又は第九条の二第一項の保険契約」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

2 政府は、第九条の二第三項の規定にかかわらず、昭和二十六年度に限り、同条第一項の保険関係が成立する保証をした借入金額の総額の指定法人を通ずる合計額が、百億円をこえない範囲内

で、同項の契約を締結することができる。

3 中小企業信用保険特別会計法(昭和二十五年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「法第八条の規定により政府が代位した貸付金債権の回収金」を「法第八条(法第九条の五第三項において準用する場合を含む。)の規定による代位による回収金」に改める。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律
(昭和二十六年十一月三十日
法律第二百七十六号)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「六万円」を「八万円」に、「四万八千円」を「六万四千元」に、「四万三千元」を「五万七千元」に改める。

第九条中「三千元」を「五千元」に改める。

第十条中「一万二千元」を「一万三千五百円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条及び第十条の改正規定は、昭和二十六年十月一日から、第九条の改正規定は、昭和二十六年十一月一日から適用する。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(二七六)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七七)

一八四

2 議長、副議長及び議員並びにこれらの秘書が昭和二十六年十月一日以後の分として既に支給を受けた歳費及び給料は、この法律による歳費及び給料の内払とみなす。議長、副議長及び議員が昭和二十六年十一月一日以後の分として既に支給を受けた通信費についても同様とする。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十六年十一月三十日
法律第二百七十七号)

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十四号を次のように改める。

十四 中央更生保護委員会の委員長及び委員

同条第二十五号を削り、同条第二十六号を同条第二十五号とする。

第三条を次のように改める。

第三条 内閣総理大臣等の俸給月額は、内閣総理大臣等のうち大使、公使及び秘書官以外の者については別表第一に、大使及び公使については別表第二に、秘書官については別表第三による。

2 別表第二により大使及び公使の受ける俸給月額の号俸は、外務大臣が大蔵大臣と協議して定める。

3 別表第三により秘書官の受ける俸給月額の号俸は、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、経済安定本部総裁、最高裁判所長官、人事院総裁又は会計検査院長が大蔵大臣と協議して定める。

第九条中「千八百五十円」を「二千二百円」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条本文中「第二十六号」を「第二十五号」に改め、同条但書を次のように改める。

但し、政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の規定によりなおその効力を有する旧政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律第十一条の規定の適用を妨げない。

別表を次のように改める。

別表第一

官	職	名	俸	給	月	額
内閣総理大臣						八〇、〇〇〇円
国務大臣						
人事官及び検査官						

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(二七七)

一八五

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（二七七）

一八六

国立国会図書館長

六四、〇〇〇円

国家公安委員会委員

全国選挙管理委員会委員長

内閣官房長官

衆議院及び参議院の事務総長

公正取引委員会委員長

地方財政委員会委員長

公益事業委員会委員長

地方行政調査委員会議長

外国為替管理委員会委員長

統計委員会委員長

電波監理委員会委員長

土地調整委員会委員長

六〇、〇〇〇円

証券取引委員会委員長

文化財保護委員会委員長

宮内庁長官

政務次官

衆議院及び参議院の法制局長

五七、〇〇〇円

内閣官房副長官

公正取引委員会委員

地方財政委員会委員

全国選挙管理委員会委員

公益事業委員会委員

外国為替管理委員会委員

電波監理委員会委員

土地調整委員会委員

五三、〇〇〇円

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（二七七）

一八七